

(第一類 第五号)(附屬の一)

(四二)

第三回 国会
衆議院

農林水産委員会 地方行政委員会 文教委員会 連合審査会議録 第二号

昭和六十一年十一月二十日(水曜日)
午前十時開議

出席委員
大蔵委員会

委員長 越智 伊平君

理事 熊谷 弘君

理事 中川 秀直君

理事 上田 卓三君

理事 坂口 大島 理森君

理事 平沼 伊藤 戸田 藤田 矢追

理事 沢田 金子原二郎君

理事 正森 川崎 野口 藤井 宮地 成二君

理事 米沢 中川 昭一君

理事 伊藤 菊雄君 高敏君

理事 起夫君 秀彦君

理事 高敏君 茂君

理事 伊藤 菊雄君 力君

理事 伊藤 菊雄君 高敏君

理事 伊藤 菊雄君 秀彦君

理事 伊藤 菊雄君 高敏君

稻葉 修君

委員長 高鳥 修君

理事 村山 伸三君

理事 安田 修三君

理事 尾身 公介君

理事 幸次君

理事 長谷川 岩君

理事 尾身 幸次君

委員長 阿部 文男君

理事 中野 寛成君

理事 正久君

理事 佐藤 誠君

て質問しようと思いましたが、時間がありませんから、次の点に絞つて質問してまいりたいと思います。

国鉄監理委員会、参つておりますか。今後の国鉄の分割・民営化について、三島三分割、本州が三分割、六分割だ、こう言われております。しかし、実際は二十四分割になるのじやないですか。どうですか。

○林政府委員 様お答え申し上げます。
今回の私どもの意見書によりますと、旅客部門と貨物部門を機能的にまず分割するということございまして、貨物は全国一本の株式会社というふうに考えております。

旅客部門につきましては、ただいま先生御指摘のよう全国六分割ということをございます。

さらにバスにつきましては、一応私どもとしては全国十三ブロックに分けてそれぞれ独立させた方がいいのじやないかという考え方でございますが、これについては旅客会社が一なん引き継いだ上でさらには分離をするものは分離をしていくという考え方でございます。

そのほかに、新幹線の保有主体、あるいは旧国鉄、さらに通信部門については全国ネットワークでございますので、別途の経営形態がよからう。それから研究部門につきましては、鉄道技術研究所あるいは労働科学研究所、こういうものを一本にしまして別の公益法人という形がよからうとうふうなことで、それぞれ機能あるいは地域的に分割案を考えおりまして、御指摘のように二十数分割になる、分割と申しますか、機能的に分離をしていくという考え方をとつておられるわけでござります。

○越智委員長 質問者も答弁者も簡単明瞭に、全員に聞こえるような声でお願いをいたします。
○戸田委員 六分割の旅客鉄道部門については、確かに資産や基金あるいは株保有、そういうたるものをお出されておりますが、その他の問題については全然出でないでしょ。どうですか。
○林政府委員 それぞれの事業主体の資産とか引

き継ぎ債務というものがどうなるかという御質問かと思ひますけれども、この点につきまして考え方を申し上げますと、旅客人社については、資産について方を申し上げますと、旅客人社については、これには意見書にも数字が書いてござります。そのほか貨物会社あるいはその他の事業主体についても、これ

はそれらどの程度の資産を引き継いでいくか、あるいは債務はどうなるかということについては検討しておりますけれども、貨物会社については、これはさらに詳細に十一月中に検討する必要があるということで具体的な数値は意見書の中には書いてないということでございまして、それぞれ

ベースとしてはいろいろな計算は全部してござります。
○戸田委員 委員長、マイクが悪いようですから、ちょっと整備してください。——要員の合理化等の問題についてはこの前触れましたから触れませんけれども、時間がないものですからこちらで持つておる数字を発表して質問してまいりたいと思っておりますが、各分割されたいわゆる地域職員表ということになりましようか、北海道の場合には、現在二万八千人おるのです。これが最終的には一万五千といふことで、一万三千の過剰。東日本が十一万四千、余剰人員が一万九千、東海が三千、これに対して三千の余剰、西日本が七万一千名、九州が二万七千に対しても一千一千、こういうことで、全国的には六万一千名の実余剰人員、こうなっていると思うのですが、これはいいですか。

○林政府委員 ただいま先生の御指摘のとおりでございます。
○戸田委員 それで、なおかつ、今言われました鉄道貨物会社、研究所、基幹的通信、旧国鉄、新幹線の保有主体等々にそれぞれ要員を配置にはなっていますけれども、これらに対しては資本金とか資産とかいうものは全然ないです。運輸大臣、こういうことは本当に年金の財政確立一つとらえてみても審議できないのじやないです。どうですか。

○林政府委員 それでは考え方を申し上げますと、旅客鉄道会社につきましては、資産について事業用資産は原則として簿価で引き継ぐ、さらに関連事業用資産とか出資株式などは時価で引き継ぐ。さらに鉄道貨物会社についても、これは全く同じ考え方でござります。

その引き継ぎ資産に対しましてそれでは債務はどういうふうに引き継ぐかということをございまして、たまたまの資産額から資本金と退職給与引当金の額を差し引いた額を債務として引き継ぐ、こういう考え方で数字的には整理をしてございま

す。
それから、それ以外の新幹線保有主体につきましては、資産を再調達価格で評価いたしましてそれに見合った債務を引き継いでもらう。ただ、現実の債務としては簿価に見合った債務でござりますが、それを引き継いでもらうということで、ほかの事業主体につきましてもそれぞれ考え方を整理して、それに見合った資本金とか資産額はすべて計算をして、それに応じて整理をしているということでござります。

○戸田委員 二年間かかる百三十四回に及ぶ審議をしてきたと言ふけれども、そういう資料は一切未公開でしょう。密室の中でもやられている。これは資料出してもらえますか。運輸大臣どうですか。

○林政府委員 必要な資料につきましては、整理をいたしまして、お出しできるものはお出したいたします。
○戸田委員 大蔵大臣、NTTとか専売公社の民営化のときには、あらかじめ全部経営主体とか経営形態、それから資本金、資産等々全部出しまして、それで審査をしました。今回の場合は、全然それは出でないんですね。監理委員会の答申があつただけで、担当大臣の運輸大臣の方からも全然出でない。これは要請としてこれから出してもらいたいと思うのですが、運輸大臣どうですか。

○棚橋(泰)政府委員 お答え申し上げます。
ただいま先生御指摘になりましたように、これから国鉄の民営分割を進めるにつきましては、い

ろいろな数字的な面というものを詳細に検討して明らかにしなければならないと思つております。ただ、それにつきましては監理委員会から御意見がございまして、それを踏まえまして次期通常国会までに法律案を提出するということをございます。

それで問題になるのは、從前はやめるときに一時期に間に合うようにひとつ努力をしていただきたいと思います。

○戸田委員 これは、連合審査が終われば個別委員会に帰りますよから、でき得るだけそういう御提示申し上げるかということについては今の段階では全く白紙とも申しましようか、そう言わざるを得ないと思ひます。

○竹下国務大臣 昨日、本委員会が終了いたしました後に閣僚が寄つて話したという実績はまだございません。したがつて、どういうふうなものをお出し申しあげるかということについては今の段階では全く白紙とも申しましようか、そう言わざるを得ないと思ひます。
○戸田委員 これは、連合審査が終われば個別委員会に帰りますよから、でき得るだけそういう御提示申し上げるかと申しましようか、そう言わざるを得ないと思ひます。
それで問題になるのは、從前はやめるときに一年の平均、これを積算して土台にしまして年金を計算をした。今度の改正では四十年平均のものになつていくわけですから、すなわちその点で給付は相当ダウントする。これはどのくらいダウントし

ましょつね。

○門田政府委員 今回の改正でどういうふうに違ひが出るかということをございますが、もちろんこれは人によっていろいろ違つてくるわけをございます。ただ、国鉄共済の方々につきましては、既に既裁定者につきまして一割程度の水準まではスライドを停止していく、こういう措置を講じております。

一般的には今回の改正は一割程度のダウン、こういうことでございまして、国鉄の場合にも、そういう中であとはケースによって違いが生じてくる、こういうふうに考えております。

○戸田委員 審議官、二つあると思うのですよ。国家公務員全グループのダウンの中身と、それから国鉄の関係とちょっと違いますからね。どうなっていますか。

○門田政府委員 今区分しておっしゃられたとおりでございまして、一般の公務員の場合と国鉄共済組合員のケースと、そういう区別でよろしいのだと思いますが、実際の比較は、国鉄共済組合員の場合ですと、実態に即して考えますと今回の改正によってそれほどの差は生じてまいらないのではないか。所得水準の高い人につきましてはある程度給付水準のダウンということがございましょうが、平均的にはそう生じてまいらない、こういふうに理解しております。

○戸田委員 私の試算でいくとおおむね、ピーク

時がありますけれども、二十年間で調整していく

わけですから、そうしますと最終終着駅に参りま

すと大体三割、二八割くらいですかね。この程度

がある。ところが、国鉄の場合は職域加算も減

るでしょう。適用除外でしよう。みなし従前額保

障、これも適用外ででしょう。この二つでそれよ

りは相当ダウンするわけです。みなし従前額だけ

考えて、対象人員がどのくらいになるかわかりま

せんが、二万人程度としまして積算しますと、ス

ライド一〇%停止、みなし従前額保障を切つて、

これで約四〇%下がる。だから、同じ国家公務員

等のグループであつて国鉄はそのくらいダウンするわけですね。それはそなりませんか。

をいたしております。

○戸田委員 時間もありませんから、後でまたゆっくりります。

官房長官がお見えでございますからちよと、きのうの答弁の後、記者団に対しても発表の段

階で、法案通過までの報告は政府見解とは限らぬ、こういう要旨の発言があつたと聞いております。

○戸田委員 今回国鉄関係は職域年金部分がついてこない、この面の相違に帰着する、こ

ういうふうに考えております。

○戸田委員 大臣、どうして今回国鉄関係は職域年金部外し、みなし従前額保障を外し、そしてな

おかつスライド、これを一〇%停止。このスライド一〇%停止は五十八年統合時から、これはよく

わかります。その二つの問題について、どうして今回そういうふうに適用除外したのでしょうかね。

○竹下国務大臣 この国鉄共済の年金財政、これは危機的な状況にあって、六十年度以後は年金給付の支払いに支障を來す状況にありますので、同

年度以降は財政調整事業を実施して、国鉄共済グループ内の他組合からの財政援助により年金支払

い財源を確保する。そこで、財政調整に当たりま

しては国鉄共済の組合員も高水準の掛金を負担し

ていただきごととしているほか、他組合の組合員

も、財政援助に必要な拠出金の費用を負担するた

め所要の掛け率の引き上げを行つた。他方、既裁

定の国鉄共済年金の受給者についても、他共済に

お答え申し上げたところでございまして、それ以外のことなどなにも一切申し上げておりませ

ん。本委員会での御質疑をそのまま記者会見でも申し上げたところでございます。それではきのうの答弁どおりだということですね。

○藤波国務大臣 委員会でお答えしたとおりでございました。

国鉄共済を中心にして、今まで、約一時間くらいでありますけれども、いろいろ質問してまいりました。私は決して国鉄だけをどうのこ

うのと言うのじゃなくて、いずれにしても七十年以降年金を一元化する、こういうのでありますから——私は公書の基本法をつくったときも関与

ろあります。三種類七制度、こう言われておりますが、これをいすれにしても一本化していくわけありますから、その土台となる国民の年金基本法というようなもの、こういうものをこの際つくつてはどうか、こう考えるのあります。そして、その基本法に基づいて統一、一元化を図る、こういうことである。今、国民は年金についていろいろ読んだり勉強しておりますけれども、なかなかわからないことが多い、非常に多いのです。ですから、そういう点からいえば、これを見ればすぐわかるもの、なるほど年金はこうなるのだな、我々の老後の生活が完全に保障されるのだな、安心して生活ができるのだなというような、未来を開くいわゆる年金保障、そういうものの土台をつくる必要があるのじやないかと考えるのでですが、かわからぬことがあるのじやないかと考へるのかというお話をございましたので、可及的速やかにとお答えをいたしました。しかし、もっとと

前向きに誠意を持つて検討を進めろというお話をございましたので、誠心誠意政府をいたしまして國鉄共済問題を検討いたしてまいります。その検討いたしました結果を本法案が衆議院を通過するまでに委員会に報告いたします、こういうことをお答え申し上げたところでございまして、それ以外のことなどなにも一切申し上げておりませ

ん。本委員会での御質疑をそのまま記者会見でも申し上げたところでござります。それではきのうの答弁どおりだということですね。

○竹下国務大臣 私も率直に申しまして、年金問題につきましては、朝のテレビで前の山口年金課長さんの話を聞いておつたり、いろいろいたしま

すが、お互い国会議員一人一人でもその練度といいますか、差はかなりある、事はどうようと難し

い問題であると思つております。

今のお考え方、私も判然と理解をしかねておりますが、例えば年金基本法みたいなものがあつてそれを基づいて将来の一元化——一元化の哲学がま

ず存在して、それに基づいて一元化の作業が行われていくというような発想であるとしたならば傾聴に値する御意見だなという感じは素直に持つたということだけお答えいたします。

○増岡国務大臣 これから一元化の作業を進めるわけでござりますので、制度間の調整をどのようにするか、あるいは負担と給付の公平をどういうふうに図っていくかということがこれからの課題

ありますので、今直ちに申し上げかねますけれども、そういうものを整備していく上には一つの有力な御意見として承つておきたいと思います。

○古屋国務大臣 ただいま厚生大臣が答弁したとおりに考えております。

○松永國務大臣 私は私学共済の方の担当でござりますが、先生よく御承知のとおり、私学共済は我が国の私立学校教育の振興のために非常に大きな役割を果たしておるわけでありまして、そういったことを踏まえながら、同時に公的年金の一元化については給付と負担の両面において調整を進めていくことになります。それで、私学共済年金制度の沿革等にも配慮して、私立学校教育の振興に資するというねらいが損なわれることのないよう対処してまいりたいと考えております。

○佐藤國務大臣 先生にお答えいたしました。

私は農林年金の担当でございまして、農林年金につきましても、公的一元化の方向を踏まえつつ、農林年金制度の沿革等にも配慮して、農林漁業団体職員の人材確保を図るというねらいが損なわれることのないよう万全を期してまいりたいと考えております。

○戸田委員 若干延びて申しわけありませんでした。

○越智委員長 沢田広君。

○沢田委員 官房長官来ておられますか、臨調答申でもそろです、この前の大蔵委員会でも述べた恩給の問題とバランスをとる、こういうことで、結論だけ言いますが、バランスをとる意思はあります。

○佐々木政府委員 お答え申し上げます。

今、いろいろと検討をいたしておる最中でございます。恩給は国家保障ではありますけれども、年金という面で公的年金制度と類似することは確かにあります。そこで、ただいま鋭意検討いたしておりますというところで……（沢田委員「言いわけはいいよ。とるかとらないか聞いているんだよ」と呼ぶ）検討中でございます。

○沢田委員 検討中ということでは答弁にならないます。この前の委員会でも、検討しておいて次回にはそのことについての回答を求めます、こう言つたはずなのです。だから来ていただいて、忙しいのだから先に帰してほしいと言うから、この問題

を一番先に挙げた。

じゃ、併給の問題、八百万円、それから二〇%の停止の問題、あるいは賃金スライドの問題、併給問題に踏み込まなければならぬ時期に当たっている。何回もそんなことを言わせないで、検討するならする。する意思がないならする意思がないとはつきり言つてくださいよ。

○佐々木政府委員 おっしゃるようによりますから、今年金制度の改革の関連で、例えばスライドの問題につきましては、これをただいま鋭意検討中であります。それから、多額停止の問題につきましても、ただいま種々検討中でございます。

今のところ、私ども最大の検討課題と考えておりますのは、今申し上げた二つでございます。

○沢田委員 これは大蔵大臣が官房長官に一言言つてもいい。これだけ国家公務員やその他が大変な状況になって、それぞれ痛みを分かち合っているという現状であります。その中にあって、旧来の状態をそのまま継続していくといふことは、痛みを分かち合うという立場からいつて不自然である。しかも、国家公務員は、六百万円を限度として併給調整では百二十万を超えた二分の一。片つ方は八百万円、課税所得金額の中で八百万円ですよ。課税所得金額で八百万円といったら、恐らく一千百万円から一千二百万円の所得の者でなければ併給調整の対象になつていいのであります。そういうのに、一方厚生年金は、八万ぐらいでも十五万五千円でも、それだけで併給調整が発効するようになつていい。そういう状況

○佐々木政府委員 お答え申し上げます。

今、いろいろと検討をいたしておる最中でございます。恩給は国家保障ではありますけれども、年金という面で公的年金制度と類似することは確かにあります。恩給は国家保障ではありますけれども、年金を一元化しようという時期でありますから、それとのバランスはうまく調整していただきなければならぬと思っております。

○沢田委員 時間の関係で、恩給の問題は厚生大臣と大蔵大臣、それから官房長官が約束をしたと聞きました。なるべくこれも審議中に一定のめどを出してもらうことを期待して、次に入ります。

次に、私学年金は、きのう多賀谷委員からも言えを申し上げたとおりでございます。各方面的御意見を十二分に参考にさせていただきまして今機

討をいたしておるところでございますが、その検討を真剣に急いでまいりたい、このように考えております。

○沢田委員 さつき二点だけ言わせましたけれども、二点だけの問題ではないだろうということを申し上げ、これは財政、予算で苦しい大蔵大臣、まだメスを入れれば入れる余地があるところをそのまま温存しておくとともに国民に対する義務を怠ることになるわけでございますから、今までたまにありますけれども、総務省が大変な状況になって、それぞれ痛みを分かち合っているという現状であります。

○竹下國務大臣 この問題は臨調答申でも指摘されております。それで、総務省でひとつ検討してもらおうということになつておりますが、大蔵省は蚊帳の外にあるというような態度で対応するつもりはございません。

○沢田委員 官房長官、結構です。

厚生大臣も、同様の趣旨であります。年金大臣として当然これに参加をし、同じような調整の中に含めていくべきである。こういうふうに考えますけれども、同様に見直しをする意思はありますかどうか。

○増岡國務大臣 私の担当の公的年金制度の中に恩給制度は入つておりますけれども、今、年金を一元化しようという時期でありますから、それとのバランスはうまく調整していただきなければならぬと思っております。

○沢田委員 時間の関係で、恩給の問題は厚生大臣と大蔵大臣、それから官房長官が約束をしたと聞きました。なるべくこれも審議中に一定のめどを出してもらうことを期待して、次に入ります。

次に、私学年金は、きのう多賀谷委員からも言えを申し上げたとおりでございます。各方面的御意見を十二分に参考にさせていただきまして今機

とやつていくのも一つの道だと思います。しかし、いすれにしてもそういう状況には来れないと思いまづけれども、私学の中にも、めちゃくちやで、いったようなことで極めて強制力が弱い。こういふようなことも含めて考えますと、恩給のかなたに、という言葉はありますけれども、歴史はさておき、ともかく当面の年金統一に向けてまず一步進めの段階ではないのかと思いますが、文部並びに農林、お答えをいただきたいと思います。

○松永國務大臣 私学共済につきましては、先生よく御承知のとおり、我が国の学校教育の中で果たしている私立学校の大きな役割がござまして、私学の教育を振興することが我が国の学校教育を大いに振興することになるわけであります。そのためには、私学に勤いでいらっしゃる職員の待遇を安定的にすることが私学の振興、したがつて、我が国の学校教育の振興になるということで、昭和二十九年から制度が発足したわけであります。

そして、この私学共済は、先生御承知のとおり成績度の極めて若い制度であります。しかし、全体として公的年金の一元化ということが決められておりまして、給付と負担の両面で調整を進めにくわけですが、その過程で、私学共済については、そうした全体の方向を踏まえながら、同時に私学共済の果たしておる私立学校教育の振興に極めて大きな貢献をしているというそのねらいを損なうことのないような形で今後検討してまいりたいと考えておるわけであります。

○佐藤國務大臣 沢田先生にお答えいたします。農林年金は、先生御存じのとおりでございますが、昭和三十四年、厚生年金から分離独立した制度でございます。

実は当時、厚生年金の給付水準というのは、公務員の共済組合制度の給付水準と比較しまして相当大幅な差異が生じておりましたため、厚生年金適用の農林漁業団体職員は、同一地域におきまして共済制度が適用されている市町村職員との間に

福利厚生面で不利な状況にあり、優秀な人材の確保に支障を生ずるという事情がございました。そこで、農林漁業団体職員につきましては地方公務員と同等の福利厚生面の充実を図ることとして制度創設をしたものでございます。近年におきましては、数次の改善を見まして、地方公務員及び国家公務員の共済と全く遜色のない農林年金制度となつております。

このようない農林年金制度の発足の経緯及び沿革等から、農林年金の果たす役割は今後ともますます重要なものとなると考えております。公的年金一元化の中での制度間の給付と負担の均衡を図っていく必要はございますが、農林年金制度の育成については一層の努力を尽くしてまいりたいと考えております。

○沢田委員 簡単に答えていただきますが、では農林も当面厚生年金等といふようなものと一緒になる意思はない——首を縊に振つてゐるからそう

うことだ。文部大臣も、成熟度がまだうんと低いから、これもまた当分は一緒になる意思はない、こういう考え方だ。これは文部大臣と農林大臣だけの見解ですか、それとも年金担当大臣の厚生大臣も了承された上の話ですか。

○増岡国務大臣 昭和七十年度に向けて公的年金の一元化を計画いたしておるわけでございまして、さしあたり今回の共済年金法の改正を行いますと、基礎年金が導入され、一部一元化がされるわけでありますけれども、それができました曉には、もつと突っ込んで給付と負担との公平あることは制度間の調整等をなすべきことでありまして、先生御指摘のことは今後の一つの大きな課題になつておられます。

○沢田委員 もう一つ簡単に聞きますが、文部と農林、一緒にならない。それは七十年になつても一緒にならないという意味ですか、それとも七十年になつたら一緒になつてもいいという意味ですか。それだけちょっとお答えください。

○松永国務大臣 今回の法案の成立によりまして給付面では一元化されることになるわけでありま

すが、負担の面での調整をどうするか、その点今後検討を進めてまいらなければならぬ、こういうふうに考へておいでいるわけであります。

〔越智委員長退席 戸井田委員長着席〕

○佐藤国務大臣 沢田先生にお答えいたしますが、農林年金につきましては、公的年金一元化の方向を踏まえつつ、農林年金制度の沿革等も配慮して、農林漁業団体職員の人材確保を図るという

いと考へております。

○沢田委員 厚生大臣、今の答弁で七十年には一緒になりそっと感じましたか、それともそつは問屋が卸しそうもなさそうだと感じましたか、どうですか。

○増岡国務大臣 それぞれ一定の条件が満たされれば、一緒になるうどいうお気持ちではないかと思ひます。

○沢田委員 じや、それでわかりました。

続いて、これは大蔵大臣と自治大臣にお伺いします。自衛官の五十五歳の支給は、特別の一定の組合員が特別の利益を得る、こういうことになる

こと、大蔵大臣その点の見解を、担当大臣では

ないですが、予算編成の上では大いに影響するわ

けですから、お答えをいただきたい。

○竹下国務大臣 まずとりあえずは今門田審議官からお答えしたわけでありますか、最終的には、人事制度上の問題という角度からこれは検討しなければならぬ課題だと思っております。したがつて、そういう関係者みんなでこれは相談しなければいかぬ課題だという問題意識を持っておりま

す。

○沢田委員 詰めた話で申しわけありませんが、要すれば、五十五歳という制度を政府で決めた。

私は五十五歳でなくとも、まだ自衛隊の中で勤務する以上は、やはり決めた側の責任において処理する、こういう原則は間違いないのだろう

と思うのです。大臣、もう一回、再確認であります

が、そういう理解をしてよろしくございましょうか。――時間がないですから、次の問題の方に行つて、その間考へてもらいますが……。

○門田政府委員 ちょっと専門的でござりますので、私最初にお答えいたします。

自衛官の問題は、沢田先生御指摘のようなど

ろが確かにあるわけでござります。したがいまし

て、勤務に伴つ特殊性から定年が五十歳から五十五歳、こういうことがあります。

そんなことがございまして、今回の改正でも支

給年齢は五十五歳、それから減額退職年金制度は

存続、こういう特別の措置を講じていますが、そ

の年金収支につきましては、自衛官の場合は自衛

官だけでやつておる、こういう状況でござります

が、

運輸大臣、きのうまでいろいろ国鉄年金問題が

から、確かに年金制度上は今後の成熟化に伴いましてだんだんと大変になつてまるという問題が基本的にはあるわけでございまして、今後、そこのところはそういうた自衛官の定年制あるいは定年の就職の実態、そういうことをいろいろ考えまして、あるいは自衛官の人事制度、そういう側面から考へていかなければいかぬ問題だ、こう考えております。

○沢田委員 これは政治の話ですから、事務的な答弁じやない。一般は六十歳に全部引き上げられました、特定の者は五十五歳から支給されます。その五十五歳から支給される分の損金についてだれが負担をすべきかということの意味なんです。だからそれは六十歳までは國の方で負担をしていくべきというのが当然の義務ではないのか、それを一組の他の組合に負担をさせるということは妥当性を欠く、こういうことになるのではないかと

こと、大蔵大臣その点の見解を、担当大臣ではないですが、予算編成の上では大いに影響するわ

けですから、お答えをいただきたい。

○竹下国務大臣 まずとりあえずは今門田審議官からお答えしたわけでありますか、最終的には、人事制度上の問題という角度からこれは検討しなければならぬ課題だと思っております。したがつて、そういう関係者みんなでこれは相談しなければいかぬ課題だという問題意識を持つております。

○沢田委員 そうしますと、来年の二万人の退職者が平均二百万円の年金を受領すると仮定すれば、ここで四百億。これは六十一年末から六十二年、六十三年、六十四年、こういうことで、まあ三

年とすれば二千二百億が六十四年末まで、言つてよろしくござります。

○沢田委員 そうしますと、来年の二万人の退職者が平均二百万円の年金を受領すると仮定すれば、ここで四百億。これは六十一年末から六十二年、六十三年、六十四年、こういうことで、まあ三

年とすれば二千二百億が六十四年末まで、言つてよろしくござります。

○門田政府委員 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、まず二万人の希望退職を募集いたしましたが、ただ、その二万人の希望退職につきましては、どの程度の年齢層を対象にするかと

いうことはまだ現在作業中でござります。したが

いまして、その年齢層によつて退職金の額が違

いますが、おおよそ平均的に先生が御計算になつた

組上にのりました。一応これから六十年三月以降の減員対策、これをとにかく発表していただけませんか、六十四年末まで結構です。

○山下国務大臣 国鉄改革の実現のためには、民鉄並みの生産性を前提とした効率的な要員配置となることが不可欠でございます。したがいまして、昭和六十二年度の頭首における国鉄の在籍職員数を約二十七万六千人と想定をいたし、このうち

のであればそれに人数掛けた分、おっしゃるよ
うなことだと思います。

さらに、その後、四万一千人、清算機関である旧
国鉄で退職をいたしますが、その退職金につきま
しても、その年齢層によりますけれども、それに
平均額を掛けた額、それは必要な退職金として計
上すべきと考えております。

○沢田委員 そうすると、大体今言つた金額は、
現在四千三百億か四百億の積立金があつて、住宅
貸付で千百億、それから債券で大体千百億、これ
があるとして、残りの千八百億は、最悪の場合は
使うことは可能である、こういうふうに解釈して
よろしいですか、運輸大臣。

○山下國務大臣 今のお話は年金でござります
か、先ほどは退職金でございましたが……（沢田
委員「年金」と呼ぶ）年金はそのように御理解いた
だいて、おっしゃるとおりだと思います。

○沢田委員 そうしますと、いわゆる年金の積立
金四千億の中で、例えば六十五年にはもう新しい
財政調整に入つてしまつ。そうすると、六十四年
までの損金としては、一千百億の債券を例えれば大
蔵省あたりが肩がわりたとすると、一番高い金
利が九・四ですから、一千億を肩がわりたとす
れば、九十四億分の利子を大蔵省が考えればおお
むね年金の支払いには支障はない、こういう状態
が生まれるような気もしますが、大臣はどうです
か、自信はありますか。（山下國務大臣「年金は大蔵省が……と呼ぶ」では大蔵省、お答えください）

○門田政府委員 今沢田先生から、一つのアイデ
アでお話をあつたと思います。お話をそういうこ
とであろうかと思ひますが、借入金といいますか
そういう形でしのぐというようなことが実際に適
当かどうかとか、利子相当分を国庫で見ることが
適當かどうかとか、そういう問題がござります
が、沢田先生の一つのアイデアであろうという感
じはいたします。

○沢田委員 極めて現実的な対応を迫つたわけで
あります、不十分さは免れませんが、次の問題で

に行きます。

運輸大臣、公安員の処分は——公安員の処分と
のことだと存じます。鐵道公安業務につきまして
は、監理委員会の御意見によりまして警察関係の
方に移管をするということと、ただいま関係方面
と折衝中でございます。したがいまして、それに
伴いまして所要の要員は警察の方に移管していた
だけないかということで、現在検討中でございま
す。

○沢田委員 では、統いて標準報酬ですが、自治
大臣、地方団体は平均率を適用するようになります
した。これはどういう理由ですか、ひとつ簡潔に
お答えいただきたいのです。

○古屋國務大臣 今の取り扱いを異にしておると
いうことでございますが、地方公務員共済の場合
は、地方団体が三千三百あります、その間によ
りまして手当が区々あるということ、支給状況
にも差がある、そのためそれを年金に反映させ
ると、同種の職務の地方公務員の間で公共団体に
よつて大変違ひが出てくるというような結果にな
るわけでござります。したがいまして、平均給料
月額は、給料に公務員の平均的な手当の率を勘案
した補正率を乗じた額の全期間の平均の額とする
こととしております。国家公務員や厚生年金と違
う点は、今申し上げた理由からでございます。

○沢田委員 これは大蔵大臣の方の国家公務員関
係も同じなんあります。どこからどこまで違う
か、どの程度の違いをもつて違うと言つうか、これ
はいろいろ解釈上はあると思うんですね。ですか
は、今は標準報酬の位置づけはどうあつた方が望ま
しいとお考えになられますか。

○内海政府委員 いろいろ申し上げればいろいろ
な考え方ございますが、簡潔に申し上げますと、
やはり現在の公的年金といつもの一元化への大き
き流れ、それから安定というふうなことを考
えますと、国家公務員の場合、厚生年金に歩調を合
わせていくとともに、私はまあ納得せざるを
告げない方向かと考えております。

○沢田委員 人事院統裁、明快な御答弁で、次
して、そして全統一——というような状況のときにそ
して、今の自治体関係がそういう措置を講じたと
いふことがあります。

の中身を検討するというのが道筋ではないのか、
こういうふうに思います、まず大蔵大臣から聞
いて、厚生大臣にお伺いしたいと思います。

○竹下國務大臣 御案内のとおり、たばこ、電車、
これは民間になった。そうすると、方向としては
厚年に合わせるということの方が一番近いのじゃ
ないか、こういう判断に基づいたというふうに御
理解をいただきたいと思います。

○沢田委員 これは大蔵だけの問題でしたら後で
また大蔵委員会でゆっくりやりますが、厚生大臣、
どうですか。例えば自治体はそういう方法をとつ
た、国家公務員の方も同じ方法をとるということ
は、厚生大臣としては望ましいことですか、望ま
しくないことですか。

○増岡國務大臣 それぞれの年金制度の過去の歴
史、特殊性からそういう問題が発生しておると思
います。しかし、将来の年金一元化の方向に向
ましては、そういう問題も調整する必要があろう
かというふうに思います。

○沢田委員 人事院統裁は直接これには関係はな
いのだと想うのであります、手当の問題はどこ
にも起つて来る問題だらうと思うんですね。それ
を自治体は一つの割合でいくことにした、国家公
務員の方は電車と専売を理屈の中に含めておりま
すけれども、国家公務員の中でも多種多様なんで
すよね。それを今度は個々にやるということのは
めであります。厚生年金並みというようなことをあ
なたも言われておつたようですが、その点、私が聞
き違えでしたら、あなたの考えは間違つてゐる、
度の自治体がとつた措置と同じ方向で勧告してほ
しい、こういったような意味で私は申し述べたつ
て、それが実現したこと私どもはやはり非常に
納得しております。

○沢田委員 ほそぼそ言つてゐるものですから、
さつき聞き間違えをしたようになりますが、今
度の自治体がとつた措置と同じ方向で勧告してほ
しい、こういったような意味で私は申し述べたつ
て、それが実現したこと私どもはやはり非常に
納得しております。

○内海政府委員 ほそぼそ言つてゐるものですから、
さつき聞き間違えをしたようになりますが、今
度の自治体がとつた措置と同じ方向で勧告してほ
しい、こういったような意味で私は申し述べたつ
て、それが実現したこと私どもはやはり非常に
納得しております。

○沢田委員 ほそぼそ言つてゐるものですから、
さつき聞き間違えをしたようになりますが、今
度の自治体がとつた措置と同じ方向で勧告してほ
しい、こういったような意味で私は申し述べたつ
て、それが実現したこと私どもはやはり非常に
納得しております。

○内海政府委員 ほそぼそ言つてゐるものですから、
さつき聞き間違えをしたようになりますが、今
度の自治体がとつた措置と同じ方向で勧告してほ
しい、こういったような意味で私は申し述べたつ
て、それが実現したこと私どもはやはり非常に
納得しております。

きます。

職域年金なんですが、これは、人事院統裁は関
係ないというふうにきのうは答弁されたような気
がしますが、そういうことですか。

○内海政府委員 法案作成自体には直接的な関与
がございませんので、法案そのものについては私
どもは関与いたしませんが、法案に至るまでのい
ろいろな、職域年金というものを設けてほしい、
あるいはそういうものがぜひ必要である、これは
がございませんので、法案そのものについては私
どもは関与いたしませんが、法案に至るまでのい
ろいろな、職域年金というものを設けてほしい、
あるいはそういうものがぜひ必要である、これは

締め、いろいろな公務員法に縛られて生活をしていった代償として得るのには、若干今までは少な過ぎる。答弁はいいです、恐らく食い違うのだろうと思いますから。また簡単に私の言つたとおりにしますともここでは言えないでしようから。とにかくそういう強い要望があつたということをひとつ頭の中に入れておいていただきたい。

次に、国家公務員災害補償法それから労働者災害補償法、それから地方公務員にも災害補償法がありますし、恩給のいわゆる災害基準もある。これは労働大臣ですか、労働基準局長が来ています。が、これをとにかく統一する必要があるということを今言いたいわけです。国家公務員の方の災害補償法、それから恩給という等級、同時にまた労災でいう等級が皆まちまちなんです。皆まちまちであったのでは、同じ三等級で免稅になる人もいれば課税される人もいる、あるいはひざから上の入る場合もあればひざから下切斷も入る場合もあるしということで、極めてまちまちなんです。とにかくこれの統一化に向けて対応していただきたい。どこの省が担当するかわかりませんが、恩給法でいう災害、それから国家公務員災害、労災、こういうものについて御検討いただきたいと思いますが、ひとつ括してどこかの大臣が責任を持つて御答弁をいただきたいと思います。

○小粥義 政府委員 お答えします。
いわゆる災害補償関係の法律に基づく障害等級のずれがある点については、今後ないように努力してまいりたいと思っております。

○沢田委員 事務当局の答弁では困ってしまうんで、やはり政府の答弁としてももらいたいのです。今の答弁どおりですなら今の答弁どおりですといふことで、大蔵大臣、厚生大臣が責任を持って答えてください。

○竹下国務大臣 基本的に年金では合わせましたのが、ただいまの労働省のお答えがありました分につきましては、労働省のお答えの線で我々も協力していく。担当でないものですから、大体その辺

が答弁の限界かな、こんな感じでございます。

○沢田委員 了承したものではないということを

○戸井田委員長 加藤万吉君。

〔戸井田委員長退席、越智委員長着席〕

の財政再建計画、やがて、この国会で審議中に出されると言われました。これに対する金、いわゆる不足する財政調整額、おおむね今度の國公共共済その他からの支援を四百五十億、プラス单年度で七百億ないし八百億、総額で約四千億、これは、先ほど運輸大臣がおっしゃいました二十一万五千人の体制に入る際にそれに必要な退職年金額の不足額、こういうふうに理解してよろしくごさいますか。

○門田政府委員 国鉄の共済年金制度全体の収支の中で現に三共済から補てんを受けているそうですが、ひとつ括してどこかの大臣が責任を持つて御答弁をいただきたいと思います。

○加藤(万)委員 国鉄全体の共済の収支の中でなおかつそれだけのものが生ずる、これは当然のことですが、二万人の希望退職あるいは四万一千人の配置がえの問題を含め、それに必要な退職年金額として總体として必要だ、こういう理解でいいですね。いま一遍答弁してください。

○門田政府委員 国鉄の方が退職されていくといふ場合に、年金共済上そういうことになるということをございます。

○加藤(万)委員 地方公務員共済が払うわけですよ。例えば勤続四十年としまじょうか、地方共済に二年いた、その場合のその人の退職年金は地方共済の会計で払うのです。どうでしょう。先ほど

門田審議官は退職時における国鉄共済年金の赤字

が三千億から四千億、大きっぽいにおっしゃいまし

た。身分移管をして三十八年分のこの共済年金の積立額に相当するものはこの債務額には入っていない

ませんね、門田審議官の話を聞けばそのとおりに

なるわけです。当分の間、国鉄共済は国鉄共済全

体、仮に分割になろうと民営になろうと国鉄共済

は一本でやる、こういうことが決まっています。

しかし、その人の身分が地方共済に移った場合には、一体この間のお金はどう払うのでしょうか。

仮にその人の勤続年数が四十年あります、二年

間は地方共済、三十八年間は国鉄共済、こういっ

ような点については今後関係省との打ち合わせが必要でございます。また、そういう方たちの年金をどういうふうにするかということもいろいろ問題はございますが、私の方としては、鐵道治安を守るために必要な人員は確保したいということでお詫びを進めておるところでございます。

○加藤(万)委員 大蔵大臣、三千人の人ですね、仮に年額五百万にしまして約百五十億、私もう少しかかると思うのですが、事業主負担があります

から、したがって、仮に六十一年度から鐵道公安百億ないし八百億、総額で約四千億、これは、先ほど運輸大臣がおっしゃいました二十一万五千人の

体制に入る際にそれに必要な退職年金額の不足額、こういうふうに理解してよろしくごさいますか。

○門田政府委員 地方公務員共済から共鉄共済から地方共済に移るわけです。仮に六十一年度に身分移管がありまして、六十二年度にいろいろな事情があつたりして死亡しない場合は退職する、こうなりますと、この年金の支払い窓口はどうなりますか。

○門田政府委員 地方公務員共済になられた後の話でございますから、これは地方共済組合ということになります。

○加藤(万)委員 地方公務員共済が払うわけですよ。例えは勤続四十年としまじょうか、地方共済に二年いた、その場合のその人の退職年金は地方共済の会計で払うのです。どうでしょう。先ほど

門田審議官は退職時における国鉄共済年金の赤字

が三千億から四千億、大きっぽいにおっしゃいまし

た。身分移管をして三十八年分のこの共済年金の積立額に相当するものはこの債務額には入っていない

ませんね、門田審議官の話を聞けばそのとおりに

なるわけです。当分の間、国鉄共済は国鉄共済全

体、仮に分割になろうと民営になろうと国鉄共済

は一本でやる、こういうことが決まっています。

しかし、その人の身分が地方共済に移った場合には、一体この間のお金はどう払うのでしょうか。

仮にその人の勤続年数が四十年あります、二年

間は地方共済、三十八年間は国鉄共済、こういっ

た場合、共済を支払う窓口は地方共済の窓口ですから、この積立金はないのです。先ほど我が党のそれを流用すれば二万人の分は利子を加えて足りるじやないかという話がありましたけれども、これは少しこちにおきます。おいたにしても積立額もゼロです。一体このお金はどうするのでしようか。

○竹下国務大臣 積立金は移管をしなければならぬ、それを私どもがこれから検討しなければならないのは、支給開始時に移管するのかあるいは身分が移ったときに移管するのか、それはこれから検討課題であるというようなところまでは私の念頭にございます。

○加藤(万)委員 農林大臣、農林共済年金が厚生年金から農林共済年金に移つたのは厚生年金の被保険者だったのです。これは積立額はそのまま移動しましたね、どうですか、答弁してください。

○佐藤国務大臣 加藤先生にお答えいたします。

厚生年金から分離する際、昭和三十四年一月現在において農林漁業団体に勤務する者については、昭和三十四年前の厚生年金からすべて農林年金の組合員期間とみなして年金額算定の基礎期間としております。したがつて、農林漁業団体の職員が厚生年金に支払った保険料相当額は農林年金に移管しております。

○加藤(万)委員 大蔵大臣、今お聞きのとおりです。身分を移管したときには厚生年金は金を払つておられます。大臣何ですか、給付時にやるあるいは身分移管時にやるかはこれから検討だ、こう言つておられます。筋が通らぬじやないですか。しかも、先ほど言いましたように三千億ないし四千億は退職時における退職年金の必要額、不足額ですよ。プラスの身分移管に伴う国鉄年金の積立金の移動というものがこれに含まれなければならぬですよ。鐵道公安官三千人ですね。気象庁では、最近何か百人ほど引き取るという話です。これは国

田長官が各官庁それぞれ国鉄の人を無試験で採用しないさい、こうやつてありますね。川崎の市長などは、地方自治団体でもこれを受け入れてもよろしい、いわば国鉄の救済策というものを、非常に手広く全体で、人の面では考えようとしているわけです。お金の面ではどうなるのですか。どこかの会合で山口労働大臣が大分言われたそうですがれども、地方団体はどうも国鉄の人員の引き取りについて非常に不熱心だ。不熱心じやないのですよ。裏づけをする財政措置が何らなくして、地方団体が、そうですか、受け入れましようと言うわけにはまいらぬでしょ。私はまず第一に、昭和六十四年度までにおける国鉄の債務額が単年度で七百億から八百億、通年で三千億から四千億、プラスの今言つた分が含まれていかなければいけないと。思うのです。それをいつ払うかは別ですよ。これは大臣、これからいろいろやりとりしましょ。しかし、その分が含まれて昭和六十四年度までの国鉄共済の財政再建計画というものはつくられなければ、これはつじつまが合いませんよ。大藏大臣、どう思いますか。

○門田政府委員 今御指摘をいただいていますのは積立金の問題でござります。先ほど御答弁申し上げましたように、単年度の収支という話と積立金の増減の話と若干次元は違うわけですが、もちろん積立金が減少しますと経理的にも困難を生じる問題でございます。

この問題は、先ほど大臣から答弁がありましたが、よう、移しがえをしていく問題を今後のいろいろな問題を検討する関連で考えていかなくちゃいけぬ、そういう性格のものだと思います。

○加藤(万)委員 門田さんはすばらしいベテランの筋の方だと私は思いますよ。ですから、私は最初に念を押したのです。このお金は退職年金に必要額ですか不足額ですか。そうですという答えであります。あなたほどの人ならば、身分移管が起きる際にこの積立額の移動というものは当然加味されなければならぬということは考えられることがあります。あなたほどの人ならば、身分移管が起きる際

にも、もう六十二年度に支払いが起きたかもしかねのです。あるいは身分移管に伴って、既に死亡したとすれば地方共済がその分の遺族年金を払わないわけにはいきませんよ。したがって、それは地方共済の窓口で払う。しかし、そのあとの方はどうしてくれたんだという答えが出てこなければ、この二万人、四万一千人をそれぞれの職場で就職をあつせんしようとしても受け入れ先がちゅうちょするんじゃないでしょうか。どうでしよう大臣。

私はこれ以上この問題だけを詰めませんけれども、これはきのうの官房長官の答弁にありました国鉄の共済の再建計画というものの中に当然含まれて検討され、この法案が審議をされる間に、一定の結論を、きのうの大質問に対する答えに含めて私はお答えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○竹下国務大臣 積立金の移管の問題は、確かに身分移管のときに持っていくか、あるいはそれが

発生したときに、四十年なら二対三十八で案分するか、それはこれから議論でございますが、今おっしゃいましたのは、国鉄共済の問題について大原さんに答弁をした、本院における審議中にお出ししますと言つたものの中に含めろ、こういうことでござります。検討はさせていただきますが、どこまで実際出るかということは、まだ会話をやつておりますん私も本当はこの辺までかなといふ勘ころが全くないわけではございませんが、一人で突つ走る話でもないし、今の意見は十分検討させていただきます。

ラスアルファでこういう要素もありますよということを頭に入れて、そのことを含めて将来的な展望はこうなりますよということはぜひ求めておきたいと私は思いますので、念のために申し添えておきたいと思うのです。

さて問題は、それでいきますと、昭和六十四年度までは、例えは具体的に出ている鉄道公安官だとか気象庁への就職だとか転職だとかあります。が、六十五年以降です。厚生大臣、きのうからずっと出ておりますように年金一元化の問題ですね。先ほどの答弁にもありました農林年金あるいは私学年金が、厚生年金と、給付の面である基礎年金の面で、基礎年金は共通のレールが敷かれたわけですから、一元化の方向に向かい、そしてやがて掛金でも一元化の方向に向かう。どうですが、六十五年以降、国鉄問題もここに起きますが、同時に郵政、たばこでも、それぞれの共済でそれぞれ限界が来るわけですね。

さて、こうなつてまいりますと、七十年の年金一元化という問題は、財政問題を含め、まさにいわゆる公的年金一元化の方向に行くんじゃないでしょうか。そうなりますと、結果的には厚生年金の財源をどうブルーするかという問題にいやが応でも突き当たるのですね。きのうの多賀谷質問で、今厚生年金の積立額約四十九兆円、やがて基礎年金の――私は厚生年金と国民年金の基礎年金の統一問題は、いわば厚生年金側から見れば国民年金側の財政調整。国民年金が御案内のように保険者と給付者とのバランスが、相当成熟度が高くなつたわけです。しかも、厚生年金の方の成熟度はきのうおっしゃいましたように一一%前後ですから、これを合わせることによって分母を多くし分子を相対的に少なくする。そこで、国民年金の財政を調整するという役割を果たしたと思うんですね。しかし、六十四年度以降になりますと、国鉄の共済に見られたような形がたばこや郵政の共済が指摘しているわけです。こうなつてきますと、給付と掛け金の一元化とともに、財政一元化という

○増岡國務大臣 私どもは、今国民年金は財政状態がそう悪くなつておると思いませんので、基礎年金を導入いたしましたのは、全公的年金の一元化を図る要素をつくつておこうというわけでござります。

また、御質問の積立金の問題につきましては、これが今後各公的年金が統合されるのがあるいは財政調整で終わるのかという結論も出ておりませんので、今にわかつには申し上げにくいと思いますけれども、しかし、御指摘の趣旨は、方向としてはそういう方向に行くべきものというふうに考えております。

○加藤(万)委員 厚生大臣、正直な答弁だと思うのです。そういう方向に行かざるを得ないだろうという答弁は正直だと思うんですね。

農林大臣それから文部大臣、先ほど厚生年金との統合といふのは当分考えていませんということを首を縊に振つていらっしゃいましたね、私どもの中田さんとの質問に対しして。それは、報酬比例部分に対するの独立性の給付として残すということなんですよ。しかし、やがては財源まで含め、その報酬比例部分に対する給付額も給付の方法もできる限り厚生年金ベースに合わせて、今度の場合もそうですけれども、やがて財源も含めて一元化の方向といふものを、厚生大臣がおつしやいましたように、将来的には見定めなくてはなりません。そういう要素が多分にありますということなんですよ。

さて、そうなりますと、大蔵大臣が、国鉄共済の担当大臣としてではなくして、予算編成をされる。やがてはニューリーダーとして大変高い位置につかれるとも新聞に出ていらっしゃる方ですが、その時期において、厚生年金財源にどのように各共済年金がかかわり合いを持つのか。三千万の厚生年金被保険者が、あのときにはだまされたという印象を持ちながら、もし財源のブームがあるということになりますと大変ですね。

私は、昭和十七年から実は厚生年金に入つておる一人です。私はこう思いましたよ、六十歳で厚生年金をもらえる、こう思いましたら、今度は六十五歳になつてしましました。率直に言つて、何か私が持つていて期待感というものが裏切られたような感じです。さらに、厚生年金は、きのう多賀谷議員が申し上げましたように、脱退一時金その他が多くて、結果的には積立額が非常に多くなつた。この間の年金を受給できない人もたくさん出てくる可能性もあるわけです。そういうものの結晶としての今の積立額なんですね。それに各公済年金やいわゆる年金統合という合理化、一元化という中で手がつけられていくわけです。そつなつてまいりますと、厚生年金の被保険者側からいければ、潜在的な負担債務負担を今時期に了承を与えるということになるのですよ。あるいは暗黙のうちにその分まで了解を得るということになる。これは大変なことです。先ほどの国鉄職員の人の身分が移管になり、同時にそれが共済組合員の移動になつた場合にも、はじめをきつちりつけませんと、地方共済で受け入れた側がそんなに見まするならば、このときに、いわゆる「公的年金一元化」という問題はどういうじめで給付と掛け金と同時に財源の元化に向かうかということになります。

同じように、七十年の年金統合化の長い視点から

私、実は總理がいらっしゃったときには、少くとも國の台所を預かる大蔵大臣ですから、この視点を抜きにしてこれからの一元化という問題を考えられますと大変なことになりますので、財政を扱う大蔵大臣としての見解をこの際求めておきたい、こう思います。

○竹下国務大臣 公的年金のいわゆる給付と負担のはば一元化ができる、そうすると、今度はいわば積立金の問題でございますが、理屈から言えれば、十五歳になつてしまつました。率直に言つて、何か私が持つていて期待感というものが裏切られたような感じです。さらに、厚生年金は、きのう多賀谷議員が申し上げましたように、脱退一時金その他が多くて、結果的には積立額が非常に多くなつた。この間の年金を受給できない人もたくさん出てくる可能性もあるわけです。そういうものの結晶としての今の積立額なんですね。それに各公済年金やいわゆる年金統合という合理化、一元化という中で手がつけられていくわけです。そつなつてまいりますと、厚生年金の被保険者側からいければ、潜在的な負担債務負担を今時期に了承を与えるということになるのですよ。あるいは暗黙のうちにその分まで了解を得るということになります。これは大変なことです。先ほどの国鉄職員の人の身分が移管になり、同時にそれが共済組合員の移動になつた場合にも、はじめをきつちりつけませんと、地方共済で受け入れた側がそんなに見まするならば、このときに、いわゆる「公的年金一元化」という問題はどういうじめで給付と掛け金と同時に財源の元化に向かうかということになります。

○加藤(万)委員 申し上げるまでもありませんが、大変重要な問題で、私はこの部分を隠へいしながら、頭に置いて今後の検討課題ではなかろうか、こういうふうに考えております。

いずれにしても、成熟すれば後世代への負担転嫁ということになるわけでありますから、したがつて、そういう今御指摘なさった問題も十分念頭に置いて今後の検討課題ではなかろうか、こういうふうに考えております。

○吉原政府委員 申し上げるまでもありませんが、大変重要な問題で、私はこの部分を隠へいしながら、頭に置いて今後の検討課題ではなかろうか、こういうふうに考えております。

○吉原政府委員 原則として各年度物価スライド

をすることによって行いますね。五年ごとの計算期間におきましては、その物価スライドにそれぞれの賃金上昇、条件等加味して財政再計算を行う、こうい

うふうに私は理解しておりますが、間違ひございませんでしようか。

そこで、厚生大臣、これは事務担当官の方で結構ですが、厚生年金の年金額の改定は物価スライドによつて行いますね。五年ごとの計算期間におきましては、その物価スライドにそれぞれの賃金上昇、条件等加味して財政再計算を行う、こうい

うふうに私は理解しておりますが、間違ひございませんでしようか。

○吉原政府委員 原則として各年度物価スライド

をすることによって行いますね。五年ごとに置きかえてはいけないとと思うのです。そういう

ものを探求するならば、結果的にはありますけれども、基礎年金という制度をどうするかと

いうことにおいて初めてコンセンサスが成り立つ、こう思うのです。三分の一の国庫負担じゃな

くて、基礎年金部分は社会保障制度として国の財政の中で見ていきます、そういう基本方針の中に

あるいは税という問題にかかわり合いを持つかもしれません。そういう中で、基礎年金部分を

非常に拡大をする中で他の部分に対する財政的な

統合という問題が考えられていく、私はこう思

うか、もしません。そういう中で、基礎年金部分を

非常に拡大をする中で他の部分に対する財政的な統合という問題が考えられていく、私はこう思

うか、もしません。そういう中で、基礎年金部分を非常に拡大をする中で他の部分に対する財政的な統合という問題が考えられていく、私はこう思

と、私の計算では八・九%ですから約四年半このスライドによる停止が行われる、こういうことになるわけです。この計算の仕方、物価の上昇によるスライドでこの年金額に到達するというこの計算の仕方は間違いございませんね。

○公務員部長 どなたか、公務員部長でもいいですよ。——公務員部長じゃないですか。共済年金共通の一般方式から逐年方式に変えるところですから、どなたでも。

○門田政府委員 今回の共済制度の改正一般に通ずるお話をございまして、そういう御趣旨だと思います。

○加藤(万)委員 各大臣、お聞きのとおりです。さて、問題はここですよ。これは物価だけです。先ほど言いましたようにその他の事情によつて厚生年金は二%ないし四・三%上げました。五年ごとの再計算期にはこの賃金部分も含まれて共済年金の改定額は出る、いわゆる逐年方式による改定額は出る。こうなりますと、物価の分プラスその改定の分が含まれてきますから、私は四年半とか六年と言いましたけれども、その部分は縮まりますね。短縮されますね。いかがでしょうか。

○門田政府委員 逐年方式に改定がえしました後、通常は物価スライドでございますが、お話しのように再評価といいますか、そういうたたき金スライドの問題がございましてその期間が縮まると考えていいと思います。

○加藤(万)委員 大蔵大臣、これは国公共済それから地共済全部共通のことですから。今言いましたように、物価だけではないのです。賃金の上昇その他の社会情勢によつて五年ごとの再計算時期には改定されるのですよ。ですから物価が私が言いましたように二十何%差があるから、いや、これは十年間も年金はスライド停止だというのではないのです。この辺は政府側の宣伝も悪いです。みんなそう思っていますよ。思っていない人は、人事院勧告があつたんだからおれは年金改定になるんだ、こう思っていますしね。そこで、今お聞きのとおり、五年ごとの再計算期には物価と賃

金とあわせてそれが算定をされて、年金額の改定になります。こういうことになるのです。

○門田政府委員 今度の共済年金、私は地共済しか見ておりませんから、地共済の法文「年金額の改定」、これは公務員部長にお尋ねするところですが、私が読んだ方が早いですから言いますが、第一条の二に「この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動後の諸事情に応じたため、速やかに改定の措置が講じられなければならない。」こうなっています。

○加藤(万)委員 本当に官房長官か総理に聞きたいところですが、この中に賃金という文字が入っていないのです。年金額の改定は、今言つたような経過をずっと見てまいりますれば、物価の上昇、賃金そしてその他の事情、こうあるべきじゃないですか。どなたか責任ある答弁をしてください。

○門田政府委員 この条文の解釈といたしましては、私ども条文を広く解釈しております。賃金を含んで解釈いたしております。

○加藤(万)委員 どこに賃金を含んでいると書いてあるの、これ。だめですよ、そんなの。厚生年金と同じような給付水準に直そうといふのでしょ。厚生年金の改定の段階で御案内のようにここに「賃金」という文字が入つたのでしょうか。修正で。あれからもう何ヵ月たっているのですか。先国会ですよ。提起をされる新しい法案には、当然、物価水準と賃金、そしてその他の事情と入るべきじゃないですか。入つてもおかしくないでしょ。今までの経過からずっと見れば。どうですか。総括した答弁をしてください。

○門田政府委員 ちょっとその間の事情だけお話しをいたしたいと思いますが、私どもの改定法案を国会に提出いたしました後におきましたそういう修正是入りましたのですから、そこまで手当ができるでない、こういう事情がございます。

○加藤(万)委員 それは、国家公務員の共済法の第一条のところは私はきちと読んでいません

から言いませんが、大蔵大臣どうですか。もし野党側から、あるいは本委員会で話があれば、もつともである、厚生年金と同じような一元化の方向に持つていくならば厚生年金と同様に変えるべきだ、このようにお思ひになりますか、お答えをいただきたいと思います。

○竹下國務大臣 この国家公務員共済組合法も、第一条の二で「この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応じたため、速やかに改定の措置が講じられなければならない。」すなわち、我々が政策改定と、こう呼んでおりまして、その政策改定というものがあれば、スライドの追いつく期間も今おっしゃいましたとおり短縮される、こういうことであります。今はおっしゃいますのは、私の方は、この「国民の生活水準」というものは、賃金水準の動向等は当然説明するほど、これを入れることによって、スライド部分に対しても非常な不安感を持っている人々の一つの窓口になりますよ。きっとかけになりますよ。与野党間の話も当然あることでしょうから、ひとつぜひ受けけて、開議なりあるいは他の段階では強力に私どもの意見に対して御同調を願いたい、こう思います。

○加藤(万)委員 各大臣お見えですが、各年金恐らく同じ条文だと思うのですね。これはやがてこれからどういう話になりますか、大蔵大臣も、与野党間で話のある一つの材料かなというお話をございました。私は突つ込んで、それならば、そうあります。私は突つ込んで、それならば、そうあるべきかなぐらいまで答えをいただきたいと思うのですけれども、各大臣全部お聞きのとおりですから、やがてこの問題が出たときには、そうかななどということからいま一步進めて、そういう「賃金」という字をここに挿入する、そういうこともあり得るかな、こういうようにお思ひですか、も

う一遍あなたに聞きます。

○竹下國務大臣 問題意識はあると私申したわけでもあります。やはり与野党間の話し合いの中には、政府が予見を持って申し上げるというのは、国権の最高機関に対してもむしろ非礼ではないかな、こんな感じでございます。

○加藤(万)委員 それでは、各大臣とも篠とひとつお聞きとめを願いたいと思うのです。特に、私は地方行政ですから、自治大臣、今の点はぜひひとつ。私は無理な要求をしているとは思いませんよ。それから、この計算の方法を明らかにすればいい、このようになりますか、お答えをい

○加藤(万)委員 各大臣お見えですが、各年金大臣がおっしゃいましたように、まあわざかな金ではないかというお話、我が党の沢田さんからは三割ぐらいがというお話等もありました。

○加藤(万)委員 各大臣お見えですが、各年金恐らく同じ条文だと思うのですね。これはやがてこれからどういう話になりますか、大蔵大臣も、与野党間で話のある一つの材料かなというお話をございました。私は突つ込んで、それならば、そうあります。私は突つ込んで、それならば、そうあるべきかなぐらいまで答えをいただきたいと思うのですけれども、各大臣全部お聞きのとおりですから、やがてこの問題が出たときには、そうかななどということからいま一步進めて、そういう「賃金」という字をここに挿入する、そういうこともあり得るかな、こういうようにお思ひですか、も

○増岡國務大臣 官民格差を是正するという意味合いからいいますと、あるいは先生の御指摘のような言い方の方が納得がしやすいのです。どうでしょうか。そう思ひませんか。

○加藤(万)委員 私の言つている方が妥当性があり得るかな、こういうようにお思ひですか、も

しいのですが、厚生大臣、その部分は最低限度三割となつていますね。私は、報酬比例部分に対し二割が少ないか多いかというよりも、今言つたいわゆる民間の年金、企業年金と相対応するものとしては三割、そのくらいの額が必要である、こういう意味で、大臣も大体そういう方向が見方としては正しい、いい、こういう見方をされていいまですから、そういう意味でひとつお受けとめを願いたいと思うのです。これは沢田さんの先ほどの質問に対して私の要望を含めて御意見を申し上げます。

さて、今度の共済年金の標準給料月額の算定の仕方です。私は今ここに政令をいただきました。これは大変難しいですね。五年間の過去の賃金、これを出してしまして、一定の係数を掛けて出します。それと、五年以前の勤続年数には一定の割り落とし率を掛け出してしまして、そして標準給料月額を出すのです。ここでそんことを議論する必要はありませんが、どうでしょう厚生省、どなたか年金に詳しい方、細かなことですから、技術的なことでありますから。私はよく計算の仕方がわかりません。厚生年金は、昭和三十二年度に従来の厚生年金一千万円以下を一千万円に上げました。さらに、たしか五十二年度だと思いますが、インフレの状況がありまして、一定額を掛けで標準報酬月額を修正しました。この修正のカーブと、今度の五年以前の勤続年数に対する割り戻し率を掛ける率とは同じ算出の方法ですか。同じというか、同じカーブを描いた算出の方法ですか。これは中身はいいです。そういう方法なのかどうであるかということだけ教えてください。——ちょっと意味がおわかりにならないようですが、厚生年金の側から見てとう言葉をつけた方がいいかもしません。厚生年金の側から見て、共済年金の今度の標準給料月額の出し方といいますか、国家公務員の場合には俸給月額ですけれども、名称がいろいろ違いますから。その出し方といふのは、厚生年金の、スライドを加えたり、あるいは三十二年のときは一千万円

以下は一万多円に切り上げたりといういろいろな方法がございました。そして今日の標準報酬月額がでています。その経過とこのカーブですね、いわゆる割り落としされるラインは大体同じですか。厚生年金のベテランの方、きっとこの共済年金の割り落とし率ができるときにはああいう方法でやるのか、おれのところの厚生年金の標準報酬月額を決めたのに大体ラインでは沿っているな、そういう検討をされたはずでしょう。ですから私はベテランの方にお聞きしているわけです。

す。過去につきましては、実は私どもなかなか十分の資料がございませんので、これは現在資料が整備できる法施行前五年間といふものにさかのぼりまして、この五年間ににつきましてただいまお話しのありましたようなところをやつておるわけでございますが、いすれにしましても現在価値に引き戻すという考え方で、そうして本俸と報酬との標準的な比率を基礎にして、勤続年数ごとにお話しのように算定した補正率を乗じておる、こういうことでござります。

標準報酬月額、これが出てこないのですよ。出てこないXという数字に幾ら掛けたって年金額は幾らになるのですかといふことはわからないのです。モデルで出したものを逆算してみて、ああ三年五年だったら〇・六五四で割り落としをしているのかなということがわかるだけなんです。わかりませんでしたから政令を出してもらいました。しかし、こうなるともう専門家でないからわかりません。

そこで私が言いたいのは、これが〇・一変わる

以下は一円に切り上げたりといふいろいろな方がございました。そして今日の標準報酬額ができます。その経過とこのカーブですね、いわゆる割り落としされるラインは大体同じですか。厚生年金のベテランの方、きっとこの共済年金の割り落とし率ができるときにはああいう方法でやるのか、おれのところの厚生年金の標準報酬額を決めたのに大体ラインでは沿っているな、そういう検討をされたはずでしょう。ですから私はベテランの方にお聞きしているわけです。

○吉原政府委員 共済の方の今度の標準報酬の計算の仕方が厚生年金と比べてどうかというのを私どもからちよつとお答えしにくく問題でござりますので、共済担当者の方からお答えしていただきます。

○加藤(万)委員 なぜ私がこれに固執するかといふと、厚生大臣、意地悪な質問かもしませんけれども、厚生年金と報酬比例部分については大体一元化しようと何も言われているんですよ。一元化されるならば、標準報酬額の出し方も大体一元化しないとおかしいじゃないですか。例えば、国鉄の場合には退職時ににおける俸給をもつて云々がありました。地方公務員共済は前一年間の平均賃金をもつて云々がありました。今度は五年間でこれをやりました。ただし先ほど言いましたように、掛ける一・二五については国家公務員と地方公務員とは違います。この違いは私は認めます。しかし、それ以前の算定の仕方は、それ以前の割り落としの係数は、おおむね厚生年金と同一のカーブで描いていかなければおかしいじゃないですかというところが私の言いたいところなんですよ。恐らく共済関係の責任者から言えば、それはちゃんと横つちよを見まして今度の政令をつくりましたとおっしゃるに違いないわけです。どうですか。それじや今度は共済年金、どなたか専門の方、ちょっとお答えください。

○門田政府委員 お話しの点でございますが、厚生年金との比較の議論におきまして、将来に向かいましては、完全にそろえておるわけでございま

す。過去につきましては、実は私どもなかなか十分の資料がございませんので、これは現在資料が整備できる法施行前五年間というものにさかのぼりまして、この五年間につきましてただいまお話をありましたようなところをやっておるわけでございますが、いずれにしましても現在価値に引き戻すという考え方で、そうして本俸と報酬との標準的な比率を基礎にしまして、勤続年数ごとにお話のよう算定した補正率を乗じておる、こういうことでございます。

○加藤(万)委員 技術的なことはここでいろいろお話をしてもしようがない。過去五年間の平均はわかりました。それ以前の勤続年数の割り落とし率については、厚生年金の上昇してきたものを横つちよで見ながら、横へ置きながら計算された基礎として今度の政令が出ていますか、改めてお聞きします。共済年金の担当の方、どの省の方でもいいです。

○中島(忠)政府委員 先生のお話を伺つておりますと、どうも厚生年金の再評価率の方が有利じやないかということが背景にあるようでございますが、今大蔵省の審議官から答弁がありましたように、法施行後のことについては合わせて、こう、法施行前についてはどうなんだ、こういう話だと思いますから、厚生年金の方の再評価率が出来ました段階で、必要がありましたら御趣旨を踏まえまして関係省庁の間で協議を詰めてみたいと思います。

○加藤(万)委員 大蔵大臣、なぜ私がこんな専門的なお話をしているかといいますと、実は〇・一違いますと年金額が物すごく違つてくるのです。割り落とし率を何%、それこそ〇・〇何%の差です。厚生年金が今度ダウントになりますね。給付率が全体としてはダウントになるわけです。そのダウントする率と共済年金がダウントする率とが一致するのです。この割り落とし率をどのようにとるかによって変わってくるのです。ですから大事なんですよ。これは政令の部分で隠れちゃつてます。ですから私は政令を下さい、政令を下さいと言つた

標準報酬月額、これが出てこないのですよ。出でこないXという数字に幾ら掛けたって年金額は幾らになるのですかといふことはわからないのです。モデルで出したものを逆算してみて、ああ三十五年だったら〇・六五四で割り落としをしているのかなということがわかるだけなんです。わかりませんでしたから政令を出してもらいました。しかし、こうなるともう専門家でないからわかりません。

そこで私が言いたいのは、これが〇・一変わるか変わらないかによって年金額の差が物すごく出ること、今度は掛ける数字が多くなるのですから。掛ける数字が大きいのは、次から次に掛けていくわけですから。したがって、こここの部分は今公務員部長から話がありましたが、ぜひ調整してほしいと思うのです。施行前も施行後も一体どういう割り落し率をとるのか。今政令では一応地方共済の政令として出ておりますけれども、ひとつ検討材料として申し上げておきたい。また、検討していただきたい、こう思うわけであります。

さて、時間がありませんから、最後に国庫負担についてひとつお伺いをします。

今度の国庫負担は、もう御案内のように、基礎年金に対する三分の一国庫負担であります。文部大臣にお聞きしますが、学校の教職員は御案内のよう二分の一国庫負担行為であります。今までには国庫負担は一五・八五。それぞれの拠出額に対して一五・八五をまず国庫負担で引きまして、それを地方自治体と掛金側とで分けます。したがって国庫負担は、国の方は、さらに地方自治体と国で負担しますから、二分の一ずつになるわけです、総体でいきますと四分の一いわゆる義務教育の国庫負担分として支出をしてまいります。今度は六十五歳以上ですから、しかも三分の一の基礎年金の一つずつ分けるわけです。私は、額とかそういうことはこの際問いません、時間がありませんから。

そうじやなくて、今までのような同じようなシステムで、使用者として義務教育費国庫負担法に基づき国が負担している分は、三分の一の基礎年金に対する国庫負担分としても国は見ます、こういうようになると思うのです。従来の方式と時点はいろいろ違いますよ。一五・八五だとか三分の一、今まででは六十歳以上で年金受給者全体に対する一五・八五でしたが、今度は六十五歳以上になりますから、そういう時点は違いますけれども、二分の一国庫負担を行つてあるものとしての国の負担はそのまま続けます、私は当然そういうべきだと思いますが、改めて大臣の御意見を聞きたいと思います。

○松永國務大臣 現在御審議を願つておる法案においては、基礎年金拠出金を含めて、長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費の二分の一を国の方で負担するということにいたしております。

いと思うのです。この六十五歳以上基礎年金部分のことについては、我が党はいろいろ意見を持つています。しかし、制度としては、学校教職員に対する、国が二分の一国庫負担をしているそういうものに對してはそのまま続けます、いわゆる制度としてはそのままの形で新制度でも持ち込んでいきます、こういうことですから、ぜひ続けてほしいと思う。

大臣、なぜ私はこれを御質問したかといいますと、先々国会でどうか、例の一括法案が出来ましたときに、学校の教材費が交付金制度に変わりましたね。いわゆる国の負担分を地方団体に変えたのです。その以前に、予算の詰めの段階で、共済年金の国の負担分を地方で負担してはどうかという

話があつたという話を実は聞いているのです。あるいは学校教職員、特に職員あるいは栄養士、さらには不交付団体の教員に対する国庫負担分の一〇%程度を地方団体が持てないかというような話があつた等々の話を実は聞いておりました。そこで、大臣がいらっしゃった委員会でありますけれども、例の特別委員会で、そういうことはございませんかと。話はありましたけれども、今はそういうことは考えていませんという御答弁をその時はいただいたのです。

今度の制度によりまして、本来大蔵省がねらつておった一五・八五の國庫負担分、当初、六十一年度は同じような負担額になるかも知れませんが、やがてだんだん減つてきます。改めて申し上げませんけれども、國庫負担分が年を追うごとに小さくなつていくことは間違いない。自治省の資料でも、地方公務員共済に対する國の負担分がこういう形で変化しますよというので、やがては半分ぐらいになるという数字までいただいております。そういうことがありますゆえに、この制度はいじらないでほしい、いじっては困りますよ。同時に、松永文部大臣からおつしやつたように、ぜひそうしてほしい、そういう形でなければならない、こう改めてお尋ねし、確認をしたところなんです。

さて、そこでどうでしようか、今地方団体が持つておるわけですね、國庫負担に相当する分を。公営企業は公営企業会計で公経済負担しているのです。きのうの大原質問から延びるわけですが、そもそも基礎年金制度というのは、公的年金制度に國の財政を投入して、最低社会保障的年金制度

として樹立されるものであります。今まで地共済がありました。國共済がありました。その定額部分がすべて国民年金の基礎年金部分に移管されたわけです。いわばこの部分に対しては制度としては全然別なものになつたわけです。別のものになりました、厚生年金につきましても国民年金につきましてもその三分の一は國の税金で負担しましよう、こうなつたわけです。地方自治体は自治

体が負担するのですよ。公営企業は公営企業会計から出すのですよ。私は国鉄の共済が破綻をした一つの原因はそこについたと思うのですよ。国鉄

でも電電でもそうですが、本来国が負担をすべきものを、厚生年金でも国庫負担がついてはおりましたが、公経済負担で全部企業が負担していくまし

たね、これはまあいいでしよう。国鉄とかは公共企業体共済組合事業、単独のシステムですから。今度はやがて基礎年金を中心として、日本の年金制度も、ついでに、この二つをつぶさう。四の段目までは、

制度が大きく変化するのです。国の負担は、その被保険者に対するはあまねく及ぼされるべきであります。にもかかわらず、今度の場合は、公経済の部分は同じで、公営企業の負担となるべき、也す国民

部分は同じく公営企業で食事をしない。
地方団体は地方団体でその分は持ちなさい、これでは筋
が通らぬのではないですか。私は年金制度の基本
的なあり方がどうだと、この方向を示す大きな観点

だと思うのです。

社会を迎え、産業構造の変化を迎えて、いわゆる現役の労働者が少なくなるのですから、財政的に人頭割が難しくなる、やがてはそれが税による

か何かによつて国庫負担が拡大する、そういう方向に行くことが国民の目の前に明らかになつて初めて初めてこの基礎年金制度を中心とした年金

改革に合意が得られるのですよ。その一番のとつばしが国庫負担をどの分野まで及ぼすかということ、これだと思うのです。公営企業についてはど

うして國の負担を公営企業会計から出さなければならぬのですか、御答弁をいただきたいと思います。

○花岡政府委員　今回の制度改正によりまして地方公務員にも基礎年金制度が導入されることになつたわけでござりますが、御指摘のように從前

共済年金一本であつた時代にも、地方団体の負担には、雇用者としての負担部分とそれから公経済の主体としての負担部分とがあつたわけでござります。この公経済の負担部分につきましては、厚生年金の場合に国庫が負担する、地方公務員につ

きましては共済制度の発足時に地方団体が負担するということになつたわけでございます。この際公営企業につきましても国の経営する企業関係職員と同じような扱いをするということで公営企業会計の負担となつたわけでございます。したがいまして、今後この改正が行われましたときに、この新制度発足後の公営企業職員の取り扱いにつきましては、こういった経緯を踏まえまして、また、国の四現業の取り扱いの問題もございますので、こういった点も検討しなければなりません。これらもあわせまして新しい制度とその発足の意義といふものを考えながら検討していくかなければならぬというふうに考えておるところでございまます。

○加藤(万)委員 運輸大臣、国鉄もやがて民営になりますね、いつの年度になるかわかりませんけれども、電電、専売は、民間会社ですね。いつかは厚生年金になりませんか。その場合には、国鉄は公経済負担じゃないのですよ。基礎年金の三分の一は国庫負担ですよ。そうでしょう。今公経済負担をしている会社が昭和六十二年度には民営になります。私は、先ほども言いましたように、国鉄共済を一本でやると言うものですから、ああなるほど国鉄は随分金が余っているんだな、民間に持つてくればその分だけ国庫負担が入るのに、こう思いましたよ。運輸大臣 どうですか、私の見解は間違いないでしよう。いつか民間になつた場合には、共済に残るか厚生年金に移るか。まさか国家公務員共済に移るわけにはいかないでしよう。の場合には国庫負担が三分の一ののですよ。

○ 機構(泰)政府委員 先生御指摘のようにいすれば、國鐵が民營になりますけれども、民營になりますた後は一般の民間並みで、公經濟負担については國鐵の会社の負担にならない、かように考えておられます。

いみじくもおしゃいましたよ。私は本當言ふと、過渡的にはあるかもしけぬと思っているのですよ。しかし、やがては公営企業あるいは地方団体も含めてこの制度から外れるのです。基礎年金部分というものは全部外れたのですよ。公務員共済の中に取り込んだのじゃないのです。これはこっちへ出して、特別勘定にするかどうか別にして——私は基礎年金部分は特別勘定にした方がいいと思ってるのですけれども、そこに国庫の金が入ってくるのです。厚生年金も国民年金も国庫の金が入るにもかかわらず、地方団体が一緒に負担をして出すのです。その中にある公営企業は出すのですよ。

そう言いましたら、ある人が、加藤君、公営企業は税金を払ってない、こう言うのです。しかも、いわゆる公営企業、公の企業だ。それじや日銀どうですか。道路公団どうですか。全部厚生年金の国庫負担分は受けているわけでしょう。それじやこの国庫負担のあり方はどこから見ても合わぬですよ。

公営企業、地方団体も含めて本来るべき基礎年金を中心とした日本の新しい社会保障年金制度というものを確立されるならば、その方向に向かつて一步進めるべきですよ。当面は今までの経過があります。そのための財政もこんなに大変です。しかし、昭和六十五年度を越えた後なんかに國鉄も共済がパンクをする、その他のことを含めていくと、基礎年金の中に国家財政というものをどのように投入するか、同時に、私どもが言つてゐるようにそこに税というものがどう介在をしていくかという問題を含めて検討しなければならない問題ですよ。

今のことを見ても矛盾があるからその辺はどう解決されるのですかということ、さらに将来に向かってはそういう年金制度のあり方というものを国民の前に示す方向性を出して初めてこの共済年金四法案が、全体としてなるほど日本の年金制度はこういう形で一段ロケットを発射し、二段ロケットを発射し、線路の上に積み残された大石

の国鉄共済というものを取り除いて、やがて向こうには、大蔵大臣のお國の方じやございませんけれども、トンネルの向こうには白い雪が見えます。ということになるのですよ。

そこで、当面の措置はどう考えられるか。そして、将来的にそういう年金制度のあり方という問題についてどうお考えになりますか。この将来的な問題については、本来ならば總理のお答えでしようけれども、担当大臣としては厚生大臣でしょうから、厚生大臣からお聞きしたいと思うのです。

○竹下国務大臣 私からお答えします問題は、今御指摘がありましたように、既にたばこ、NTTは民営化されております。日本国有鉄道は今の状態である限りにおいては今のままであります。将来民営等になりました場合のこととは、電電、専売を扱ったときと同じような措置ということになりますのでございましょう。

それから、今おっしゃいましたことで私なりに感じましたのは、私なんかつてそういう考え方には立つたことがありますのは、年金一元化の一つのビジョンが先にあって、それに向かって一步一步進んでいく。ところがこれほど歴史的な生い立ちが違いますと、結局は七十年ということはござりますけれども、まずは親戚同士から、そして次には給付の一元化、負担の一元化という中で今のようないろいろな問題点が指摘されてくる、それらを整理しながらたどり着くというふうな手法を今とつておるわけあります。したがって、おつしやる議論は私なりにも理解をいたしますが、現在のところ、郵政なんかもちろんとあれで払つていただいているわけでございますので、地方団体の公営企業部門はそれに倣つていらっしゃるというふうに私は理解をいたしておりますが、問題の御指摘なさっていることは私なりには理解しております。

ただ、日本銀行は株式会社には違ないのであります。が、納付金等はちゃんとちようだいをしておるということだから必ずしも日本銀行が例にならぬことは私なりには理解しております。

○増岡国務大臣 この問題は、從来からのそれぞれの年金制度の歴史、経緯から生じておる問題であります。地方公共団体等が國に準ずるものとして負担をしておられるわけであります。先生の御意見も頗る聴に値する面がありますので承つておきますけれども、どうしてもそこまでやらなければならぬかどうかということについては、今後の研究課題にさしていただきたいと思います。

○加藤(万)委員 終わります。

○越智委員長 午後一時二十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十七分休憩

いへまんて要點だけ申し上げますので、そりで意味で御答弁をいただきたいと思うのです。一つは、きょうも質問ございましたけれども、恩給と共済の関係についてあります。特にスライドに関連する問題についてお尋ねしたいと思うのですが、恩給は、先ほども話がありましたように、今度の改正案とは全然関係がないわけです。共済年金、厚生年金等だけが改正されるわけです。

そこで具体的に申し上げますと、恩給だけをもらっている方は関係なしにスライドするわけです。仮に今、既裁定年金で共済年金をもらっている人の例を申し上げますと、例えば恩給期間が三十九年ある、共済の期間が一年間ある、四十年間でもって共済年金をもらっている、これは極端な例ですが、こういう人の場合には、三十九年間入つておつた恩給期間のスライドは全然ないのです。スライドされないわけです。わずか一年か二年共済年金にかかっているだけでスライドされない。これはやはり均衡を欠くのではないかというよう思います。この点はいかがでしょうか。

○門田政府委員 御指摘のように、一たん共済年金制度の方に入つた方につきましては、あくまで共済年金の受給者ということで取り扱いをいたしておるわけでございます。先ほど来御議論ございましたように、所得の高い人で一般方式の人を今回通年方式に裁定がえしました場合にも、その水準に達しました後はもちろんスライドはあるわけでございますが、恩給との間でいろいろ相違があるということは事実でございます。

○村山(富)委員 これは、私はそう議論する必要はないと思うのですね。今申しましたように、恩給だけをもらっている人はスライドしていく。共済期間だけで年金をもらっている人、この人は、また後で若干申し上げますけれども、まあともかくとして、これは一般方式と通年方式とありますから、一般方式で計算されておるものが今度の改正で計算をされて差が出れば、その差がなくなるまでスライドをとめる。そうでなくて、恩給と

済との関連の中で、今申しましたように、極端に申し上げますと、恩給期間が三十九年ある、共済期間が一年間しかない、そして共済年金をもらつておる、こういう人は、三十九年間分の恩給のスライドが全然なくなるわけですね。これは余りにも不均衡ではないか。やはり何らかの方法を考え手だてをする必要があるのではないかというよううに思うのですが、大臣、いかがでしよう。今答弁があつたとおりですかね。

○竹下国務大臣 恐らく極端な例といえば、昭和三十四年にやめられた人がそんなことになるのかな、こんな感じがいたしますが、お答えは今、門田審議官が申し上げたとおりでございます。

○村山(富)委員 や、申し上げたとおりだけれども、これはどうもしないのですか。何らかの改善の措置を講ずるのですか、しないのですか。

——不均衡があることは認めますね。どうですか、その点は。

○竹下国務大臣 したがつて、退職時の給与の高い人は、いわゆる通年方式でやられ、スライドがとまって、しかし将来追つかけていくわけでござりますから、概念的な不均衡はあつても実体の不均衡というのは極端に生じないような気がするのですが、いささか専門的知識が欠如しておることは事実でございます。

○門田政府委員 結局、共済と恩給とを区別して扱つておる、そのところの理由になると思うのでございまますが、今日共済組合法では、現行法施行以後の期間と恩給公務員期間につきましては一体のものとして取り扱つておる。それから共済年金の場合には、一般方式と通年方式の有利な方の選択を認めまして、恩給よりも共済年金の通年方式が有利な人は、恩給部分がある人につきましてですが、それの選択ができる。そういうことでありますとか、それからもう一つ、これは古い話になりますが、恩給制度から現行共済制度へ移行しました際に、実は退職手当の増額措置というような措置を講じてバランスをとつた、こんなことになりますが、恩給制度から現行共済制度へ移行がございまして、まあそこはやはり別の取り扱い

○村山(宣)委員 いろいろな経過があることは当然でしよう。それから、今大蔵大臣が言われるように、もらっている年金額を計算しますといろいろばらつきはあるかもしれませんよ。しかし、制度として恩給だけをもらっている方はスライドするのです。いいですか、スライドするんですよ。そして今、既裁定年金者で恩給部分を大部分が占めているという方、わずかに共済年金の期間は一年しかないという方にについての大部部分の恩給期間については全然スライドがないわけですから、制度としての不均衡があるということは、どうですか、認めませんか。

○門田政府委員 取り扱いに違いがあり、それによつて各人それぞれの所得水準に応じまして有利、不利があることは、そのとおりでございます。もしいうがない話ですが、一応不均衡があることをお認めになるのなら、これを今後の課題として十分検討してもらいたいということを申し上げておきます。

次に、きょうも若干御質問がありましたけれども、国庫負担の扱いについて若干お尋ねしたいと思うのです。

現状は、厚生年金はこれまで給付費に対しても二〇〇%国庫負担があつたわけですね。それから共済の場合に、国公の場合には六十年の四月から給付費に変わったわけですけれども一五・八五%、それまでは拠出額に対してそれだけの負担があつたわけですね。それから地公の場合には今でも拠出時に対する負担ですね。制度の違いがあるわけです。この違いを踏まえた上でこれから一体どうなるのかとということを考えてみますと、既裁定年金者に対する国庫負担分についてははどういうことになるのですか、厚生年金はどうなりますかあるいは共済年金はどうなりますか、ちょっとと答えてください。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
厚生年金の既裁定年金についてのお尋ねでござりますが、既裁定年金の基礎年金相当部分につきまして、その三分の一を国庫負担するということに相なっております。
○村山(宣)委員 共済は。
○門田政府委員 共済年金の扱いも全く同様でございます。
○村山(宣)委員 そうしますと、国民年金ができましたのは三十六年四月からですね。三十六年四月以前のものについてはどうなるのですか。今まで、さつき申しましたように給付費に対して二〇%厚生年金は国庫負担があつたのです。今度は改正されまして基礎年金部分に対する三分の一の国庫負担になりましたから、したがつて、これまでの既裁定年金者の分についてはどうなりますかと聞きましたら、基礎年金に相当する部分については三分の一負担をします、「こういうことですね。それから共済年金も同じだ」「こういうことですね。国民年金ができましたのは三十六年四月ですから、それ以前の期間の扱いについてはどうなりますか、こう聞いている。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
三十六年四月一日前期間についての国庫負担についてのお尋ねでございますが、それにつきましては從前どおり二〇%の国庫負担というふうに相なっております。

○村山(宣)委員 共済は。
○門田政府委員 この点も同様でございまして、三十六年以前は從前どおりの一五・八五%という国庫負担でございます。ただし共済の発足は三十四年でございますから、それが該当しますのは三十四年から三十六年ということになります。
○村山(宣)委員 その既裁定年金者の基礎年金に相当する部分というのがどういう計算をされるのかはちょっとわかりませんけれども、私がこれから質問したいのは、今度の改正で、厚生年金は基礎年金と同様に六十五歳から本則は支給になるわけです。これはいつから施行されるかは別ですよ、

まだ決まっていませんから。しかし、本則はそう
なつておるわけです。
そこで、六十歳から六十四歳までの期間は厚生
年金が独自給付として特別支給をするわけです
ね。それから共済年金の場合も同じように——こ
れは年齢に若干の差がありますよ。七十年までに
六十歳にするとなっていますから。ことしは五十五
歳、若干の違いがありますけれども、いずれに
いたしましても六十四歳までは共済も厚生年金も
それぞれ特別支給をすることになつておるわけで
す。この特別支給をされる期間の国庫負担という
のはどうなるのですか。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
六十歳から六十四歳までの厚生年金の特別支給
の国庫負担についてのお尋ねでございますが、そ
の部分につきましては国庫負担は行われておらな
いということをございます。

○村山(宮)委員 共済はどうですか。

○門田政府委員 この点も厚生年金と全く同様で
ござります。

○村山(宮)委員 これはもう今度は政策判断の問
題ですから大臣にお尋ねしますけれども、今それ
ぞれ御答弁がありましたように、既裁定年金者は
基礎年金に相当する部分に対して三分の一の国庫
負担がつきます。それは厚生年金の場合は六十四
年四月以降ですね。それから六十四年四月以前の
ものについては二〇%負担をします、こうなつて
いるわけですね。それから今度の改正で、国民年
金の基礎年金は六十五歳から支給ですから、本則
は六十五歳から支給する。ただし現状は、厚生年
金は六十歳から、共済もそれぞれ違いますから、
六十五歳になるまでの期間は年金を上げぬわけに
いきませんから、したがつて、六十五歳になるま
での当分の間、いつかはわかりませんよ、法律改
正しなければできませんからわかりませんけれど
も、その間は特別支給を行いますと言つて特別支
給されるわけです。なぜ既裁定年金者の年金と特
別支給をされる年金と国庫負担の違いがあるので
すか。その理由は一体何ですか。意味はわかるで

しょ。

○竹下国務大臣 要するに、国民ひとしくと申しますか、公平感、平等感の中で基礎年金部分にす

べてを集中した、こういう思想からであります。

○村山(富)委員 基礎年金部分に集中するという物の考え方からこういう扱いをしたのなら、既裁

定年金者に対する国庫負担と特別支給に対する國庫負担と分けた理由は一体どこにあるのですか。

○吉原政府委員 基礎年金は先生御案内とのおり六十五歳から支給されるわけでありますので、基

礎年金部分に集中するということは六十五歳以降の基礎年金の三分の一に国庫負担を集中するとい

うことでございまして、六十歳から六十五歳までの特別支給というのは、基礎年金相当部分とい

うことでございまして、六十歳から六十五歳までの特別支給というのは、基礎年金相当部分とい

うことでございまして、六十歳以前にもらう年金と六十五歳以降にもらう年金というものは本質的に、本質的

に違うところが、六十歳以前にもらう年金と六十五歳以降にもらう年金というものは本質的に、本質的

歳以降の年金でも全部ではなしに基礎年金部分、国民年金が基礎年金になるわけでございますが、その国民年金相当の基礎年金部分に集中をしたと

いうことでございまして、その既裁定年金と六十五歳以降の年金というものは本質的に、本質的

に違うところが、六十歳以前にもらう年金と六十五歳以降にもらう年金というものは本質的に、本質的

うかと思いますが、その程度を五万円に掛けた金額が六十年四月以降の基礎年金の額になる、こ

ういうことでござります。

○村山(富)委員 これは六十年四月から発効す

るわけでしよう。それなのに自分の掛金が何ぼぐ

らになるのか、もらいう年金が何ぼになるのか、

こんなことが皆目わからないようなことは、な

かなか審議のしようがないと私は思うのです。五

十九年価格で計算をした額ですね、今話がありま

したように。そうすると五十九年四月一日から六

十年三月三十一日まで、これは一つの期間ですね。

そうであります。そして六十年四月一日から六十年

十二月三十一日までを一つの区切りにする、これ

を基礎にして六十年四月から発足する、計算と

してはこういうわけでしょう。そうすると五十九

年四月一日から六十年三月三十一日まではわかり

ませんか。——これはもうこれできょうは質問し

ませんけれども、政令、省令事項というのが全然

明らかにされておらぬわけですよ。きょうの午前

中の質問でも、これから検討しますという問題が

大変あるわけです。そういう検討しますという問

題があつたら、この法案をいろいろ審議するのに

まだ不明な点がたくさんあつたりすると、これは

本当にまずいて審議になりませんよ。まして六

十一年四月から国民年金、厚生年金は施行するわ

けですから、自分の掛金が何ぼぐらいになるのか、もらう年金がどれだけの計算になるのか。本来な

らば、今申しましたように五十九年四月一日から

六十年三月三十一日までぐらのものはわかるは

ずですか、したがって、これから先のものはど

の程度のプラスアルファになりますというような

ことまで若干示して、そして議論をしていくとい

うようなことにならないと私は問題があると思

いますから、この点はひとつ問題点だけを指摘して

おきます。

○長尾政府委員 厚生年金の行革関連特別法に基づく繰り延べ状況を御説明申し上げます。

昭和五十七年度から昭和六十年度までの減額分

の累計額は九千四百七十億円でございます。これ

につきまして、一定の前提を置きまして資金運用

部に預託した場合に得られるであろう運用収入相

当分を試算いたしますと、それが千三百五億円に

なりますので、元利合計といいたしまして一兆七百

七十五億円というふうに考えております。

○門田政府委員 地方公務員共済の場合です

が、五十七年度から六十年度まで利子を入れまし

て二千二百億円でございます。

○村山(富)委員 これは返す方法はいろいろそれ

ぞれ共済で違うと思うのですけれども、厚生年金

場合には、これはさつき答弁がありましたように、速やかに利子をつけて返します。それから其の場合は、それぞれの共済、地方公務員の場合は地方公務員共済組合連合会に返すということになるのでしょうか。これは間違いありませんか。どうですか。

○中島(忠)政府委員 それぞれの共済組合に返すということをございます。

○村山(富)委員 そこで、これは残念ながら毎回質問しても答弁が同じなんですね。これでは僕はおかしいと思うのです。五十七年から五十九年までの三年間の特例法をつくったときはもつと歳政事情を勘案しというのがついたのです。そしてだんだんだんだん歯切れが悪くなってくる。だけれども、私は、ずっと経過がそのまま続していくのならともかくとして、しかし、制度が変わるのでですから、いずれにしてもここで一遍かけじめをつけて、その後の扱いについて検討するということをいのことはすべきではないか。そうでなければ一体厚生年金の財政はどうなっていくのか、共済年金の積立金がどうなっていくのか、そんなことがわからずにはこの改正法案の審議ができますか。そのじめは明確にしなければいかぬですよ。

○竹下国務大臣 今まで何度も何度かお答えをときました。先国会、先々国会ですか、厚年、國年法したが、制度が改正になる、この法律は別にいたしましても、先国会、先々国会ですか、厚年、國年法やらしていただいて、その際、制度が変わるというのは一つの切れ目だという認識は私どもも持っております。しかし一方、財政事情を勘案しなければなりませんから、六十一年はとてもいやないがこれまでとしよりもっと厳しくなるだろうという前提の上に立つて、予算編成の過程においてこれは答えるべきものだというふうに考えております。

○村山(富)委員 予算編成の過程において結論を出すべきものだという答弁です。ただ、考え方方針としては、これはもうあなたの前回の私の質問に対する

する答弁も、一年間の延長にしたということは、制度が変わることを前提に踏まえて、いろいろ意見はあつたけれども一年間ということにしたのだこういう答弁がありました。ですから、やはり一年間を区切りにする。考え方としては、この区切りをめどに当然一遍返済をして、そして次の扱い方についてはなお検討していくということならわかりますよ。そういう考え方がありますか、ありませんか。

○竹下国務大臣 あの際お答えしたのは、私も覚えておりますが、制度が変わるのでから、やはり一つの切れ目であるという問題意識は僕もありました。したがつて、これから予算編成の過程を通じながら、予算編成といつても常識的に申しますならば十二月末ということになりますから、それまでの間に答えを出さなければいかぬという考え方方はございます。

○村山(富)委員 時間が参りましたからこれでやめますけれども、これは共済の場合も厚年の場合も同じですが、やはり積立金というのは被保険者のものですから、そうでしょう、それを借りているわけですから、のんべんだらりといつ返すからぬようなことでこれは済まされない問題ですよ。しかも制度が変わるのでから、やはりその制度が変わる時期にめどをつけてもらうということで、これは共済も、厚生年金の厚生大臣もきつとしめた姿勢で決着をつけるということを強く要請して、私は終わります。

○越智委員長 政府委員にお願いいたします。
きょうもこの後十名の方の質疑がありますので、よく質疑の要旨を聞いてすり合わせをして、すぐ答弁ができるようお願いをいたします。

○上西和郎君 上西和郎君。

○上西和郎君 まず私は、今次国会にかかるおります共済年金四法案に基本的に反対の立場から順次御質問申し上げてきたいと思います。

まず第一に、厚生大臣にお尋ねいたします。来年四月一日年金統合法案が施行されますが、この施行によって、本年三月末既に四十五兆円を

超えている厚生年金の累積剰余積立金はいかなる変貌を遂げていくのか、どこまで財政的な推移をたどるのか、まず数字を明らかにしていただきたいと思います。

○**増岡国務大臣** 厚生年金の積立金につきましては、この積立金と運用益が将来の給付の原資になるわけでありますし、またピーク時における負担の緩和剰にものなるわけでござりますから、これまでもと同様にこの運用方につきましては、今、昭和六十一年度において自主運用をやらせてほしいという申し入れをいたしておりますのでござりますので、その線に沿ってやらせていただきたいと思います。

○**上西委員** いや、金額がどのような推移をたどるのか。昨年八月一日、社会労働委員会で吉原年金局長は、四十年先に二百十二兆円残る、こう明快にお答えになつてゐる。それがこの年金改定の統合法案によつてどのように変貌を遂げるのか。明らかに変わるはずです。厚生年金加入者の犠牲の上に財投に運用されているこの累積剰余積立金の数字の変貌は明確にできないのですか、お答えいただきたいと思います。

○**吉原政府委員** 将來の厚生年金、国民年金の積立金の見通しでございますけれども、名目で申し上げますと、昭和六十五年度末には厚生年金が八十三兆二千億円、国民年金が五兆九千億円でござります。昭和七十五年度末におきましては、厚生年金は百三十三兆八千億円、国民年金は十三兆六千億円でございます。昭和百年度末、厚生年金は百七十一兆七千億円、国民年金は四十九兆九千億円でございます。いずれも大変大きな金額になっておりますけれども、これは名目で申し上げたわけでございまして、賃金なり標準報酬が五%毎年伸びていくという前提での数字でござります。

○**上西委員** どういう表現をおとりにならうと、少なくとも厚生年金、国民年金が今次年金統合法案の実施によって微動だにしない財政規模が確立することは明らかだ、このように確認をしながら順次質問を進めていきたいと思います。

第二点、年金担保の貸付制度に非常に微妙などいいましょうか、現象が起きているのであります。一年半分を貸す、最高百九十万円だ、喜んで六・八%で厚生年金、国民年金の加入者が借りていく。そうすると、冷酷非情な厚生省のやり方は、年金福祉事業団に次の年金給付額から返済額に利子を含めて到達するまで一切お召し上げになつていい。したがつて、何も知らない善意の借入申込者は、借りたために年金が一円も手に入らなくなり、私の知つてゐる例では生活保護申請をしている、こういうことまであるのです。まさにサラ金以上のやり方です。

こういうことについて、少なくとも年金統合法案で改悪をやられるのですから、年金担保貸付制度については、四年なら四年の範囲があるんだから、せめて年金の半額程度を返済に充てるとか、あるいは据置期間をつくるとか、何らか改善、緩和をするお考えありや否や、まず見解を承りたいと思います。

○吉原政府委員 年金担保の貸付制度でございますが、基本的にこの制度に対する私どもの考え方を申し上げますと、年金を担保としてお金が借りられる制度というのが必ずしもいいものかどうかという感じも実は持つてゐるわけでござります。年金はあくまでも社会保障といいますか、その方の老後の生活を公的に保障するという制度でございますから、それを元にしてお金を借りるというような制度を設けていいかどうか、いろいろ議論があるところでございますけれども、既に恩給制度におきましては、恩給を担保とした貸付制度があつたわけでございます。それに合わせて、年金につきましてもやはりそいつた制度をつくつてほしいという御要望を踏まえまして昭和五十年度からやっているわけでございますが、そのやり方につきましては恩給を参考にしながらやつてゐるわけでございまして、一たんお金を使いますと、その期間は、そのお金を返すまでは年金を財源にしてお金を返すということになつてゐるわけでござります。恩給も、借りてゐる期間は恩給が全額

手元に参りませんで返済に充てられる、こういうことになつてゐるわけでございます。そういうことになつてござりますので、これをさらに先生おっしゃいますように、拡充するといいますか、あるいは緩めるといいますか、そういうことにするのがいいかどうか、私どもとしてはよくよく慎重に考えなければならない問題ではないかと思います。

○上西委員 少なくとも年金貸付制度の中には償還期間は四年以内と明記してある。連帯保証人も一名と/or、こうなつてゐるのである。今お話をありましたけれども、あなた方どういうお考えになつてつくつたか知らぬ。しかし、年金受給者にとっては福音だつたわけです、この制度は。それを活用しようとする方々にやはり温かみのある行政をやるために、少なくとも現状の貸付制度を改善、緩和する、このことを強く要望しておきたいと思います。

第三点は、五年年金の問題であります。

四十六年と四十八年に十年年金の特例中の特例で五年年金をおつくりになつた。ところが、これで言つては、昔流に言うと私生子だ。認知できない。だから他の公的年金に加入している期間があつても通算を認めない。私のところに言つてきまつたが、五年年金の受給者すべて七十歳を超えております。戦時中に海軍工廠にいた、あるいは軍需工場で働いていた。三年おつた。泣いて持つてくる。しかし、社会保険庁の壁が厚く、頑として受け付けてもらえない。こんなばかなことがあるか。国民年金の財政は一円も響かない。共済年金が厚生年金に響くわけでしょう。それをなぜお認めにならないのか。これは大臣、明確にお答えいただいて、せめて罪滅ぼしに五年年金に単独通算権を付与する、こういうお答えをいただけないものですか。

○吉原政府委員 大臣がお答えする前に、その制度ができたときの事情をちょっと申し上げさせていただきますと、通算制度というのは、あくまでも一つ一つの制度で一定の期間を満たさないが合

計すれば二十年あるいは二十五年になつたときには、年金をそれぞれの期間に応じて出そつという制度でございまして、そのときに一つの制度でも既に受給期間を満たして、またほかの制度に一年なり二年入つておられた方にもあわせてその一年分、二年分の年金を出す。いずれにしてもあくまでも一定の期間を満たしている。二十年といいますか、二十五年といいますか、そういう長期の老齢年金あるいは退職年金の期間を満たしているといつては、そういうふうに考えられていたわけだと思います。いわば一人前の年金といいますか、老齢年金の資格期間を一つの制度で満たしているという場合には、国民年金ではどこまでの年金をそいつた要件を満たしている年金と見るか、いろいろ議論があつたわけでございますが、国民年金ができたときの事情から申し上げまして、国民年金はもう御案内のとおり本来二十五年でございませんけれども、それを一定の年齢に応じて十年から二十四年に短縮したわけでございます。ですから、国民年金の側からいいますと、あくまでも十年年金以上が本来の年金なのでござります。

私生子というようなお言葉ございましたけれども、私どもは別にそういうふうに考えておりません。国民年金ができました後に、五年でもいいから一定の期間拠出した、六十五歳から受けられる年金は本來の年金なのでござります。

だから、そういったところで、やはり五年年金については明快に、大臣、あなたが善処するとおつしやつてくださいませんか。そのお答え、できませんか。

○増岡国務大臣 先ほど局長から説明しましたように、国民年金の独自の施策として特例的に設けたものでござりますから、やはりほかの年金と同じような通算取り扱いをすることはいかがなものかと思います。

○上西委員 これ以上時間もありませんから、重ねてお答えしておきます。

特に古いこと云々とおっしゃつたが、軍人恩給は、僕は三年前に昭和十三年の徐州作戦の負傷兵を傷病増加恩給をもらうことに成功しましたよ。一年半かかった。同じ日本国政府が持つておる軍人恩給、公的年金、どんなに古かろうと国家の責任においてそれは保障されているんだ、吉原さん

はそんなことおっしゃつたけれども、見つかった方々はどんなにさかのばつたって昭和十六年からこっちでしょ、厚生年金は。それをつないであげる、そうした温かみがなければ、竹下大蔵大臣たつて総理、総裁におなりになろうとすれば、あなたはそういうことを助言し、閣僚をリードしてほしい、こういうことを私は強くお願いをしておきたいと思います。

第四点、女子と境内労働者並びに船員の方々が、来年、六十一年一年間に限つて言いましょう。三月三十一日までに満五十五歳になると、現行方式で年金の受給をする。四月一日以降になって、年齢が変わって満五十五歳になつて年金を受給しようとすると、もう落差が来る。これは厚生省、社会保障庁、篤と御承知のはずだ。共済年金には、六月十八日、私の本会議の代表質問にお答えいただいたように、激変緩和措置を設けた。厚年には何もない。二十年、最低加入であつても、年金額が十四、五万は違つてくるのです。このことについては改善、緩和のお考えありや否や、このことについて明快にお答えください。

○谷口説明員 お答え申し上げます。

先生お話しありましたように、厚生年金におきましては今回改正におきまして、先生御案内のように施行日におきまして六十歳以上の方、そして既裁定、既に年金を受給されている方ににつきましては、その既得権を保障するという観点で従来どおりの乗率単価を適用することにいたしました。これがございますが、お話しございましたように、女子、境内員等につきましては老齢年金の支給開始年齢が五十五歳とされているということで、これらの方々の既得権もまた保護しなければならぬということです。その両方の要請を満たすための仕組みをつくりました結果、結果的には先生御指摘のよう

に施行日に五十五歳前であるかあるいは以後であるか、また既に年金の裁定を受けているかどうかという点で年金額に違いが生じておるということは事実だと思っております。

しかしながら、この取り扱いにつきましては、

私ども期待権の保護あるいは既裁定の方たちの保護という観点から仕組みました。先生のお話にありましたようなことで女子、境内員についてのみ特別な措置を講ずるといいますと、またほかの点でなかなか公平が保てないということ事実ではございませんけれどもなかなか難しいので、私どもとしましては先生のおっしゃった点はないか、いかがかといふふうに存しております。

○上西委員 難しいことはわかるのです。しかし、国家公務員の方々は日本国のために、国民のためにお仕事をなさっている。共済年金で激変緩和措置、これは年齢未達でも二十年以上加入している方はみんなやられるわけでしょう。来年三月三十一日の年金を保障していくんだ。ところが、厚年に限っては、年金権がついていようと何しようと五十五歳未達か到達かでがた落ちになる。このことには、やはり厚生大臣以下局長、課長、胸に良心の責を覚えてくださいよ。そして英知を絞つて、せめて共済年金並みの緩和措置を設ける、こういう方向に御努力をいただきたいとお願いをして、次の質問に移ります。

第五点は、地方議員の年金と厚生年金の関係です。

私、党内で市民相談の担当をさせられておるのですが、私のところの相談にこういうのがありました。都道府県会議員の方が五十六歳で議員をおめになつて、五十六歳になつたら年金をもらおうとして申請をされた。そうしたら、あなた何か年金がついているか。正直に、民間企業におられたので、僕は厚生年金もついている。ああそうですかと、ばさつと地方議員の退職年金、互助年金ですね、これは削られて今給付を受けています。大変な問題になつてているのです。私も歩議つて、六十までもらえない、それを議員年金の方、地方議員の年金だけは削られる、こうしたこと自自治省は看過されているのかどうか、お答えいただき

たいと思います。

○古屋國務大臣 地方議会の議員の公的年金期間を有する者に対する併給調整を行っております

議員年金は、御承知のように互助年金的な性格でございまして、つまり公的年金加入期間と重複することはございますが、その機能は公的被用者年金と同様のものがあることや公的資金が年金原資となつておることから、議員年金のサイドにおいてのみその重複期間分を四分の一削除することにしておるわけでございます。したがいまして、一般の併給調整とは異なりまして、他の被用者年金の給付を現に受けているかどうかということは関係なし、制度の上において考慮しないことに思ひます。

○上西委員 大臣のお答えはそれなりにわかるの

で、実はこの問題とも関連しておりますので、私どもも今までいいとは思つておりますが、ひとつ研究課題とさせていただくことを……。

○上西委員 私、自治大臣のお人柄を本当に信頼申し上げておりますので、検討結果がよく出るよう御期待を申し上げ、次に進ませていただきま

す。

農林年金に移らしていただきますが、もともとこの共済年金、四つとも一緒ですけれども、極端に言えば採用時の労働条件の大改悪なんですね。

期待権も全部裏切つてしまつ、大変なことをおやりになつてるので、おそらくになつてている大臣の方々それぞれ、大なり小なり今眠れない夜が続

いています。そうした観点から、これだけの改悪をされるのならせめてこれくらいは改善をしていこう、こういうことであります農林大臣にお尋ねしたいのですが、農林年金、私共済年金には兵役期間が通算されない、國公、地公だけだ。このことについては、私は厚年も國年も言いたいのですが、せめて二つの共済年金、とりわけ所管である農林年金について兵役期間くらい通算する、こういうことについては明快にお答えいただけませんか。

○佐藤國務大臣 上西先生にお答えいたします。

兵役期間は恩給期間であるので公務員共済年金

制度においてはそれの制度の期間に算入する

こととしておりますが、なお、その負担につきま

しては恩給期間であることから全額国庫で負担す

るようになつております。国民年金を初め厚生年

金、私共済及び農林年金は、その対象が民間で

あり、各グループ、被用者全体の保険料や掛金に

応じた給付を行う制度でございますので、これに

恩給役期間を通算することは仕組みとして無理

があると考えております。

○上西委員 戦時、赤紙一枚で大日本帝国陸海

軍に兵役召集をされた方々は公務員だけだったの

ですかと僕は尋ねたい。職業のいかんを問わず、

年齢を問わず、お国のためにとって引張り出

された方々が、帰つてきてからついた職業によつてその兵役期間が何ら通算、加算をされない、こ

ういう矛盾と不平等を残したまま五九中業に血道を上げている中曾根さんと言いたいのだけれども、きょうはおられないのでそこは申し上げません。本当に戦後の処理を全うしようと思うならばこの兵役期間をすべての年金に通算をする、そしてその部分については軍恩予算からひねり出す、これが今政治を担当されている皆さん方の本当の責任ではないかと私はあえて申し上げたいのです。このことなくして日本の戦後は終わらない、私はあえてこう申し上げたいります。したがいまして、このことについて今後一層の御努力をお願いしておきたいと思います。

○上西委員 次は、では佐藤大臣、それができないのであるならば、障害年金を在職中完全に給付するということについては踏み切りができないのでありますか。

○後藤(康)政府委員 お答え申し上げます。

農林年金制度は、農林漁業団体職員の職域における共済年金として発足をした経緯がございますので、従来はこの職域を離れた方々に年金を給付するということにいたしておつたわけでございません。こういった基本的な枠組みからいたしますと、障害年金でありましても、同じ職域で給与を受け取れる共済年金として発足をした経緯がございますので、従来はこの職域を離れた方々に年金を給付するということにいたしておつたわけでございません。

○佐藤國務大臣 お答え申し上げます。

農林年金制度は、農林漁業団体職員の職域における共済年金として発足をした経緯がございますので、従来はこの職域を離れた方々に年金を給付するということにいたしておつたわけでございません。こういった基本的な枠組みからいたしますと、障害年金でありましても、同じ職域で給与を受け取れる共済年金として発足をした経緯がございますので、従来はこの職域を離れた方々に年金を給付するということにいたしておつたわけでございません。

○上西委員 一步前進は私もわかるのです。ただ、

年金の計算方式も完全に厚生年金並み、そうして兵役期間もつながらない、國公、地公だけですよ。給付開始年齢の経過措置はあるが、五十五から六十までの間若干いいというだけしか農林年金、私学共済はいいところが残らない。それなら障害年金を厚年並みに全額在職中から給付したって何が悪いのですか。とりわけ農林年金に加入している農林漁業団体の給与その他の実態を知るがゆえにあえて私は佐藤大臣にこのことをお願いしたいのですよ。國家公務員や地方公務員は給与法その他で一応保障されている。農林漁業団体の職員共済組合の加入団体の実態はあなたが一番よく御承知のはずだ。そうした実情にある方々が不幸にして障害の状態になつた、このことについてあなたがここで踏み切つて、さすがはあのときの佐藤農水大臣は名大臣だったと後世に名が残る大臣になつていただきたいと思うがゆえに御決断をお願いしたいのです。

○佐藤國務大臣 上西先生にお答えします。

各共済年金共通の問題でございまして、農林年金だけでやるのはどうかと考えております。

○上西委員 セめて他の大臣に私の方から呼びかけて在職中からやるというお答えを期待したのであります。されど、それは農林水産委員会で厳しくお願いをする。こういうことにいたしまして、あと二、三お尋ねをしたいのであります。それは、さくばらんに申し上げて、激変緩和措置は設けられます。しかし、来年の四月一日以降加入を続ける者は、共済年金、厚生年金を問はず、個人の退職年金、老齢年金に限つて言うならば掛け捨てになるのが大部分ですね。私は昭和一けただ。例えは、私が今三十五年厚生年金に入っています。満六十まであと六年ちょっと掛け続けてもらう年金は、今やめて現行方式でやつた方がいいのです。これは明確なのですよ。もちろん仕組みその他のことは別ですよ、年金自体でいけば。だから、竹下大蔵大臣が本会議でお答えになつたように、激変緩和措置をお設けになる。しかし、激変緩和措置が設けられたということは、これを超え

ないわけです、来年、再来年勤めていかれても、保険料は差し引かれている。納付している。極端にわかりやすく言うならば掛け捨てではないか。十までの間若干いいというだけしか農林年金、私学共済はいいところが残らない。それなら障害年金を厚年並みに全額在職中から給付したって何が悪いのですか。とりわけ農林年金に加入している農林漁業団体の給与その他の実態を知るがゆえにあえて私は佐藤大臣にこのことをお願いしたいのですよ。國家公務員や地方公務員は給与法その他

で一応保障されている。農林漁業団体の職員共済組合の加入団体の実態はあなたが一番よく御承知のはずだ。そうした実情にある方々が不幸にして障害の状態になつた、このことについてあなたがここで踏み切つて、さすがはあのときの佐藤農水大臣は名大臣だったと後世に名が残る大臣になつていただきたいと思うがゆえに御決断をお願いしたいのです。

○後藤(康)政府委員 確かに期待権の保障という措置をとつております。その場合に従前の年金額の適用を受けた方につきましては施行日以後の組合員期間は給付に直接反映されないということは事実でございますけれども、従前の年金額の保障措置と申しますのは、年金の期待権を尊重する趣旨からの特別の措置として講じたものでございまして、その点を御理解いただきたいと思うわけ

でございます。

また、こういった方でありましても、組合員であります限りはその間に生じました不慮の障害を受けられるということになりますれば、例えば三百カ月、二十五年保障される、こういったことがあるわけでござりますので、施行日以後の掛金が全く掛け捨てになるというわけではないと考えておりますし、現行制度におきましても、御案内とおり共済方式におきまして百分の七十という頭打ちがございます。ですから、これも四十五年、五十年というふうにお勤めになつた方はそこから先は一種の掛け捨てになるわけでござりますけれども、これは世代間または世代の中で比較的恵まれてお答え願いたい。

○後藤(康)政府委員 既裁定年金の従前額保障の問題でございますが、農林年金の年金受給者の今の実態を見ますと、八二・四%は通年方式の年金額が算定をされておりまして、今度の制度改正によりまして共済方式から通年方式に裁定がえになります。裁定がえになる対象者は一七・六%ということですけれども、これは世代間または世代の中で比較的恵まれないということをまず申し上げないと存じます。

あと、年金額について新方式で計算するまでスライドをいわば足踏みするということをございますで、そういうことも含めて御理解いただきたいと思うわけでござります。

○上西委員 あなたのおつしやるのはわかる。遺族年

給与という基礎がちゃんとあるわけですね。四年勤めたら四十五年目の給与が基礎になるのだ。今度は全期間中の平均になるわけでしょう、そんな改正をやつているのですから。そうぬけぬけとおっしゃると僕も言いたくなるわけです。

そのことはあなたのお答えで譲るとして、既裁定者へのスライドストップ、このことについてあなたがお答えになりますか。私のように年金相談を三十有余年やりまして、スライドを受けている、このことだけがたつた一つの楽しみ、スライドが来たというだけでお年寄りの方々は寿命が延びていくのですよ。去年五百円のスライドが届いたために随喜の涙を流した農村の年寄りを何人も見ていました。中曾根内閣のせめてもの善根だ。それから今度は取り上げようというのだから、全く冷酷非情としか言いようがないですよ。だからこれだけの有力閣僚の皆さん方に私は申し上げたいのです。せめて既裁定者へのスライドを、全額といかなくとも何らかの改善措置で幾分かなりと認めてお年寄りの皆さん御苦労でした、どうか長生きをして極楽へ行つてください、それくらいやつていのじやありませんか。そのことについてお答え願いたい。

○上西委員 この点についてお答えはもう結構ですか。私が先ほど五百円と言つたのは去年の老齢福祉年金のスライド額ですよ。今、局長あなたがお答えをなさいますけれども、通年方式でやついる方々でも現在は退職直前一カ年の本俸でしあう。今度はこれが全期間中になるのです。しかも、今の千分の十が来年は九・八六になつていく。既裁定者を含めてるにかぶつていくわけですよ。そのことについて胸に痛みを覚えてくださいと僕は申し上げている。

さくばらんに申し上げて、ここにいらっしゃる方々を含めて私が接した国家公務員の優秀な方々がみんなおっしゃる。こんな法律が通つたら優秀な人材は国家公務員にならない。おっしゃっている方はみんな自分が優秀だと自觉なさつておっしゃつていて。

〔越智委員長退席、堀之内委員長代理着席〕

こんなことになつたらしい人が来ない。日本の前途を憂えている。そういう方々が各省庁の中にたくさんおられる。このことを大臣、あなたの方もよくお考えいただいて、少なくとも既裁定者に対するスライドが実質生かされるような方途について英知を絞つていただきたい、それが中曾根内閣の連貫責任だと私はあえて申し上げたいのです。

最後に、佐藤大臣、あなたの先般の農林水産委員会での我が党の島田委員に対する国鉄共済年金に關するお答えと昨日の我が党の大原委員に対するお答えとでは、若干の食い違いがあつたと私は受けとめております。いずれが本音か、ここで明確にお答えいただきたいと思います。

○佐藤國務大臣 国鉄共済問題につきましては、

政府の統一方針がございます。これは先生御存じのとおりでござります。国鉄共済問題については、国鉄改革の重要な一環として、国鉄改革の具体化に応じまして、これまでの経緯を踏まえつつ、財政調整計画のあり方、それぞれの役割等について検討すると同時に、年金一元化の観点から所要の検討を行い、関係者の理解や国民的合意を得ることができる適切なものとしたいというのが政府統一方針でございます。

私が、十一月十三日の衆議院農水委員会での私の答弁の結びで関係者の意向なり理解に配慮しつつ対処したいと述べたのは、この政府の方針と同趣旨のものであることを御理解願いたいと思ひます。

○上西委員 最後に私は申し上げておきたいのです。

国鉄共済年金が赤字だ、高齢化社会がやってくる。まるでオオカミが来た、オオカミが来たと言つた少年と同じようなやり方で、年金財政の実態、発足以来の各年金が努力してきた自助努力、そうしたことについては一切耳も目も傾けようとせずに、ひたすら年金制度の改悪を強行されようとしている中曾根内閣並びに関係閣僚の皆さん方に一大警告を発して、私の質問を終わらせていただきます。

○堀之内委員長代理 富塚三夫君。

○富塚委員 限られた短い時間ですから、国鉄の雇用と年金について主として御質問いたしたいと思います。

まず最初に、三重県でしたと思ひますが、大蔵大臣が記者会見で、国鉄の再建法案は通常国会の準備が間に合わないだろう、秋の臨時国会になるかも知れない、そこで延びる間は十一月過ぎても中曾根さんにやつてもらうことになるかも知れない、こう言つた。そつしたら中曾根さんは、臨時国会でなく特別国会いやないかと言われたとか次の新聞にいろいろ出ていましたけれども、国鉄再建監理委員会の答申を受けて不退転の決意でやりたい、しばしば政府も申されておりますが、

本当の腹は通常国会に間に合わせることができるのかどうか。どうも累積債務の処理の問題あるいは組織機構など一般的な問題について成案を得るのにかなり無理があるんじゃないかと見られます。が、いずれにいたしましても大蔵省のウエート是非常に大きいのでありますし、竹下実力大蔵大臣は、新聞を見ますと、また閣内にとどまつてやられるようなお話をされども、大蔵大臣の本当の腹をひとつ聞かしていただきたい。

○竹下国務大臣 私がどこかの記者会見で申し上げましたことは、これは私の多年の勘でございまして、余り言わなければよかつたなと思って本當は反省しておりますが、国会運営の仮にプロならプロという立場で申しますと、予算関連法案でないものは大体三月の第三金曜日ぐらいかな、そんな感じを持っておりました。そうすると、その後その審議に入りましたが、つまらぬ話をして申しわけありませんが、恐らく相当地会議マターになるだろう。題旨説明から要求があるじゃないか。そうなると、本格審議が始まるのがいつころになるか。そうすると、七月七日が参議院議員の任期でございますから、通常に考えれば六月二十九日ないし六月二十二日が参議院選挙かな、その後の臨時国会というのには院の構成のために開かれる、そんな感じで申し上げましたので、國務大臣が質問したいのは、監理委員会の答申では、国家公務員等共済組合審議会の答申を受けて、国家公務員や電電、専売などの三共済による救済措置はもう事実上困難だ、こう明記しているわけですね。そうすると、新たな負担増の処理をどういうふうに考えるか、あるいは制度審査の四月十日の答申にも、国鉄年金の解決抜きにして年金制度の改正はできないだろ、そういう指摘もあるわけです。国庫助成を基本とする国鉄年金の救済措置を考えるしかないのではないかと思うのですが、所管の運輸大臣としてどうお考えでしょうか。

○山下国務大臣 国鉄の再建計画が具体化していますと、当初の三共済からの援助だけでは足りなくなるのは当然でございます。したがいまして、それに伴つて、何としても共済年金の支給に事欠かないだけの措置をとらなければなりませんが、その手順、具体的な方策につきましては、きのう総理あるいは官房長官並びに大蔵大臣から御答弁があつたとおりでございます。

○富塚委員 財政問題の処理、累積債務の処理の問題など、あるいは年金の財源措置なども含めて、やはりお金の問題が一番焦点になるだろう、こう見ていくのですが、来年度の予算編成とはかかわ

りなく、答申を受けてのあの処理の問題を大蔵省としては考えられる予定つもりなんでしょうか。

○竹下国務大臣 これは時間がかかるかと思いますが、いわばタイムリミットが六十一年度予算であるという立場には必ずしもないと思いますが、それこそ各方面との濃密な相談をしていかなければならぬじやないか。今でも日々問題提起の形で私の方へたくさんの方がいらっしゃいますので、作業とまでいきません、まだ私の頭の中いろいろな考え方方が回転しております、こういう程度でございます。

○富塚委員 国鉄共済年金のことについて、きのうの審査を通じましてこの四法案の議決前に政府案を示したいと言われているのですが、運輸大臣、どのような政府案が望ましいと考えられるのか。

私は質問したいのは、監理委員会の答申では、国家公務員等共済組合審議会の答申を受けて、国家公務員や電電、専売などの三共済による救済措置はもう事実上困難だ、こう明記しているわけですね。そうすると、新たな負担増の処理をどういうふうに考えるか、あるいは制度審査の四月十日の答申にも、国鉄年金の解決抜きにして年金制度の改正はできないだろ、そういう指摘もあるわけです。国庫助成を基本とする国鉄年金の救済措置を考えるしかないのではないかと思うのですが、所管の運輸大臣としてどうお考えでしょうか。

○山下国務大臣 国鉄の再建計画が具体化していますと、当初の三共済からの援助だけでは足りなくなるのは当然でございます。したがいまして、それに伴つて、何としても共済年金の支給に事欠かないだけの措置をとらなければなりませんが、その手順、具体的な方策につきましては、きのう総理あるいは官房長官並びに大蔵大臣から御答弁があつたとおりでございます。

○富塚委員 いや運輸大臣、あなたは国鉄改革の所管の大蔵ですから、きのう來、国鉄年金をどうするかほんどの時間、審議をされているわけです。政府は、統一見解を出したい、政府案を出し

たい、こういうふうに言われているのですが、常識的に見て、監理委員会の答申でも他の共済からの救済では無理だということも言つていますし、六月の国会の本会議のときに中曾根総理大臣は、厚生年金みたいなことをちらつと、そちらの援助も受けたいみたいなことを申されているのですけれども、基本はやはり国の助成によって解決するという筋をあなたは所管運輸大臣として、輪郭として考えてしかるべきだと思うのですが、その点いかがですか。

○山下国務大臣 この問題につきましては、今私が答申しました前に大蔵大臣から統一見解として、とにかく資金に支障のないような方策について政府が責任を持つて立てるということをおつしやつております。私もそのとおりだと理解いたしております。

私は質問したいのは、監理委員会の答申では、国家公務員等共済組合審議会の答申を受けて、国家公務員や電電、専売などの三共済による救済措置はもう事実上困難だ、こう明記しているわけですね。そうすると、新たな負担増の処理をどういうふうに考えるか、あるいは制度審査の四月十日の答申にも、国鉄年金の解決抜きにして年金制度の改正はできないだろ、そういう指摘もあるわけです。国庫助成を基本とする国鉄年金の救済措置を考えるしかないのではないかと思うのですが、所管の運輸大臣としてどうお考えでしょうか。

○山下国務大臣 国鉄の再建計画が具体化していますと、当初の三共済からの援助だけでは足りなくなるのは当然でございます。したがいまして、それに伴つて、何としても共済年金の支給に事欠かないだけの措置をとらなければなりませんが、その手順、具体的な方策につきましては、きのう総理あるいは官房長官並びに大蔵大臣から御答弁があつたとおりでございます。

○富塚委員 中曾根総理大臣は、臨調、行革審に見られるように諮問機関を非常に尊重されるという意味でいろいろ話題を呼んでいるわけですが、監理委員会の答申を最大限尊重すると言われているし、厚生大臣、制度審査あるいは国公、地公共年金審議会などが指摘している問題をどのように受けとめているのか。私は、今運輸大臣は必ずしも明確な回答になつていませんけれども、国鉄を救うのはもう国の助成しかないのじゃないか、基本的にそう考えますが、あなたは共済年金の担当大臣としてはどうお考えになりますか。

○増岡国務大臣 この問題につきましては、今國家公務員を初め救済グループが財政計画を立ておやりになつておるわけでありますから、その見直しをやつていただかなければならぬと思います。ただ、それだけで全部が解決するかどうかと

いうことは問題が残ると思いますので、それは公的年金一元化の過程の中でこなしていかなければならぬ問題であるうと思いますが、このことにつきましては、それ関係各立場の方々の意見の調整を行いながら、そうしてまた理解を得ながら、国民の理解するような方法でなければならぬというふうに思つております。

○富塚委員 きのう來の審議を踏まえて、我が党の大原委員以下申し上げましたように私はやはり真剣に国の助成を基本にして考へるということにならざるを得ないと思うし、大蔵大臣、ぜひそことを申し上げておきます。

國鉄労働者の雇用と年金問題ですが、雇用問題だけ先行して、二万一千人を関連企業にやるとか四万人をどうするとか、あるいは地方自治体に転出をさせるとかいろいろなことを言つているのですが、雇用と年金といふものは一体的に解決されなければならぬ性格のものだ私はそういうふうに実は考へます。したがつて、雇用問題だけをなぜ先行させなければならないのか、その点について運輸大臣と労働大臣にお尋ねいたします。

○山下国務大臣 国鉄改革における民営・分割は、これは至上課題でございまして、何としても私どもはこの意見に沿つてやり遂げなければならぬ。そこで、そのためにこれを六十二年の四月一日から実施できるように目下法律案の作成を急いでおるわけでございますが、この民営・分割をやるためにには、どうしてもここに余剰人員というのが出てくるわけでございまして、その余剰人員対策、これもまた私どもが避けて通れない問題でござります。このことにつきましては、政府におきまして既に十月十一日の閣議決定においてこの問題に触れておりまし、また国鉄の余剰人員雇用対策本部におきましても、特にこの問題について、異例の総理大臣が本部長になつてこの雇用については万全を期していくという態勢をとつて進めておるところをございます。

○山口国務大臣 運輸大臣から御答弁がございま

したけれども、私も分割・民営であれ、あるいは公的年金の経営形態であれ、余剰人員という言葉が適当なうと思いませんが、国鉄の人員が大変多過ぎるの調整を行ひながら、そうしてまた理解を得ながら、国民の理解するような方法でなければならぬということが國鉄経営の大変大きな問題になつてゐる。こういう立場から、できるだけ能力のある方の再就職、再雇用の場を提供しなければならないということをございますし、特に六十二年以降の経済情勢、雇用情勢なども考えますと、希望の離職者などにつきましては、できるだけ早くから再就職の場所を提供する状況をつくることが雇用官庁としての労働省としての務めではないかといふことで、政府の雇用対策本部と同時に労働省の中にも国鉄の余剰人員対策本部を設置いたしまして、銳意その再就職の場の提供のために、特に民間を中心としていろいろ今取り組みの調整を図つてゐる、こういうところでござります。

○富塚委員 既に要員の減員計画を着々と進めているわけですね。若年退職を想定をしているわけです。

五十五歳年金の支給というのは九〇%台になって、一年上がるごとに四%ぐらいずつ減らされていく。やめていく人たちは、転職する人たちは、年金が一体どうなるかということが基本的に頭の中にあるわけですね。そのことの解決なしに余剰人員対策を考えるといったてそれは十分に成果を上げるとは考えられないし、年金と雇用といふものはやはり一体的なものにして解決をされなければならぬといふ点では全く年金の方はおくれたまま四法案の提案。三十二万人のときと監理委員会答申を受けてそれを尊重してやりますというのと、一体これをどうするつもりなのかということがあります。このことにつきましては、政府におきまして既に十月十一日の閣議決定においてこの問題に触れておりまし、その点は御理解いただきたいたいと思うわけでござります。

同時に、やはり民間の労働市場の方がはるかに多いわけでございまして、公的部門は全勤労国民の三%といふことでござりますから、國、地方、そういう公的機関よりは、むしろ民間の部門において國鉄の優秀な職員の方々の力を再度生かしていただける場所はないかといふことで、全国の職業安定機関あるいは労働基準機関等の幹部を集めたり速やかに解決をするような手立てをとらないといふ

だけでも、よそから眺めておるみたいな感じがするわけですね。本来なら雇用政策というのは労働省が、そのため労働省というのはあるし、山口さんはそれで労働大臣になったのだと思うのですが、だからその点、あなたは国鉄の問題について蚊帳の外に置かれているような感じがするのですが、一体雇用政策についてどういうふうにお考えですか。

○山口国務大臣 もちろん国鉄の職員の雇用の問題でございますから、直接の使用者側である国鉄当局が真剣にお取り組みをいたしかねなければなりません、また、運輸省が監督官庁という立場でもございます。しかし、政府としましては、国鉄余剰人員雇用対策本部ということで中曾根総理が本部長、運輸大臣や労働大臣も副本部長ということで、雇用問題につきましては労働省も責任を持つてこれに取り組まなければならない、こういうことでございまして、今富塚先生からの御指摘でございますけれども、労働省が多年の経験あるいは過去の経験などを踏まえまして、この余剰人員対策につきましては、政府部内におきましてもいろいろ人も出し、いろいろな意味で積極的に取り組んでおるということでおざいまして、その点は御理解いただきたいと思います。

最後に大蔵大臣、年金に対する課税強化のことですけれども、六月十八日の法案提案の際に質問したときの答弁では、五十九年十一月の中期答申を踏まえて将来の検討課題とするが、今は考えていないといふうな趣旨を言われたんですね。そのための具体的な策策について、ひとつ検討してもらいたいといふふうに思います。

最後に大蔵大臣、年金に対する課税強化のことですけれども、六月十八日の法案提案の際に質問したときの答弁では、五十九年十一月の中期答申を踏まえて将来の検討課題とするが、今は考えていないといふうな趣旨を言われたんですね。そのための具体的な策策について、ひとつ検討してもらいたいといふふうに思います。

○竹下国務大臣 今、五十九年にちようだいたしました中期答申というのが一応我々の手がかりのバイブルみたいになつておるわけです。そこで今度は抜本改正の諮問をしたわけでござりますから、多くの委員の方々も継続して在任しておられるわけでござりますので、やはりあの五十九年の基本的な物の考え方から継続した検討が行われるんじゃないかなといふふうに思つておるところでございますので、今のところ、それを抜き出してそれだけ何か措置するという考え方がないという

で、その法案とは別に今から雇用の受け入れ状況を打診して回つておることでございまして、労働省としては、完全雇用を目指して、この問題については最重点的な一つの問題として取り組んでおる、こういうことでござりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げたいわけでございます。

そこで労働大臣、国鉄の余剰人員対策の問題について、内閣に設置された対策本部を初めとして、それぞれ関係機関が対策委員会などをつくってやつておるのですが、労働省は何かアウトサイ

ドで、よそから眺めておるみたいな感じがするわけですね。本来なら雇用政策というのは労働省が、そのため労働省というのはあるし、山口さんはそれで労働大臣になったのだと思うのですが、だからその点、あなたは国鉄の問題について蚊帳の外に置かれているような感じがするのですが、一体雇用政策についてどういうふうにお考えですか。

○富塚委員 かつて三十年代前半のエネルギー転換のときにも、労働省が一生懸命やりましたよね。だからその点、あなたは国鉄の問題について蚊帳の外に置かれているような感じがするのですが、一体雇用政策についてどういうふうにお考えですか。

○山口国務大臣 もちろん国鉄の職員の雇用の問題でございますから、直接の使用者側である国鉄当局が真剣にお取り組みをいたしかねなければなりません、また、運輸省が監督官庁という立場でもございます。しかし、政府としましては、国鉄余剰人員雇用対策本部ということで中曾根総理が本部長、運輸大臣や労働大臣も副本部長ということで、雇用問題につきましては労働省も責任を持つてこれに取り組まなければならない、こういうことでございまして、今富塚先生からの御指摘でございますけれども、労働省があるのか。ぜひ山口さんにまた統一の懸念やったのです。国鉄問題、全然一生懸命やってないんだよね。それで山口さん、あつちこつちでいろんなことを吹いているんだけれども、やはりもう少し本当に、幾ら内閣の中にありますか。

○富塚委員 かつて三十年代前半のエネルギー転換のときにも、労働省が一生懸命やりましたよね。だからその点、あなたは国鉄の問題について蚊帳の外に置かれているような感じがするのですが、一体雇用政策についてどういうふうにお考えですか。

○山口国務大臣 もちろん国鉄の職員の雇用の問題でございますから、直接の使用者側である国鉄当局が真剣にお取り組みをいたしかねなければなりません、また、運輸省が監督官庁という立場でもございます。しかし、政府としましては、国鉄余剰人員雇用対策本部ということで中曾根総理が本部長、運輸大臣や労働大臣も副本部長ということで、雇用問題につきましては労働省も責任を持つてこれに取り組まなければならない、こういうことでございまして、今富塚先生からの御指摘でございますけれども、労働省があるのか。ぜひ山口さんにまた統一の懸念やったのです。国鉄問題、全然一生懸命やってないんだよね。それで山口さん、あつちこつちでいろんなことを吹いているんだけれども、やはりもう少し本当に、幾ら内閣の中にありますか。

○富塚委員 かつて三十年代前半のエネルギー転換のときにも、労働省が一生懸命やりましたよね。だからその点、あなたは国鉄の問題について蚊帳の外に置かれているような感じがするのですが、一体雇用政策についてどういうふうにお考えですか。

○山口国務大臣 もちろん国鉄の職員の雇用の問題でございますから、直接の使用者側である国鉄当局が真剣にお取り組みをいたしかねなければなりません、また、運輸省が監督官庁という立場でもございます。しかし、政府としましては、国鉄余剰人員雇用対策本部ということで中曾根総理が本部長、運輸大臣や労働大臣も副本部長ということで、雇用問題につきましては労働省も責任を持つてこれに取り組まなければならない、こういうことでございまして、今富塚先生からの御指摘でございますけれども、労働省があるのか。ぜひ山口さんにまた統一の懸念やったのです。国鉄問題、全然一生懸命やってないんだよね。それで山口さん、あつちこつちでいろんなことを吹いているんだけれども、やはりもう少し本当に、幾ら内閣の中にありますか。

ことでござります。

○富塚委員 年金問題、給付を減らして負担を多くする、高齢化社会が来る、一つのバランスを考えたい、こう言つてゐるのですけれども、本来年金というのは社会保障制度の一環であつて、高齢化社会が来る、だから給付と負担のバランスをとる、加えて国の財政援助を少なくしたい、そんなばかな年金制度の改正というのではない。高齢化社会がやつてくる、それならまさに年金制度を充実をさせていく、そういう姿勢があつていいのではないか。

また、国鉄問題を見ますと、何かこう解決をおくらせることによって、次の参議院選挙とかあるいは予定をされる総選挙なんかのえさにして、同じ共済組合法の中の労働者の反目とか対立をあおるようなことを意識的にやつてゐるようと思われるのですが、大蔵大臣、そういうことはないのでしょうか。

○竹下国務大臣 これは、国共済等の統合の際に、あんなに各組合の労働側も経営側も労働者連帯といふ形で夜を徹してお話ししただけ、これは大事にしなけりやならぬなどいう気持ちが私には繼續をいたしておりまして、相反目させるなどといふことは毛頭考えたことはございません。

○富塚委員 政府が速やかに立派な案を出してくれると官房長官が重ねて答弁しておりますから、大いに御期待いたしまして、私の質問を終わることにいたします。

○堀之内委員長代理 宮地正介君。

○宮地委員 初めに、私は、今回の共済年金の改革の問題といわゆる定年制の問題について御質問をさせていただきたいと思います。

労働大臣の時間の都合もあるようですが、今まで労働大臣に、いわゆる共済年金の改革、この法案が通りますと、来年の四月一日から公的年金が、基礎年金導入ということで、ある意味で一つのスタート台に入るわけですね。こうなつてまいりますと、いわゆる受給年齢がほぼ六十五歳というところに一つの到達地点ができるわけであ

ります。

本年三月に六十歳定年制ということが、これから高齢化社会への対応、時代の趨勢、こういうもので一応出発したわけでございますが、六十歳の定年制と六十五歳の受給年齢との間に五年間のギャップがでてくるわけですね。まあいろいろ各種年金には歴史もあるし経過措置もあるわけでございますが、基本的にこのギャップを埋めていくというこの定年制と年金改革という問題のリソーン、これはこれから高齢化社会にとつてます非常に重要な課題ではないか。この点について、今後六十五歳定年延長の雇用環境づくり、こういふものに労働大臣としてはどのように取り組んでいかれるのか、その点についてまずお話を伺いたいと思います。

○山口国務大臣 宮地先生の御指摘のとおりでございまして、やはり雇用の期間と年金が相リンクするという形が一番肝要なことだと思いますし、こうした点から、年金の支給開始年齢の引き上げにつきましては、今後の定年制の延長、雇用の延長の進展等、高年齢者の雇用動向に十分配慮した総合的な施策が必要である、かように考えます。

そうした立場から、国会におきましても社労委などを中心に大変長い間御論議をいたしておりますが、ました定年制の延長の問題は、雇用審議会でこの十月に最終答申を出していただきまして、今、労働省としましては、次の国会に六十歳までの定年制の延長の法制化の問題、さらに、六十五歳までの同一企業あるいは同一企業グループなどを中心とした継続雇用の推進、また、再就職を希望する高年齢者のための早期再就職の促進などの施策の充実強化を図つていかなければならぬ、そういうものを作りました。

○宮地委員 大臣も御存じのとおり、労働省の政策調査部の産業労働調査課が雇用管理調査というものをことしの六月二十九日にやつておるんです

ね。この調査の結果を拝見いたしますと、やはり一つの時代の流れとして定年制はもう六十歳から六十五歳に各企業とも非常に移行してきているんですね。例えば規模別に見ましても、五千人以上の企業の場合は、前年比で一四・九ポイントも増加しているんですね。千人から五千人未満、このぐらいのクラスにつきましても八・二ポイントの増加、さらに百人から二百九十九人、この辺でも、最低でも三・九ポイントの増加。昔は五十五年定年、こう言つていましたが、こことのところで急速にもう六十歳の定年から六十五歳、こういうふうに人生八十年時代ということ、そうした定年制に対しても社会が非常に速いピッチで進んでいるわけですね。まして、今回の公的年金の一元化は、御存じのように七十年、あと十年後には公的年金をすべて一元化をして以後の高齢化社会に對応しよう、こういう政府の方針で今進めてきているわけですね。まして、十年後には昭和三十年には今度は集結してスタートをさせます。そしていろいろ検討され、改正して、十年後には昭和七十年には本格的な高齢化社会への対応をやるわけですね。そのときは、いただく方は受給年齢がほとんど六十五歳なんですね。ですから、遅くともそのときには定年制も六十五歳にきちっと延長して、同時進行で七十年代から高齢化社会への本格的な対応に入っていく、こういう姿が必要ではないか。そのう意味で、まだ労働省の方には、具体的な、遅くとも七十年には突入するぞ、こういうものが今ないわけですね。大臣、ぜひそのところは遅くともそこにはきちっとしますぞと明確にしておいて、その過程においては、いろいろ雇用審議会等の御意見を聞きながら、まず六十歳、それから六十五歳、こつあると思うのですが、政府としては、

年金の一元化には一つの計画目標ができていますけれども、定年制延長にはその目標が今の段階ではないわけです。まだ漠然としているわけです。そういう点で、本の計画が必要だと思うのですが、政府としては、年金の一元化には一つの計画目標ができていますけれども、定年制延長にはその目標が今の段階ではないわけです。まだ漠然としているわけです。このところをぜひ同時進行で決着をつけられる

ような大臣の御決意を伺つておきたいと私は思っています。西欧では、失業の絡みでむしろ雇用期間を短縮して、若い人の失業に仕事を振りかえるというような苦勞もしておるようですが、幸い我が国は、労使関係の御努力で今まで労働省も行政指導を進めておりまして、六割近くがござますので、ここで法制化をさせていただき、今宮地先生御指摘のような六十五歳までの雇用期間の延長といつもの引き続き法律プラス行政指導という形で何とか労働関係において定着をさせたい、かようになりますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げたいと思うわけでござります。

○宮地委員 大臣、くどいようですが、公的年金の一元化のスタートが来年の四月から始まる。そしていろいろ検討され、改正して、十年後には昭和七十年には本格的な高齢化社会への対応をやるわけですね。そのときは、いただく方は受給年齢がほとんど六十五歳なんですね。ですから、遅くともそのときには定年制も六十五歳にきちっと延長して、同時進行で七十年代から高齢化社会への本格的な対応に入っていく、こういう姿が必要ではないか。そのう意味で、まだ労働省の方には、具体的な、遅くとも七十年には突入するぞ、こういうものが今ないわけですね。大臣、ぜひそのところは遅くともそこにはきちっとしますぞと明確にしておいて、その過程においては、いろいろ雇用審議会等の御意見を聞きながら、まず六十歳、それから六十五歳、こつあると思うのですが、政府としては、年金の一元化には一つの計画目標ができていますけれども、定年制延長にはその目標が今の段階ではないわけです。まだ漠然としているわけです。このところをぜひ同時進行で決着をつけられる

ような大臣の御決意を伺つておきたいと私は思っています。西欧では、失業の絡みでむしろ雇用期

ことだと思いますから、先ほども御答弁申し上げましたように、まず次の国会で六十歳の定年制の延長の法制化の御審議をお願いいたしまして、それを古として六十五歳代までの雇用の場の確保というものを引き続き行政指導を通じて進めていく。いま一つは、厚生省と労働省で今二省間協議を進めておりまして、人生八十年時代における社会保障分野における役割と労働の分野における役割との継続的な運用というものの協議を今進めさせていただいておりますので、その政策の継続の中に、高齢者の方々の安心でき得るライフサイクルといいますか、ライフワークを整えていきたい、かようと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○宮地委員 特に、公的年金の一元化については、既に自民党の中でも一つのスケジュールができるようになりました。今申し上げましたように、現在の共済年金の改革四つが来年の四月一日からスタートする。一応公的年金の厚生年金、国民年金、船員保険などの一つのスタート台の基礎ができるわけですね。これが進んでまいりまして、昭和六十四年には、今度は具体的に国家公務員共済や公企体の共済あるいは地方公務員共済の法改正の整理をやつていこう。そしてその次、その法改正をやつたら、昭和六十五年にはそれを実施して、さらに厚生年金、農林年金、私学共済、地方共済、公企体共済、国家公務員共済、この關係の公的年金の統合の法改正を既に計画として検討しているわけです。そしていよいよ七十年には公的年金の一元化でどんとスタートしよう。こういうように、年金改革においてはある程度のスケジュールが政府と与党内の、自民党の中のいわゆる公的年金研究会の中できついて、五十八年十一月ごろにそういうことを明確にして、今回の改革法案もそのスケジュールに乗つてきているわけです。ですから労働大臣の方も十分御理解をいただいているものと私は理解しているわけです。今ここでは明確には御答弁できないかもしだれま

せんが、年金改革と定年制の同時進行の計画的というものについて真剣に取り組んでいただきまく。いま一つは、厚生省と労働省で今二省間協議を進めておりまして、人生八十年時代における役割との継続的な運用というものの協議を今進めさせていただいておりますので、その政策の継続の中に、高齢者の方々の安心でき得るライフサイクルといいますか、ライフワークを整えていきたい、かようと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山口国務大臣 民間の企業などには六十歳定年の法制化にもいろいろな大変厳しい御意見もござります。しかし、今先生御指摘のように、年金が六十五歳からの支給、特に七十年度からはそういう取り組んでいただきたいと強く要望しておりますので、簡単で結構ですから、この点についての御決意をお願いしたいと思います。

○藤波国務大臣 昨日来いろいろ御質疑をいただいておりますように、国鉄共済の問題は非常に大きな問題である。国鉄改革という視点から見ましても、また一連の年金問題をどういうふうに持っていくかという視点からいたしましても、非常に重要な責任であると思いません。民間の企業、経営者、使用者団体の方とも十分御理解を深めていただきまして、定年制の延長が六十五歳までの雇用の継続というものから一步進んだ状況に、政府としても労働政策としてもそういう対応が必要であるという認識の上に立って労働行政を進めていく必要を十分痛感しておりますので、そうした認識を持って今後の高齢者雇用の問題を考えていきたい、かようと考える次第でございます。

○宮地委員 では労働大臣、お忙しいようですかねければならないと考えてきておるところでございますが、何分にもそれ負担、今お話しのように、まさに財源をどうするかということが中心になつて検討されなければならぬ課題であろうといふには思つておるわけでござりますけれども、例えは国庫から負担するという話になつた場合に、これは大蔵大臣がそれでいいというふうに考えたと、いうふうに当然思つわけでございます。また、御負担をいたく向きを広げていくことになりますと、それぞれの仕組みにそれぞれ該当される方々があつて、この問題をどのようにお考えになるかといふことについて当然いろいろ御相談、また合意が得られない仕組みは動いていかない、こういうことになるかと思うでござります。そういうことも含めまして、昨日この問題は相当時間かかる課題だらうと思いますと、いうことを申し上げたところでございますが、とにかくめどを立てる、こういうお話をございましたので、とにかく誠心誠意検討を進めまして、この法案が衆議院を通過するまでに精力的に検討を

して発表する、こういうもののかどうか。きのうは急の急でしたから、国会審議の都合もあってああいうふうにおつしやつたともとれるのです。が、我々としては中身がやはり大事でありまして、國鉄の共済を救済する以上は、財源対策なくして、年金改革の七十年スタートのときに定年制がまだ六十歳だったというようなことのないよう

に、六十歳の定年制延長がきちっと法的に整理されて、そして本当に高齢化社会に対する同時進行の出発が七十年代からできる、この準備にぜひ決意をお願いしたいと思いません。

○藤波国務大臣 昨日来いろいろ御質疑をいただいておりますように、国鉄共済の問題は非常に大きな問題である。国鉄改革という視点から見ましても、また一連の年金問題をどういうふうに持っていくかという視点からいたしましても、非常に重要な課題である、このように認識をいたしております。

○宮地委員 では労働大臣、お忙しいようですが、なかなか責任であろうと思いません。民間の企業、経営者、使用者団体の方とも十分御理解を深めていただいておりますように、国鉄改革という視点から見ましても、また一連の年金問題をどういうふうに持っていくかという視点からいたしましても、非常に重要な課題である、このように認識をいたしております。

○宮地委員 財源対策として考えられる道というのは、どうたくさんの方とも十分御理解を深めていただいておりますように、一つは国庫補助、国が負担をするかどうか、あるいは現在の電力やたばこや國家公務員共済のみならずもっと関係の年金制度に広げてそれでお願いするのか、あるいはその両方の折衷案になるのか、いろいろと検討を進めでまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○宮地委員 財源対策として考えられる道とは、どうたくさんの方とも十分御理解を深めていただいておりますように、一つは国庫補助、国が負担をするかどうか、あるいは現在の電力やたばこや國家公務員共済のみならずもっと関係の年金制度に広げてそれでお願いするのか、あるいはその両方の折衷案になるのか、いろいろと検討を進めでまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○宮地委員 のは、どうたくさんの方とも十分御理解を深めていただいておりますように、一つは国庫補助、国が負担をするかどうか、あるいは現在の電力やたばこや國家公務員共済のみならずもっと関係の年金制度に広げてそれでお願いするのか、あるいはその両方の折衷案になるのか、いろいろと検討を進めでまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○宮地委員 では労働大臣、お忙しいようですが、どうぞお引き取りいただいて結構でございます。

○宮地委員 次に、国鉄の救済対策の問題について、官房長官にきょうは再びお越しいただいたわけでございますが、昨日の当委員会におきまして官房長官は、国鉄の救済策につきましては、国家公務員共済など四つの法案の衆議院通過までに検討結果を国会に報告する、こういうふうにお話しいただいたわけでございます。具体的にこの検討結果を報告するということは、ある程度財源措置をも含めた国鉄救済策を報告できるものか、検討した結果をただ報告する、單なる関係省庁の統一見解を政府といたしまして、その結果を国会に御報告をいたします、こういうふうに申し上げたところでござります。

○宮地委員 では労働大臣、お忙しいようですが、どうぞお引き取りいただいて結構でございます。

○宮地委員 今は、官房長官がおつしやったように、衆議院の通過といいましてもタイミングリミットというのはあるわけですね。そういう意味では、なかなかそう簡単には結論が出ないと思うのです。ということは、検討のアイ・エヌ・ジー段階においてもある程度の報告をされるのか、要するに中間報告的にこういう検討をしましたということが出るのか、あるいは政府としては財源対策についてはこういう方向で検討を進めでおりますという中間報告をされるのか、この辺がポイントだと思うのです。

○宮地委員 というのは、実はこの法案については、最終的に衆議院を通過する段階において恐らくこの法案の修正問題が出てくると思うのです。厚生年金や国民年金の統合のときにも、衆議院で修正、参議院でも修正いたしました。今回の共済のこの四つの改革法案についてもこのままなりません衆議院を通過するということは到底考えられない。そういう点で、政府としても修正を当然用意されなければならないと思うのです。その問題を含めて、官房長官、きのうのお話をどういうふうに受けとめたので、とにかく誠心誠意検討を進めまして、この法案が衆議院を通過するまでに精力的に検討を

いたしまして、その結果を国会に御報告をいたします、こういうふうに申し上げたところでござります。

○宮地委員 では労働大臣、お忙しいようですが、どうぞお引き取りいただいて結構でございます。

○宮地委員 今は、官房長官がおつしやったように、衆議院の通過といいましてもタイミングリミットというのはあるわけですね。そういう意味では、なかなかそう簡単には結論が出ないと思うのです。ということは、検討のアイ・エヌ・ジー段階においてもある程度の報告をされるのか、要するに中間報告的にこういう検討をしましたということ出るのか、あるいは政府としては財源対策についてはこういう方向で検討を進めでおりますという中間報告をされるのか、この辺がポイントだと思うのです。

○宮地委員 というのは、実はこの法案については、最終的に衆議院を通過する段階において恐らくこの法案の修正問題が出てくると思うのです。厚生年金や国民年金の統合のときにも、衆議院で修正、参議院でも修正いたしました。今回の共済のこの四つの改革法案についてもこのままなりません衆議院を通過するということは到底考えられない。そういう点で、政府としても修正を当然用意されなければならないと思うのです。その問題を含めて、官房長官、きのうのお話をどういうふうに受けとめたので、とにかく誠心誠意検討を進めまして、この法案が衆議院を通過するまでに精力的に検討を

席】

○藤波國務大臣 こういうところに問題があると思うと御指摘いただきましたことは、まさにそういうところに問題があるうかというふうに考えておる次第でございますが、とにかく検討に入りましたばかりでございますので、誠心誠意この委員会におきますいろいろな御意見なども十分参考にさせていただいて検討を進めさせていただきまして、そして、その結果を委員会に御報告をするということにいたしたいと思っておりまして、まだどのような内容でどういう形で御報告できるかというところまで考えがまとまつておるわけではあります。とにかく誠意を持って検討していきた
りません。とにかく誠意を持って検討していきた
いというふうに考えて作業を進めてまいりますの
で、しばらく時間の御猶予をいただきましてお見
守りをいただきようぜひお願ひを申し上げたい
と思うわけでございます。

修正問題についての御指摘がございましたが、高齢化社会の到来に対応いたしまして、また、公的年金の一元化を展望しつつ、安定をした公平な年金の制度に持つていただきたいということでお作業を進めてまいりまして、既に国民年金、厚生年金の改正につきまして御審議をちようだいをいたし、成立をいたしまして、四月一日からの実施ということで対応していくことにいたしておりますところでございます。同じく共済年金関係につきまして、準備の関係もございますので前の国会でぜひ成立をお願いしたいと考えてまいりましたが、いろいろ御審議の御都合等もございまして今臨時国会で御審議をお願いしてきておるところでございます。政府といたしましては、いろいろな角度から慎重に検討をいたしまして今回の改正案をまとめた次第でございますので、修正のお話でございます。けれども、ぜひ政府案で成立をさせていただきますように、御審議を深めていただきまして、御理解を賜り成立に向かつてぜひお力添えを賜りますます。

つ側面からの議論、それを整理してかからないといかぬ問題だ。從来は、私どもは財投原資としての意義というものを尊重し、公の信頼と責任において集めたものはやはり運用を一元化すべきだ、こういう主張を今日まで続けておるわけあります。

今度厚生大臣から、概算要求の際、これらの自主運用と申しますが、運用の拡大と申した方が適切であろうかと思いますが、それらの要求が出ております。これは年末までの予算編成を通じてお話し合いをしなければならぬ課題だというふうに受けとめております。

○宮地委員 きょうは農林水産大臣も来ていただいているので伺いますが、農業共済ですね、これも決して油断ができない状態に今あるのではないか、こう思うのです。だんだん会員が減ってきている、こういうような状況で、このままほっておきますと第二の国鉄になるかも知れない、こういう心配が十分あるわけですね。そういう点で、それに対する対応として、農林水産の関係の業界における基盤整備は当然やつていかなければいけないとと思うのです。そういう点についての対応、これは今どういうふうに取り組んでおられるのか、ちょっと伺つておきたいと思うのです。

○佐藤國務大臣 宮地先生にお答えいたしました

が、基本的には、農林漁業団体というのは、農林漁業者の自主的協同組織として、我が國農林漁業の

発展と農林漁業者の経済的、社会的地位の向上に大きな役割を果してきたと考えておりますが、

近年における農林漁業を取り巻く、先生御指摘の

おり厳しい諸情勢のもとで、これから農林漁業団体の果たすべき役割、期待が一層増大しております。一方、農山漁村の混住化、兼業化の進行等、その組織基盤の変化の中で、農林漁業者の自

主的協同組織としての本来の使命を再確認し、常

にその業務運営のあり方を見直し、組合員の二

次にこなえた事業活動と経費節減等による経営合理化の推進が必要と考えており、農林水産省とし

ても必要に応じて適切な指導を行つていただきたいと

考えております。

○宮地委員 最後に厚生大臣に伺つておきたいと

思います。今回の共済四法案の改革というものは、将来の高齢化社会に対応するための公的年金一元化の一つのスタート台に乗る、こういうふうに私は理解しております。公的年金あるいは基礎年金導入、二階建て年金制度、こういった問題について私は我が党も從前から非常に主張してまいりました。高齢化社会への対応にいち早く手を打つべきだ、こういう強調をしてまいりました。しかし、今回この一連のいわゆる改革、それから一つの計画目標を見てまいりますと、何といつても一つは財源の問題ですね。この財源問題をどうするかと

いうことと、それから将来果たしてこの年金改革というものは、一應公的年金の一元化という計画目標がありますけれども、給付の面あるいは受給の面いろいろな負担の問題、本当に基本的に今の状況ではまさにこれは改悪になつてしまつと思うのです。私は、その中でやはり明確に今後の方向性、財源対策についてはどうするんだ、もつと詰めるなら、日本のこれから高齢化社会においてこの年金改革をやっていく基本的考え方として高福祉高負担の姿勢でいくのか、あるいはその点について低福祉高負担、低福祉低負担、こういう何か一つのターゲットはできているけれども、その基本的な理念といいますか考え方、その一番の財源的な問題、それから受けける高齢者の皆さんの恩恵の問題、こことのところがいま一という感じを受けられるわけですね。厚生大臣は年金の担当大臣ですか、ちよつと伺つておきたいと思うのです。

○越智委員長 大橋敏雄君。
○大橋委員 年金改革につきましていろいろと論議が尽くされているわけでござりますけれども、公務員等の共済年金につきましても基礎年金を導入していくこうということについては我が党はかねてから主張してきたところでございまして、また世論の大勢であろうかと思っているわけです。したがいまして、私は改革の大枠につきましては十分理解できますし、反対するところではございませんけれども、その問題点の第一というのは、肝心の基礎年金そのものが、給付も負担も基礎年金本來の趣旨、理念が十分に反映されていないといふところに重大な問題が残されているわけござります。この点につきましては、基礎年金の審議段階で厳しく指摘をし、または是正、改善を迫ってきたところでござります。今後とも是正、改善の方針を変える気持ちちは毛頭ございませんけれども、私としてはやはり高福祉高負担ではあり得

ないというふうに思います。したがつて、中程度、適切な程度の負担で最低の保障をしていくこと、これが中心になつてくるのではないかというふうに思います。また、その際財政がどれだけ手伝えいただけるかということの問題もあるわけですが、これまで大変厳しい制約を受けておるわけございますが、将来の問題としてはこの点につきましても検討課題ではなかろうかというふうに思つております。要領を得ませんけれども、その間の適切なレベルでの負担と給付というふうに考えておるわけございます。

○宮地委員 どうも歯に何か物が挟まつたような答弁で、負担については中くらい、福祉については最低限度守る、こんな中途半端な姿勢、対応でこれから日本の高齢化社会は迎えられないと思うのです。やはりそういう点は本当に日本のこれから二十一世紀を迎える、そうした高齢化社会に対応するきちっとした理念というものをつくつて、そして勇気を持って取り組むときは取り組んでいただきたい、強く要望して終わりにしたいと思います。

○越智委員長 大橋敏雄君。
○大橋委員 年金改革につきましていろいろと論議が尽くされているわけでござりますけれども、公務員等の共済年金につきましても基礎年金を導入していくこうということについては我が党はかねてから主張してきたところではございまして、また世論の大勢であろうかと思っているわけです。したがいまして、私は改革の大枠につきましては十分理解できますし、反対するところではございませんけれども、その問題点の第一というのは、肝心の基礎年金そのものが、給付も負担も基礎年金本來の趣旨、理念が十分に反映されていないといふところに重大な問題が残されているわけござります。この点につきましては、基礎年金の審議段階で厳しく指摘をし、または是正、改善を迫ってきたところでござります。今後とも是正、改善の方針を変える気持ちちは毛頭ございませんけれども、この基礎年金に関する法律が前国会で可決成

○竹下國務大臣 設計の仕方、その基本的考え方、これは大橋さんかねて御主張のものを基本にして積み上げてきた、私もそういうコンセンサスがあつたというふうに思っております。その中にあつて既得権と期待権、法律に言う期待権というようなものの解釈は非常に難しいにいたしまして、そういうものを最大限に尊重しながら設計をした、そしておっしゃるとおり厚生年金にいわば可能な限り合わせるようにした。しかし、元来厚年よりも共済の方が不利な問題、それは是正を図つた点も幾つかございます。しかし、これはこれでスタートさせていただいたということに相なりますと、その後の将来の問題として、私はまだ出てくる問題はあるであろうという問題意識は持っております。

○大橋委員 今、共済の既得権、期待権を最大限に守つたとおっしゃいますけれども、それは全然間違います。今回は当然もらえる額、一応その額は守られましたけれども、裁定がえしまして見直しをされた額との幅については足踏みさせられるわけですね。これは期待権を最大限に守つたということにはならぬ。ある程度守つたということならわかりますよ。最大限に守つたことではないと

いうことですね。

そこで、今、ある程度そういう不合理な問題は

今回の改正案では正した、解消してきたとおっしゃることについては、多少なりと理解できる部分はあるのですけれども、私が今一番言いたいことは、厚生年金の水準というのは社会保障よりも下回る人が現にいるということに対しても、これは引き上げなきやいけませんよと、こう言つているわけです。

その前にまず、私は厚生大臣に、非常に恐縮で

ござりますが、基本的なことといいますか、常識的なことでございますが非常に大事な問題ですか

らお聞きしたいと思うのですけれども、厚生年金の性格というものは、一般労働者に対する社会保障年金であるということですね。原則的に、勤労者には厚生年金の給付と水準が保障されるもので

あるということ、それから国民の基本的権利の一つであると考えられるということ、したがって、厚生年金は受給要件さえ満たしたならば服役中でもも全額支給されているという事実がある、こういうものだと思つておりますが、いかがでございましょうか。

○増岡國務大臣 厚生年金は、加入者が負担をせられたものに對して、老後の生活の安定と福祉の向上のために給付を行うことを目的としておる社会保障制度の一環であります。そういう建前でござりますから、当然先生が御指摘のような場合にその給付を受けることは制度的に認められておる権利だと思います。

○大橋委員 今大臣おっしゃったことは、いわゆる厚生年金は社会保障の年金である、国民の社会

保障に対する権利の一つである、このようにお答えになつたと想つてござりますが、共済の場合

は現行法においてござりますけれども、公務員の特殊性から懲戒処分等を受けると一部または

全額が支給停止になりますね。

そういうことを前提に私は、今回の年金改革に当たりましては、あるいは統合再編とも申します

しようか、こういう点につきましては厚生年金水準を下回ることのないようきめ細かい配慮がま

す必要である、下回っている状況を放置するといふことは社会保障の精神、理念から法のものと平

等に違反する、こう言わざるを得ないと想つてございまして、この際、下回っている部分について

はせひとも改善の措置をとつていただきたい、このように思うのでござります。もう一度大蔵大臣にこの点をお尋ねします。

○竹下國務大臣 例えは懲戒処分を受けたときなどは問題は、職域年金部分に限定するというよう

なことでお願いをしておるわけであります。これは公務員の職務の特殊性からでございましょう。

そして、大橋さん専門家でござりますから、過

去にいろいろな不利というような問題は私もある

うかと思ひますが、過去の問題を洗い出すという

のは事実上難しいのじやなかろうか。したがつて、

将来にわたつての問題としてこれは仕組みを考えていかなければならぬではないかなと、私は非常

に単純な理解で、意を尽くしませんけれども、そ

のよう感じで受けとめております。

○大橋委員 今、過去の問題を掌握するのは難し

いんじゃないか。簡単ではないけれども、これは必ず掌握できます。

そこで大臣にお尋ねしますが、現行法において、

厚生年金に加入しているならば遺族年金や障害年

金の受給対象となるのに、共済であるがゆえに受

給できないというケース、全く無年金者がいるん

ですよ。いるということを御存じかどうかという

ことですが、お答え願いたいと思います。

○門田政府委員 御指摘ございましたように、こ

れまで制度の仕組みが違いましたために、共済の

場合には遺族年金、障害年金につきまして一年と

いうような支給要件がございました。これは厚生

年金の場合には六ヶ月以上というようなことで相

違があつたわけでございますが、今回この要件は撤廃しておりますので、将来に向かつてはこの辺

は平仄が合つた、こういうふうに考えております。

○大橋委員 今の答弁で、その相違があつたこと

は事実だが、今回の改正案からはそれはなくなる。

それは私もわかります。

しかし、過去の人について私がなぜここまでし

つこく言うかと申しますと、共済年金を厚生年金に合わせようというわけでしょ。上の方は抑え

んだ、したがつて今度は下の部分も引き上げな

ければ、先ほど言いました社会保障の年金である

厚生年金を下回るということは重大な欠陥になる

わけですから、これはやはり引き上げるべきだと

言つてくださいと言つたところは、どちらが

言つたのですよ。それも、そういう対象者を探し出

るのは困難だとおっしゃるかもしませんが、公

務員がいつ退職したか、あるいはいつ亡くなつた

かはきちんと掌握されていなければならぬはずで

しょう。これはどうでしようか。

○竹下國務大臣 たしか、過去は一年在職してな

いと対象にならなかつたというのを今度は外し

た。だから、過去においてはそれの方々はい

らつしやると思いますが、将来に向かつては善処

したといたしましても、過去にさかのぼつて探す

というのは、今大橋さんはそれは把握できるはず

だと。私はこれは非常に難しいだろうと思うので

あります。正確な知識は私、持ち合わせておりませんので、その点に限りましては事務当局から

お答えすることをお許しいただきたいと思いま

す。

○門田政府委員 今、一年の問題もござります

し、それから障害年金になりますと障害の程度あ

るいはその後の状況、こういったようなことがな

かなか、過去にさかのぼつては事実関係の把握が

難しいというのが率直なところなんでございま

す。

○大橋委員 今直ちに私、御返事を申し上げ

かねますが、この審議中に、すぐ調べまして御返事を申し上げたいと思います。

○大橋委員 や、これは審議中に云々じやなく

て、掌握されていなきやならぬ問題で、当然のことだと思うんですよ。それで大蔵大臣、私は過去の人を探して、過去にさかのぼつて、週及して補償しなさいと言つんじやないんです。現に、過

去に厚生年金ならばもらつたであろう遺族年金あ

るいは障害年金者が、共済であるがゆえにゼロな

んですよ。これはやっぱり、今回発足する上にお

いては助けなきやならぬじやないですかと言つ

いるのです。これはまことに常識的な質問だと思

うんですけども、いかがでしようか。

○門田政府委員 御指摘のところは、私どもも氣

持ちとしては本当にそういうことであろう、こう思つておいでございますが、障害のみならず遺族の方も事実関係の把握は難しいという面があるということを事務の方では言つておるのを聞いておるわけでございます。

○大橋委員 公務員が死亡することの把握が難しないなどと言つていたら話にならぬですよね。こんなことは問題になりません。

そこで大蔵大臣、従来、今度の改正の施行前におけるいわゆる官民逆格差になつてゐる問題として、今の障害年金あるいは遺族年金、もう一つは通年方式による退職年金関係者ですけれども、これなどは、共済の方は厚生年金よりもずっと高い掛け金をまず払つてきております。それで厚生年金よりも低い国庫負担であります。厚生年金よりも少ない年金を受けているわけですが、あるいは今言つたように全く無年金となつてゐる人すらもいるわけですね。

それから、先ほども言つたように、懲戒処分等によつて給付制限を受けていたために、社会保障年金水準以下になつてゐる人もいるという事実をまず承知して下さい。よろしいですか。

改正後における官民逆格差もあるんですよ。改正後もです。ちょっと大臣聞いておつてください。厚生年金は、この前の改正で六十五歳以上は在職してても年金が全額もらえるようになりました。よろしいですね。そのかわりに、厚生年金の場合には六十五歳を超すと被保険者ではなくなりますけれども、働きながら全額もらえるようになつたのです。ところが共済の場合は、二割、五割、八割という減額支給となつておりますね。これは官民逆格差になつたわけです。障害年金の受給者も、在職中においても厚年の場合は全額支給ですよ。ところが共済の場合には二割、五割、八割と減額支給ですから、これも逆格差になつておるわけですよ。ということで、共済年金を厚生年金に準ずる方式に改めるに当たつては、従前の支給要件や給付水準が厚生年金より下回る部分、不利

になつてゐるものについては厚年並みに改めるべきだと私は思うのです。もしそれが問題だということであるならば、それはそれなりにまた将来論議しなければなりませんが、私はこの点は今後具体的に修正要求として詰めていきたいと思つております。

○竹下国務大臣 おっしゃる意味はよくわかります。私もまことに素人でござりますけれども、一般的に国家公務員等は六十歳で定年に達することによって退職しておりますから、六十五歳以上の方々ということになりますと、裁判官の方とかあるは学長さんとかあるいは公企体の総裁さんとか、そんな方になつていくんじやないかな。そうすると、この方々は相当に高所得の方じやないかというふうに理解をいたしておりますので、勤で申し上げて非常に失礼でござりますけれども、この点は大体いいじやないかなと私は思います。

それから、いま一つの問題につきましては、私も今内海人事院總裁のお話を聞いておりましたのが、実態調査といふのはなかなか難しいんじやないかなと私は思います。私が、実態調査といふのはなかなか難しいんじやないかなと、この程度の認識で、かくかくしかじかで難しゅうございますと言つだけの資料を持つてお答えしているわけじやございませんが、なかなか難しいんじやないかな、こんな感じでござります。厚生年金は、この前の改正で六十五歳以上は在職してても年金が全額もらえるようになりました。よろしいですね。そのかわりに、厚生年金の場合には六十五歳を超すと被保険者ではなくなりますけれども、働きながら全額もらえるようになつたのです。ところが共済の場合は、二割、五割、八割という減額支給となつておりますね。これは官民逆格差になつたわけです。障害年金の受給者も、在職中においても厚年の場合は全額支給ですよ。ところが共済の場合には二割、五割、八割と減額支給ですから、これも逆格差になつておるわけですよ。ということで、共済年金を厚生年金に準ずる方式に改めるに当たつては、従前の支給要件や給付水準が厚生年金より下回る部分、不利

うであれ、そういうことを言つておるわけじやないです。もしそれが問題だということであるならば、それはそれなりにまた将来論議しなければならない問題だと思うのです。時間の関係もありますので次に進みますが、私はこの点は今後具体的に修正要求として詰めていきたいと思つております。

そこで、官民格差あるいは官官格差、官民逆差等さまざまな問題が実は表面化しているわけでござりますが、改正案ではそれなりに解消努力の跡は認められますものの、基本的に言えることは、公務員制度の一環として組み込まれている共済年金という重要な趣旨が十分尊重された改正案とはなつてないということです。共済年金の水準のあり方につきましては、当然公務員等に十分理解が得られるいわゆる筋の通つた内容としなければならぬと思うでござります。先ほど申しましたように、国家公務員法百七条ですね、これは公務員の年金は社会保障水準に若干プラスアルファする趣旨だと私は理解しているのです。これを確認したいのですが、いかがですか。

○竹下国務大臣 国家公務員法百七条は、私が所管ではございませんけれども、おっしゃるとお答えしておるわけじやございませんが、なかなか難しいんじやないかな、こんな感じでござります。大橋委員 それは簡単じやないですよ。大変な資料が必要になつてくるわけですから、これは掌握されていなきやならない事柄だということを言つておるわけです。

○大橋委員 それも簡単じやないですよ。大変な

職者の負担の限界というのを考えなければ世代間アンバランスみたいな感じを強くいたしますので、そういうことから考えますと、今おっしゃいました二割程度、基礎年金を含めた公的年金全体の先ほど來も議論があります八%ということがまでは限界ではないか、こういう考え方でお願いをしておるわけであります。

○大橋委員 今お答えになつたのは、公務員制度の一環としての立場から上積みをしようというのが職域部分である、それは企業年金の状態も配慮してこのような上積みをしたのだ、しかしながら企業年金の実態は千差万別だ、つかみにくい、あるいは普及率は五〇%程度だ、こうおっしゃつておるわけでございますが、私はこれはまさに不親切な御答弁だとおもいます。

そこで、まず厚生大臣にお尋ねしますけれども、民間の厚生年金の三階部分に当たるのがいわゆる企業年金であり厚生年金基金だ、こういうふうに思つておるわけでござります。よろしいですね。今共済年金は三階部分で職域部分が持たれましたけれども、厚生年金基金の三階部分に当たるの企業年金あるいは厚生年金基金に当たると思うのです。つまり、年金は三階部分で職域部分が持たれましたけれども、厚生年金基金は比例報酬部分の三〇%以上プラスアルファすることが条件になつておると思うのでこの程度が妥当ではないか、こういうふうに考えての内容になつておるのかどうか。その点をお尋ねいたします。

○竹下国務大臣 この問題につきましては、いわ

○吉原政府委員 厚生年金基金のプラスアルファは、厚生年金の報酬比例部分の代行部分の三〇%以上あることを設立の条件にしているわけでござりますが、実際の現在設立をされております全基金の平均は、これは計算の仕方が若干議論があるところでござりますけれども、代行部分に対しまして全基金では七三%ということになつております。

ただ、先ほどの共済の場合の比率と比較をする場合には、代行部分だけではなくて――代行部分にはスライドとか再評価の部分が入つております。したがいまして、報酬比例部分全体に対するプラスアルファというものがどのくらいになっているかと申し上げますと、全基金平均では四一%ぐらいになつてゐるわけでござります。

○大橋委員 大臣、今お聞きになつてわかつたと思うのです。つまり、厚生年金のいわゆる三階部分に当たるのが言言われた部分ですけれども、最低三〇%上積みしなさい、しかもその平均をとると、単純平均だけれども、七三%上積みされていられるわけです。こつちは二〇%といつてるのであります。これはいろいろな要素を差し引けばまだ多少なりますが下がりますよ。だけれども、どんなに下がつたといつたつて三〇%以下にはならぬわけですよ。ということは、企業年金を配慮してということからいくと、ここは非常に理解できないところでございます。

私は、大蔵省といたしましても企業年金の実態は不十分ながらも調査されたと思うのです。しかもいまして、さつき企業年金の普及率は千差万別だつたとか五〇%だとか言つております。実施率は五〇%程度だとおっしゃつたですね。ところが、人事院がついこの前実施しておりますけれども、人事院の五十九年度の年次報告書を見てみると、企業規模千人以上を対象に調査をしておりまます。これを見ると、五十三年度では企業年金の実施率が六六%だったのが、五十七年度は八一%になつているのですよ。五〇%なんというものが

じやないのです。これは人事院の調査です。も
ちよつと答弁してもらいたいのですけれども。
○鹿児島政府委員 本年の退職手当法の改正の基
礎資料としまして、総務庁の求めに応じまして制
度の調査と実績の調査をいたしました。今おつ
しゃつたのは制度の調査でございまして、千人以
上の企業について調査しましたところ、五十三年
が六六%、五十七年が八一%ということになつて
おります。

○大橋委員 このように、今企業年金というのは
かなり高率で運営されているわけですから、それ
を配慮した職域部分となると今の姿いいのだろう
うか。ただ、これを被用者本人、つまり公務員その
人に負担させるから、まあまあこの程度がいいん
じやないかという考え方を持ちのようございます
が、これは必ずしも被用者本人の負担にしなくま
でも、事業主負担で賄つてもおかしくはないので
すよ。

企業年金の原資をだれが負担するかについて労
働省が調査しております。「昭和五十六年退職金
制度調査」というものにそれが示されていると思
うのですけれども、それを見てまいりますと、ほ
とんどが事業主が負担することによって賄われて
いるのです。労働省の方来てますね。では、今申
し上げました「昭和五十六年退職金制度調査」の
二十四表と二十五表の内容を簡単で結構ですから
示してください。

○岡部政府委員 お尋ねは、適格年金を有する企
業についての労働者負担の有無の表が二十四表で
ござりますが、調整年金について
てみると、労働者負担があるのが三四・〇%、労
働者負担がない企業が六六・〇%。それから企
業が二〇・六%、労働者負担がない企業が七九・四%

○大橋委員 今労働省の調査でわかりましたように、「適格年金の拠出制の有無別企業数の割合」を見ますと、労働者に負担させているというのがわずかに五・五%だ、あとは企業が全部拠出して面倒を見ているのが九四・五%となつていてのですよ。それから、千人以上の欄を見てまいりますと、労働者が負担をしているのが一四%で、負担をしてないのが八六%、いわゆる企業の負担で賄っているというのですよ。

それから、今調整年金と企業自由年金の内容を示されたのですけれども、適格年金を申し上げますと、労働者が負担していないのが八六%ですよ。負担しているのがわずか一四%。調整年金、企業自由年金は先ほど労働省が発表したとおりでございまして、もうほとんど企業が抱え込んだ姿で上乗せをやっているわけです。しかも企業年金は八十数%の普及率なんですよ。

そういうことを考え合わせていきますと、今回の大蔵省の企業年金に対する調査、いうものは非常に甘いということ。それから人事院においても同じことが言えるわけでござりますけれども、やればできるんだ、今労働省にしろ他の省庁にしろ、その気になればやるわけでしょう。例えば国家公務員の退職金の問題については、総理府の方から人事院に依頼があつてやりますね。物すごい調査をやるでしょう。三年前も退職金を引き下げた。そしてついこの前もまた引き下げましたね。そういう引き下げるようなときには民間の状況を把握した上でなさるわけでしょう。

今度は、百七条あるいは百八条という精神に照らせば当然こういう問題を十分に調査検討した上で、実は百七条に照らして国家公務員の年金水準というものはかかるべきですという内容で出てこなければならぬはずです。ただ厚生年金に合わせるんだ、しかし公務員だから職域部分を多少乗せすればいいのじゃないかというもののじゃないと思うのですよ。やはりそういう点は納得のいく内容にして改善しなければ、公務員の皆さんは

納得しません。全体的な給付を抑えられる分については、将来の長期的、安定的な年金を確立するんだ、あるいは官民格差の是正の一環だということで気持ちを抑えておりますけれども、そういう筋論からいった場合に納得いかぬわけですね。

人事院総裁にお尋ねしたいと思うのですけれども、人事院は百八条の趣旨から、公務員の年金水準について今申し上げました百七条に照らして適正であるか否かをもつとしつかりした調査の上に、その内容を国会及び内閣に対して速やかに報告すべきだと思うのです。そして、もし適正でないと認めたときはあわせてその是正を勧告すべきだと私は思うのですが、いかがですか。

○内海政府委員 御高見は私真剣に拝聴をいたしました。

今のお質問の件に関して、この共済年金法案を策定するに際しましては、ただいま大蔵大臣からおるる述べになつておりますように、諸般の事情を御考慮の上で、例えは公務員制度のサイドからもかなりの考慮を払つて公務員における職域年金というものがつくられたわけでござりますが、その点におきましては私どもも公務員の利益擁護ということが十分とは申しません、と申しますのは今度の改正によつて公務員にとつてはかなり厳しいわけですから。しかしながら、今後私どもとしましては今いろいろお話をございましたように調査研究も続けてまして、もし必要が出てくるとすれば、公式、非公式は別にいたしましても意見というものを出さざるを得ない。その点につきましては、私どもは今後おきましても慎重に真剣に調査研究は続けていきたい、こう思います。

○大権委員 もう一分時間がありますので、もう一つ確認しておきたいのですが、共済年金が厚生年金の水準より下回つたってやむを得ないという考え方はあるのですか、それはまずいんだ、どっちですか。

○内海政府委員 こういう年金の性格からいたしまして、そういう格差が生ずるとすればあるいは存在すると思うが、そういうもののがなくなるある

いはなくするということが必要ではなかろうかと思ひます。

○大橋委員 今の御答弁は、年金制度は厚生年金のいわゆる社会保障年金が基本であつて、公務員の年金はそれよりも下回るというのはおかしいんだ、百七条の精神に照らせば社会保障年金プラスアルファ、こういう状況になつて妥当である、こういうふうにお答えになつたと理解してよろしいですね。

○内海政府委員 そういう趣旨に御理解願つて結構ございます。

○大橋委員 終わります。

○越智委員長 吉井光熙君。

○吉井委員 共済四法の質疑も大分煮詰まつてしまつましたし、時間にも制約がござりますので、私は年金のスライドの問題等を中心といつましましてお尋ねをしてみたいと思います。

従来、再三にわたつて共済年金の改定は現役公務員の給与改定に準じて行つて適当である、このよう言つておつたのですが、今回の改正で、今までの厚生年金と全く同じで物価を基準とする自動スライド方式を導入することになつたわけですが、従来の政府答弁をこのように変更する積極的な理由についてお尋ねをしたいと思いま

定は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には賃金水準の動向等を総合的に勘案して政策改定を行うとされておりますので、長期的に見ますと実質価値は維持されしていくのではないかというふうに考えております。

○吉井委員 恩給局にお尋ねをいたしますが、從来、共済の年金改定は実際には現役の給与改定によって、恩給改定もそれに準じて実施されてきたわけですが、今回の改定で共済年金は法律上は物価基準の自動スライドとなるわけですから、恩給もとも異なることになるわけです。それとも恩給も六十一年度以降、恩給法に規定はありませんけれども、取り扱い上厚生年金や共済と同じ物価基準の自動スライドとするのかどうか。このあたりはいかがでしよう。

○佐々木政府委員 お答え申し上げます。

まず大蔵大臣にお尋ねをいたしましたが、政府は従来、再三にわたつて共済年金の改定は現役公務員の給与改定に準じて行つて適当である、このよう言つておつたのですが、今回の改正で、

今までの厚生年金と全く同じで物価を基準とする自動スライド方式を導入することになつたわけですが、従来の政府答弁をこのように変更する積極的な理由についてお尋ねをしたいと思いま

わけで、政策的に毎年共済と同じ改定率で年金の改定が行われてきているわけでございますが、六十一年度以降も法律上は物価基準の自動スライドで変わらないので、物価上昇が5%を超えてなくても、従来と同じく民間労働者や公務員の給与改定があればそれに準じて改定することとなると思うわけですが、いかがですか。

○増岡國務大臣 御指摘のように、5%であれば当然法律上改定措置を行うこととなっておるわけになります。5%未満の場合でも年金額の改定を行つてきましたのは、老人・障害者等に対して社会経済情勢上の動向に対応した適切な配慮をする必要があるということ等から、その前年度の物価上昇の範囲内において特例的に改定措置を講じたものでありますて、今後の取り扱いにつきましては、そのときの社会経済情勢等諸般の事情を行つてきましたのは、老人・障害者等に対して社会経済情勢上の動向に対応した適切な配慮をする必要があるということ等から、その前年度の物価上昇の範囲内において特例的に改定措置を講じたものでありますて、今後の取り扱いにつきま

しては、そのときの社会経済情勢等諸般の事情を見ながら適切に対処してまいりたいと思います。○吉井委員 では、自治大臣にお尋ねをいたしましたが、自治大臣にお尋ねをいたしましたと、給与改定率と年金改定率を年5%としております。これは、給与改定があれば同率で年金改定を行つていう意味か。つまり自治省は、今回の改定で物価基準の自動スライドとした後も、給与改定と同率の年金改定を毎年行つことを予定しておるのかどうか、この点はいかがですか。

○中島(忠)政府委員 お答え申し上げます。自治省の地共済の取扱い通し、これによりますと、給与改定率と年金改定率を年5%としております。これは、給与改定があれば同率で年金改定を行つていう意味か。つまり自治省は、今回の改定で物価基準の自動スライドとした後も、給与改定と同率の年金改定を毎年行つことを予定しておるのかどうか、この点はいかがですか。

○竹下國務大臣 既裁定年金の額の改定の方法につきましては、今もおっしゃいましたとおり現職者の給与を基準とする方法、二番目には物価水準を基準とする方法、三番目にはこの二つをミックスした方法ということであろうと思っております。

今回の改定では、公的年金の大宗を占めます厚年に倣つた、すなわち厚年のスライド指標と同様の消費者物価を原則とする、こういうことにしたわけであります。しかしながら、毎年のスライドは消費者物価によりますが、この法律にもうたつてありますように、昭和六十一年度以降の年金改

次の財源率の再計算の際には、改めて将来の収支見通しというのもまた考えてみたいというふうに思います。

○吉井委員 先ほど大蔵大臣からちょっと答弁もいたいたたわけでございますが、今後現役公務員の給与改定がどんなに高くなつても、給与改定を基準とした政策スライドを五年に一回のいわゆる財源再計算時を除いてはやらないということなのか、この点もう一度お尋ねしておきたいと思います。

○門田政府委員 先ほど来御説明がございましたように、消費者物価上昇率、こういうものでスライドを見ていく、ただし財政再計算時というときに賃金スライドで再評価をし直す、こういうことでございます。

御質問は、その期間の間ににおいてそういう政策スライドはあり得ないのか、こういうお尋ねだと思いますが、これはやはり国民の生活水準と年金水準との間に著しい乖離が生ずることとなつた場合、この判断の問題があるわけでございます。これは、給与改定が得られる余地があり得る、こういうふうに思っています。

○吉井委員 それでは、どの程度の給与改定を行うという意味か。つまり自治省は、今回の改定で物価基準の自動スライドとした後も、給与改定と同率の年金改定を毎年行つことを予定しておるのかどうか、この点はいかがですか。

将来見通しの前提条件としての給与改定率、年金改定率は、国家公務員共済の場合と同様に年5%として推計いたしました。ただ、今回の制度改定というものが行われました後におきまして、考え方でございますけれども、後ほどの賃金改定の動向等を踏まえまして再評価をすることも議論しておりますので、将来見通しにおける前提条件

いたしましては、給与改定率による年金スライドまたは物価上昇率による年金スライドのいずれかを採用するといったとしても、長期的な年金財政の将来見通しにおける収支の状況等には大きな影響を与えないことと考えております。改正後の

○吉井委員 厚生大臣にお尋ねをしますが、厚生年金では法律上物価基準の自動スライド制とされておりますが、昭和五十年代の後半には物価が5%上昇しなかつた。さりとて、共済は公務員の給与改定があると公務員の給与改定に準じて改定していることとのバランスがとれない。こういう

度への人件費のはね返りが六千億とか七千億とも

言われておるわけですが、どのくらいになるので

○竹下国務大臣

ます、国家公務員の給与改定によります六十一年度予算における人件費等の所要額は、予算編成作業中でござりますので正確にどの程度かということを申し上げるのは困難でござりますが、非常に大きづばに一%当たり七百五十分円という計算で五・七四%ということになりますと、イコール四千三百億円程度、程度といふと御理解を願いたいと思います。

今吉井さんおっしゃいますのは、恐らくその上に、いわゆる恩給、年金等も含めたものでよく六千億とか七千億とかいうことが新聞紙上等で散見されることがございますので、それをおつしやつたのではなかろうかと思つておりますが、そこまでいきますと、今のところ正確な所要額を申し上げるというのはちょっと難しいのかなと、こんな感じでございます。五・七四で掛けまして四千三百と申しましたいわゆる国家公務員の給与改定の人事費というものと同じ程度の正確さの度合いで申し上げるというのは、ちょっと難しいのじやないかなと思つております。

○吉井委員 それでは恩給局長にお尋をしますが、本年は政府方針では七月から人勧どおり五・七四%の給与改定が行われる。これは年間では四・〇七五%に相当する、このようにも言われておりますが、恩給は六十一年度当然に四・〇七五%の改定がなされると思うわけですが、いかがですか。

○佐々木政府委員 お答え申し上げます。

先生御承知のとおり、恩給のベースアップにつきましては、先ほども申し上げましたように從来から公務員給与の改善に準拠して行つております。昭和六十年度の公務員給与の取り扱いが先日閣議決定されましたので、厳しい財政事情のもとではありますけれども、これに基づきまして目下作業中でございます。

今四・〇七%という御指摘がございましたけれども、恩給の場合には、実はボーナスはこれはあ

りません。それからまた諸手当もこれはあります。したがいまして、五・七四%という人事院勧告のベースアップの基礎にしておりますのは本俸繩り入れ分だけでありまして、これは月の平均、人

事院勧告によりますと大体平均五・二%というふとになるのだと思います。それから実施時期の問題でありますけれども、公務員給与の取り扱いにおきましては、七月から実施というお話になつております。恩給の実施時期につきましても、まだやはり相当厳しい線が予想されますけれども、今のところまだ決めるに至つてないというのが今の現状でございます。

○吉井委員 次に、自治大臣にお尋ねをいたしましたが、今回の改正で既定年金者のうちいわゆる一般方式をとつている者は通年方式に裁定がえをされて、その裁定後の額に物価スライドをした額が現在の支給額に到達するまでは現支給額に凍結をされ、六十一年度からのスライドは停止されることになつております。俗に足踏みと言われておりますが、この年金は、このスライドがなければ結局物価上昇分だけ目減りをするわけですね。したがつて、スライド停止というのとは高齢者の方々の生活を非常な困窮の状態に追いつむのではないか、このようにも考へるわけでございますが、地共済ではこれに該当する人が約何人いて、全体の何%を占めることになつておるのか、この点はいかがですか。

○古屋国務大臣 御質問の点、既裁定者の通年ルール裁定がえの対象となる者は、地方共済グループ全体で昭和五十八年度末で年金受給者の約六四%に当たる四十六万人強となつております。昭和六十年度の公務員給与の取り扱いが先日閣議決定されましたので、厳しい財政事情のものとありますけれども、これに基づきまして目下裁定がえの対象となる既裁定年金受給者予測についてましましては、六十年度の年金改定率が確定されない現時点ではその数値を正確に把握しておりませんが、その割合は大きく余り変化はないと考えております。

今四・〇七%という御指摘がございましたけれども、恩給の場合には、実はボーナスはこれはあ

から現支給額に凍結される人以外のいわゆる通常方式をとつている人は、本年の現役の給与改定を含めた新年金に裁定がえされるために、来年度に現在の年金支給額との差額が支給をされることになると思うのですが、いかがですか。

○中島(忠)政府委員 先生がお話しになりました通り六十年代から現支給額に凍結される人、これまでの年金額に反映されますので、先生の御趣旨の線に沿うと思います。

○吉井委員 そこで、一般方式をとつているいわゆる六十年代から現支給額に凍結される人、これまでの年金額に反映されますので、先生の御趣旨の線に沿うと思います。

○吉井委員 については、今回の改正がもしかつたならば本年の人勧による給与改定のはね返り分を現金でもらうことができるわけですが、改正によつてこれをもらえないくなる、このようになっておりますが、これでよろしいのですか。

○中島(忠)政府委員 通年ルールによりまして裁定がえをされた後年の年金額は昭和六十年度の給与改定を考慮したものになりますけれども、從前額保障をされる昭和六十一年三月三十日現在の年金額には六十年度の給与改定が反映しないというものが、現在の取り扱いです。

ただ、通年ルールに裁定がえされた額には昭和六十年度の給与改定が反映されますので、それだけ物価スライドが停止される期間が短くなる、このように御理解いただきたいと思います。

○吉井委員 じゃ人事院にもう一度お尋ねをいたしましたが、ことしの人勧五・七四%の中には、昨年までの人の不完全実施による積み残し分、いわゆる二・九七%が含まれている、このように言われておるわけですが、そう理解してよろしいでしょうか。

七四ということでおざいますが、今お話をございましたその昨年のいわゆる積み残しというものは当然にことしの五・七四の中に反映されているものとどうぐあいに考えております。

○吉井委員 それでは自治大臣、大蔵大臣にお尋ねをしますが、この人勧の見送り、抑制についてでは、公務員の労働基本権の制約との関連等からさまざま問題が指摘をされてきたわけですが、特に現役を退いた年金生活者にまでこれを及ぼすことについては大きい批判があつたわけでございます。年金生活者はこの人勧の完全実施を一日千秋の思いで待つていたわけですが、ところが今回の改正で、先ほどから論議をいたしました年金生活者はこの人勧の完全実施を一日千秋の思いで待ついたわけですが、ところが今

ねをしますが、この人勧の見送り、抑制についても、公務員の労働基本権の制約との関連等からさまざま問題が指摘をされてきたわけですが、特に現役を退いた年金生活者にまでこれを及ぼすことについては大きい批判があつたわけでございます。年金生活者はこの人勧の完全実施を一日千秋の思いで待ついたわけですが、ところが今

ねをしますが、この人勧の見送り、抑制についても、公務員の労働基本権の制約との関連等からさまざま問題が指摘をされてきたわけですが、特に現役を退いた年金生活者にまでこれを及ぼすことについては大きい批判があつたわけでございます。年金生活者はこの人勧の完全実施を一日千秋の思いで待ついたわけですが、ところが今

ねをしますが、この人勧の見送り、抑制についても、公務員の労働基本権の制約との関連等からさまざま問題が指摘をされてきたわけですが、特に現役を退いた年金生活者にまでこれを及ぼすことについては大きい批判があつたわけでございます。年金生活者はこの人勧の完全実施を一日千秋の思いで待ついたわけですが、ところが今

ねをしますが、この人勧の見送り、抑制についても、公務員の労働基本権の制約との関連等からさまざま問題が指摘をされてきたわけですが、特に現役を退いた年金生活者にまでこれを及ぼすことについては大きい批判があつたわけでございます。年金生活者はこの人勧の完全実施を一日千秋の思いで待ついたわけですが、ところが今

ねをしますが、この人勧の見送り、抑制についても、公務員の労働基本権の制約との関連等からさまざま問題が指摘をされてきたわけですが、特に現役を退いた年金生活者にまでこれを及ぼすことについては大きい批判があつたわけでございます。年金生活者はこの人勧の完全実施を一日千秋の思いで待ついたわけですが、ところが今

ねをしますが、この人勧の見送り、抑制についても、公務員の労働基本権の制約との関連等からさまざま問題が指摘をされてきたわけですが、特に現役を退いた年金生活者にまでこれを及ぼすことについては大きい批判があつたわけでございます。年金生活者はこの人勧の完全実施を一日千秋の思いで待ついたわけですが、ところが今

いないもので掛金を納めていただいておりますので、先生の御提言あるいはお話をうながすことは、よくわかりますけれども、非常に残念でござりますけれども、なかなかそういうことは難しいのじやないかと思います。

○吉井委員 最後に、もう一度人事院にお尋ねをしておきます。

十一月十四日の地方行政委員会で我が党の塩田委員に人事院は、職域年金相当部分のあり方について、国家公務員法第百八条により内閣、国会に意見申し出の用意あり、このように答弁をされたわけですが、人勧実施のおくれによるいわゆる六十一年度から現支給額に凍結される人の問題について、公務員OBの利益擁護のためどのように考えていらっしゃるのか、こちらあたりを最後にお尋ねをしておきたいと思います。

○鹿児島政府委員 私どもは、職域年金部分と申しますのはまさに公務員制度としての側面を極めて強く持つてあるという点に理解をいたしております。したがいまして、この部分につきましてはできる限りの配慮をするということが筋だらうと思います。その具体的な内容につきましては、やはりこれは保険数理によつて判断すべき事柄ということで、制度自体は大変高く評価いたしますが、具体的な内容につきましてはそれぞれ担当官庁の方において御決定いただくべき事柄だという点にわたりまして修正を思いつけて施すべき点を理解しております。

○吉井委員 終わります。

○塩田委員 塩田晋君。

○塩田委員 今回の共済年金制度の改正は、前国会行なわれました厚生年金、国民年金の大改正に骨子において合わせるものでございます。国民年金、厚生年金の改正に当たりましては、その骨組みが我々の年来の主張のものでございましたし、十二点にわたりまして修正を施し、これに賛成し成立を見たところでございます。

この厚生年金、国民年金の改革につきましては、我々としまして、まず第一にこれが世代間にわたる給付と負担の公平を図るものである、それから

また保険料の負担、これが耐えがたいものにならないようすに給付と負担の適正化を図る、これをもつて年金財政の安定化を図り、せつかく納めた保険料が老後の本当に必要なときに生活の安定のために支給される、支払い不能になるようなことのないようにする、こういう観点からものでございました。また、女子の年金権の確立、障害者に対する年金の増額、こういったものが骨子でございましたし、また昭和六十一年四月一日の一斉施行を目指まして官民格差の解消を図つていく、こういったことを含みいたしまして大改革を行われたところでございます。

そういう観点から、今回の共済年金法の改正を見ますときに、これはひととおり来年四月一日を施行日として一斉に発足できるように改革を行うべきものと思います。しかしながら、この中には問題点がいろいろとたくさんございます。その問題点につきまして修正を思いつけて施すべきところは施していく、与野党で合意が精力的に努力をして行われることによってこれを修正して成立させるべきものだと我々考えております。

ただ、今回の共済年金法の改正につきましては、これが負担の増大を招くものである、また給付を大幅に切り下げるものである、こういう受け取り方といいますか、声もあることは御承知のとおりでございます。今回の共済年金の改革の担当大臣それぞれの所管しておられますものは、歴史的経緯あるいは制度の仕組み等が若干ずつ変わつております。したがいまして、この給付の切り下げあるいは負担の増大、そのような声に対してもどのように対処しておられるか、またそういう声に対してどうこたえておられるか。それぞれの所管の共済につきまして大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○竹下国務大臣 まず、私から国家公務員等共済組合の担当大臣としてのお答えをいたします。

今回の制度改正というのは、高齢化社会の到来等に対応いたしまして、公的年金制度が長期的な安定、整合性のある発展を図るということから、

給付と負担の均衡を確保し得るようすに給付水準の適正化等を図るということでございます。これを通してただけたらまずは給付の一元化がほぼできた、こういうことにならうかと思うのであります。

そこで、具体的に申しますと、現在の共済年金の給付水準をこのまま放置いたしますならば、将来の保険料負担は現在の四倍近くにも達しまして負担の限界を超してしまうのではないか。したがって、今回の改正によつて給付水準を適正化いたしまして、将来の保険料負担の増加をある程度緩和することをねらいとするものでございます。

したがつて、改正後の給付内容は、公的年金相互の均衡と整合性を図りますため、厚生年金と同水準のものとして設計をいたしますほか、公務員制度の特殊性からいたしまして、先ほど来議論がござりますように職域年金相当部分として二割相当の給付を行う、こういうことでございますので、御理解をいたかなければならないポイントは、単なる給付の切り下げを目的としておるものではなく、それこそ将来にわたつての負担の増加を抑制することを目的とし、しかも、とかく官民格差とか官官格差とかいろいろ言われておりますそれらの公的年金の一元化の方向に即して進んでいくこうとするものでありますと、このような御説明を一生懸命PRしておるというのが現状でございます。

具体的には、農林年金の組合員及びその被扶養配偶者についても新しい国民年金法による基礎年金制度を適用し、農林年金の給付はこの基礎年金の上乗せの年金として、厚生年金相当部分と、共済グループの独自のものとしての各共済の職域に着目した職域年金相当部分を給付することとしたしております。

さらに、各種の給付条件、内容等につき公的年金制度間の整合性を図るために措置を講じております。

○古屋国務大臣 根本は今大蔵大臣が言つたとおりでございますが、地方公務員共済組合制度につきましても、さきに国民年金法等の一部改正法が成立してつくられました国民共済の基礎年金を導入いたしますと同時に、将来の給付水準の適正化を図るなどの措置を講ずるほか、現行公的年金制度の制度内容の相違等から生じております種々の議論にもこたえることを主なるねらいとしておるものであります。

給付の切り下げあるいは負担の増大ではないかという御批判がありますことはよく承知しておりますのでございまして、組合員期間の伸長などの実態

を背景としたとして給付と負担のバランスを確保し、そうして将来の負担の増大を抑制することを主眼にしておりますので、御理解を願いたいと存ります。そんなことで、農林年金制度についても、このような社会経済情勢の変化に対応するために、三つの点に配慮しつつ対処したいと考えております。

○佐藤国務大臣 先ほど大蔵大臣の言われたようないことでございますが、我が国の人口構造は今後ますます高齢化社会に移行するものと考えております。そんなことで、農林年金制度についても、このようない社会経済情勢の変化に対応するために、

この場合、私学共済はいろいろな今までのいきさつもありますし、特に私学共済の制度によって我が国の学校教育の中で私学が非常に大きな役割を果たしておるわけありますから、そのためには、私学の教職員についてその身分が安定的なものになるような共済の仕組みが必要なのであります。そして、そういう私学共済本来の目的に照らしながら負担の方の整合性についても検討を加えてまいりたい、こういうように考えておるわけでございます。

○塩田委員 四大臣から御答弁をいただきました。いずれも共通しておるわけでございますが、文部あるいは農水関係特別の事情についてもお触れいたいたわけであります。その回答につきましては理解できるわけでございますけれども、特に農水の場合などは農林年金共済につきましてかなり激しい反対といいますか抗議の運動が起つておるということを感じるのであります。もっともつと理解を求めて説得する努力をされる必要があるのじやなかろうかと思います。

文部につきましては、私学共済はいろいろな事情から加入者の年齢構成がかなり他と違うと思うのですね。加入者数とか年齢構成は他とどう違うか、それに対してどういう配慮をしておられるか、お伺いいたします。

○松永国務大臣 私立学校に勤務している先生の場合には、比較的の高齢者が多いということもございまして、他の共済に比べて六十五歳以上の組合員の占める割合が高いことは先生御指摘のとおりでございます。

そこで、高齢者の場合についてどうするかという問題でございますが、標準給与が一定額以下の者については在職中であっても年金の一部を支給する制度を設けることいたしておりますが、高齢者が多いということについての対応をすることにいたしておるところでございます。

○塩田委員 今言われました私学における高齢者の問題ですね、給料との関係におきまして減額するとか、そういう問題は各制度を見ていたときま

すと必ずしも同じじゃないわけです。それを技術的に工夫していただく余地がまだありますから、これは御検討いただきたいと思います。具体的にはいろいろと話し合いが出るかと思いますが、またその際はお願ひします。

関係の四大臣ともに、制度間の一元化、調整ということ、それから給付と負担の公平、そして適正化ということを言われたわけでございますが、國民年金、厚生年金の改正のときには、保険料は改正をしなければ労使合わせまして四〇%近くになつてしまふ。そして、給付も平均賃金の八五%をぐらいになる場合によっては一〇〇%を超えるケースも出てくる、こういうことがあります。これがどういうふうに改正したかといいますと、四〇%の負担は二九%までに抑える、二八・九%に抑えるということに設計をしたのですね。そして給付につきましては、年金額は平均賃金の六八%という現状を維持して、将来もこれが六九%ぐらいいになる、こういう設計による構想され改正が行われたわけでございます。

ところが、この共済年金につきましては、各大臣はいろいろとおっしゃいますけれども、腹の底ではというか、実際はこれは給付水準が下がるんだ、負担は相当増額になつてしまふんだ、厚生年金よりやはり悪くなるんだという感じがおありじやなかろうかと思うのですが、いかがでございましょうか、大蔵大臣。

○竹下国務大臣 今御指摘があつておりますように、現在の年金の水準は、現役組合員の月収に対し約六九%，将来、加入年数が伸びてもおむね現行の水準並みとなるよう給付設計を二十年かけて徐々に改め、給付水準の適正化を行つ、こういうことにしておるわけでございます。

したがつて、いわゆる基礎年金の問題はこのようになりますが、そして奥さんの基礎年金もこのようになります、そして新共済年金をその上に積みますとこのような金額になります、こういうようなことをかなり熱心にPRをしなければならぬという問題意識は持つております。とかくそ

れも、従来と違った人口構造が考えられる中で、安定した共済年金制度というのをもたらすために一生懸命工夫した結果がこうなつておりますといふことを根気強く御説明申し上げなければいかぬ課題だといふうに私も承知しております。

ただ、私自身がいつも感じますのは、わかりやすい年金といいましても、率直に申しまして、本当は年金というのは私のような素人には何遍説明を聞いてもわからぬことが間々ござります。したがつて、自分がわからぬのに国民の皆さん方にPRする能力はないじやないかという自己反省しながら、一生懸命に私の能力の範囲内で御説明を申し上げておるというのが偽らざる現状でござります。

○塩田委員 大蔵大臣は非常に正直に真情を吐露されたわけでございますが、そういうことではなからうかと思います。

そこで、六九%の水準を将来とも維持していくという設計になつてあるということをごぞざいます

が、財政調整期間中の国鉄共済につきましては、職域年金部分を支給しないということになつております。これは御承知のとおり、報酬比例部分の二〇%上積みという形で職域年金部分ができるだけです。国鉄につきましてはこれを削つてしまつというわけですね。ですから水準が横ばいと

いうことではない。しかも一〇%を超えるまで物価スライドはしない、こういう二重のパンチを国鉄共済につきましては加えておりますね。これは

今言われました水準を維持するということとは違うのじやなかろうかと思うのですが、いかがですか。大蔵大臣、運輸大臣。

○竹下国務大臣 確かに御説の指摘はそのように信じられがち、また実態としてそのようなものであるという認識も、従来の経過と現状の国鉄共済の財政事情等を説明して理解を得なければならぬ問題だといふうに私も考えております。

何しろ、前回御審議をいただきまして、この危機的状況を救済しようということで、年金給付の支払いに支障を來さないように、すなわち財政調

整事業を実施して国共済グループ内の他組合からの財政援助ということでこの財源を確保したわけでございます。したがいまして、国鉄共済の組合員も高水準の掛金を負担することとしておりますほか、他の組合の組合員も財政援助に必要な拠出の費用を負担するために所要の掛金率の引き上げを行つておる、こういう状態の中でござりますので、公的年金相当部分の給付の確保とその財政の維持安定を図ることが当面大切だ。このためには、既裁定の年金についてスライド停止をお願いして、率直な表現をすれば、ある程度我慢をしてもらう、こういう考え方で対応をいたしたわけでございます。

しかしながら、横並びで見てみると、このような措置を講ずることによって国鉄共済年金の給付水準は、大宗を占めます厚生年金の給付水準とほぼ一緒になるというようなことで御理解をいたくよう努めてきておるということをごぞざいます。

○山下国務大臣 今、大蔵大臣から御答弁があつたとおりでございまして、とにかく国鉄年金はもう破綻の寸前であり、他の共済関係からいろいろ御配慮をちようだいしていけるという時期でございますから、せめて財政調整期間中ぐらいは職域年金相当部分を支給停止されるということはやむを得ない、お互いに痛み分け合うという意味においては、私はこれはやむを得ざることであると思つておる次第でござります。

○塩田委員 国鉄につきましては、現状極めて厳しい情勢にあることはもう国民だれもがわかっています。

ただ、公務員並びに公務員に準ずる方々が共済年金制度をつくつて、共済は読んで字のごとくとも救う、ともに助け合う、こういう精神で、恩給法から共済の段階に移つて実施されておるわけですね。この趣旨を考えますとき、昔になればなるほど、これは公務に専念する、国家のためあるいは地方公共団体、公的な仕事に従事しようという人たちは、それなりの使命を持って、責任感

での自覚の上で日夜の業務に励んでおられる。本当に國のため、地域のために働いておられる。本当に夜を徹して働いておられる方もあるし、また時と場合によっては身を挺して、あるいは命を投げ出してまでやらなければならぬ、そういう責務を持つておる人たちですね。

國鉄につきましてはかなり世論は厳しいですけれども、これを一部の団体といいますか、者がはね上がつて目につくことがあり、非常に非難されおる、これは否めない事実でござりますけれども、大部分の國鉄職員は一生懸命はじめにやつてゐる。だからそう時間がおくれない、厳守たるや世界的に名高い列車の運行がなされておる。こういうことを考えますときには、大部分の職員の皆さん、まじめにやつておられる。少々給料が低くても、あるいは身に危険があつても身を挺してでもやろうという気持ちは、これはかつては恩給、今は共済、これがつて非常に身分が安定をし、そしてまたかなり共済年金の給付がいいから、こういうことで就職された方、またそれを考えて一生懸命職務に専念をしておられるという方が大部分なんです。そのことを考えますときに、この國鉄職員だけ、他の共済は手をつけないで國鉄だけ職域年金部分を取つ払つてしまつ、当分の間といいましても相当長期間これが削られてしまうということは、これは重大なことだと思います。

これは労働者個人の、働いておる人たち個人の責任じゃないわけです。しかも保険料は他の共済に比べて一番高い、一〇%を超えるものなんですね。それだけのものを納めておつて、しかも二〇%，全体から見ると八%程度だそうですが、削られるというのはこれは納得できないことでござります。財政的な問題、いろいろ言われますけれども、これはこれとして処理すべき問題である。個人にとってはこれをばねられては期待権、既得権を奪うものだと思いますので、これはぜひとも再考していただきたいということを強く要請をいたします。いかがでござりますか。

因というようなことを考えてみますと、基本的にいわゆる保険集團といつもののが小単位であった。したがって一挙に多くの要員の減少というようなことがあれば、大変な財政的な打撃を受ける、こういうことが基本的にはございましょう。が、私も塩田さんと大体同じぐらいの年配で、本当は私どもの仲間でしょう、満鉄から帰つたりしたのはおおむね。その諸君が大体今退職しておつて、したがつて私も同年齢でございますのでよくお会いいたしますが、本当にいつも言うようですがれども、終戦直後、あごひもをして軍手をはめて体で押し込むようにして、そうしてまさに國の原動力たる輸送に精労された、今の言葉をかりれば危険を伴ながら。その方々のことを考えると、本当に、私ものこの問題に取り組むとき一番そういうものが念頭にあつたことは、これは事実でござります。

そこで、さてどうするかということになったときに、國家公務員等共済組合、ほかの組合の方々もいらっしゃいます。これは労働組合の方も、そして経営者の方も。いろいろな議論を長い時間をかけて、審議会というよりもむしろ懇談会というような形式でやつて、皆さんがそれじや労働者連帯でここまでやろうじゃないかというような感じが出ました。それはおっしゃいますようにアラ勤やボカ休というのは本当に一部の人だと思います。したがつて労働者連帯というのがこんなに派なものがいうのを、そのときは感じました。それ以来、少し労働者連帯の幅を広げるんじやないかというような誤解も受けたりいたしましたけれども、今でもその考え方私は大変とうとい考え方だと思っております。

そういう原点の上に立つてこれに対応してみると、現在のもろもろの情勢から見ましたときに、私は、ある程度我慢——いう言葉を使いましたが、それをお願ひするのもやむを得ないじやないか。今いろいろお話がありますように、国鉄共済を所管する大臣であると同時に、私は国庫大臣と

○塙田委員 国鉄共済の年金財政が悪化したということで、こういった職域年金部分を支給しないという措置をとつたのだという御回答でございますけれども、この財政の悪化については、恩給から共済年金に切りかわるときに、国鉄は内容を恩給の方式をそのまま維持してこられた。恩給は共済よりも相当高い水準になりますよね、計算方式その他で。それを維持されたという、そういう経営責任者の非常に無責任な態度、甘い考え方が中にはあっただと思ったのです。まあ昨年直されましたけれども、遅きに失します。年金財政が破綻するということは、もう本当にずっと前から、五十年からあれですから、もつと前からわかっていたはずです。これに対しての手を適切に打たなかつた、これはもう経営者の経営責任だと思います。経営者といいますか、その最高責任者は国鉄総裁であり、運輸大臣であり、大蔵大臣であると私は思います。そのツケをこういう労働者に対する職域年金部分を支給しないということでもって解決しようということ、あるいはまた、他の共済年金に迷惑をかけるということは、あるべき姿じゃないと私は思います。

が、戦後国鉄の果たした役割は非常に大きいと思ひます。そのときに大量に人を、復員した方あるいは失業している人たちを国鉄に入れられました。それが大きな要因になつておる、これも言えますね。同じような形と言えば言えるのですが、石炭鉱業、これも今申し上げましたように、戦後、傾斜生産のときに一番力を入れてきた一つですね。そこに労働者は一時は三十万、四十万といいました。今はもう十万を切つておるわけです。これは厚生年金の中で処理してきておりますから目立たないですけれども、例えば国鉄と同じような独立のものでやつておれば同じような状況が起つた。今はもう十万を切つておるだけです。これは今の社会保険制度の中で全体的に、それこそ友愛と連帯の精神でやつてきて、今日これは非常に危機的な状況として問題になつていなう。国鉄が際立つてこうなつたということは、やはりそういう仕組みからきておると思うのです。このことを指摘をしておきたいと思います。

そこで、もう一つお伺いしたいのでござりますが、NTT共済につきましては、これは民間事業になつたわけでございますから、共済組合のこの職域年金部分、これは労使間の話し合いによつて一般民間並みの自由設計方式に切りかえるべきだと思うのですが、いかがでござりますか。

○竹下国務大臣 NTTの共済等の問題につきましては、統合法案のときからこれは種々議論をいたしまして、今塩田さんがおつしやつたような御議論もございました。最近は、経営者側、組合側両方とも、大筋その考えではない、そういうふうに私は理解をしておりまます。したがつて、公的年金部分のほかに、いわゆる職域年金相当部分も含んだ統一的かつ各組合の共通の年金制度として設計されて、同一の法律の適用を受けておるというのが現状でございます。

なお、同一の法律の適用を受けておるわけでござりますから、NTT、日本たばこについて、職域部門はやめた、つけないというわけにはまいりま

せん。なおその上に四階建てといいますか、共済年金のはかに自社年金、それから税制適格年金、これをつくることは法律上はもとより可能であるということになつておるわけであります。ただ、ちょうど統合法案をつくります以前と今と、関係者の意見を聞いてみますと、ちょっと変化があつたなという感じは、これは私個人でござりますけれども、持つております。

○塩田委員 同じ共済年金の法律に基づくものでございますから、そういう性格に注目して大蔵大臣はお答えになつたと思うのですが、せつかりNTTも専売も民営化したわけでござりますから、民営一般のやつている同じ方式でこれは労使の話にござりますから、そういう状況になつておられますが、また変わるかもわからぬ。種々の状況を見て、そういう状況になつておられますが、また変わるかもわからない。種々の状況を見て、そういう状況になつたときはひとつこういうことも十分考慮していただきたいと思います。

それから、厚生年金、国民年金の積立金の高利運用につきまして、社会労働委員会では厚生大臣にお尋ねをいたしまして、種々要望したところでござりますが、これについて大蔵大臣、せひともこの高利運用を厚生省に認めてもらうということについてお願いをしたいわけでございますが、いかがでござりますか。

○竹下国務大臣 古くて新しい問題といつても、なお、年金財政という観点から最近はこの議論が非常に活発になつてきておるということは私も十分承知しております。

今までの考え方で申し上げますならば、それこそ臨調とか行革審の意見にもござりますように、年金資金などのいわゆる公的資金は、国の制度、信用、これを通じて集められたものであるから、まず公共的に沿つた運用が大事だよというのが一つあるわけであります。投といふのが、御案内のとおり第二の予算とも言われるものがございますので、これのいわゆる原

資という性格を持つておる。したがつて、両面からあると思うのでござります。

〔今井委員長退席 越智委員長着席〕

だからこの両面を勘案した結論を出していかなければならぬというところに、本当はいつ聞かれておられるが、わざわざお聞きをいたしておるわけであります。したがつて、いわゆる資金運用部による統合運用の仕組み、これを維持していくのがいわば大蔵省の基本的な考え方。

しかしながらこの問題は、そういう指摘を受けておりますものの、いわゆる概算要求の段階におきまして厚生省から要求の出でる課題でござりますので、予算編成過程を通じて結論を出していく必要があります。しかしながらこの問題は、そういう指摘を受けておりますものの、いわゆる概算要求の段階におきまして厚生省から要求の出でる課題でござります。

○塩田委員 そういう方向でぜひともよろしくお願いをいたします。五十三兆円の一割に満たないものを厚生省は要求しておられるようございまして、私はささやかな要求ではないかと思います。

これは年來の懸案事項でござりますので、よろしく御処理をお願いします。

続きまして、厚生年金基金の積立金に対する特別法人税の課税につきまして、現在千八十三基金、七百万人が加入いたしまして、厚生年金基金の積立金は現在十一兆に達していると言われております。なお毎年一〇%ぐらいはふえていっていると云ふ状況でございますが、国公共の給付水準を基準にして行われております現在の特別法人税の課税はどれくらいになつておるか。

また、共済制度の今回の改正によりまして、これは相当増税になると思われます。従来の課税基準をそのままいたしますと相当、何百倍にもなるような増税になるわけでございますが、それは困るので、この課税基準を見直しまして、現在の課税水準ぐらいで推移できるように新たな課税基準を設けて措置をすべきだと思いますが、いかがでござりますか。

○水野政府委員 厚生年金基金積立金に対しまして課税はどれくらいになつておるか。

これまでの考え方で申し上げますならば、それこそ臨調とか行革審の意見にもござりますように、年金資金などのいわゆる公的資金は、国の制度、信頼、これを通じて集められたものであるから、まず公共的に沿つた運用が大事だよというのが一つあるわけであります。投といふのが、御案内のとおり第二の予算とも言われるものがございますので、これのいわゆる原

て課税をいたしております趣旨は、既に委員御案内のことがとありますので申し上げませんが、現在のこの共済組合、國家公務員共済組合の内容の変更に伴いまして、全体の課税水準の変更の問題も上がつてくるわけでござります。これを受けまして厚生省から、こうした観点からの御要望が出ておることは私どもも承知いたしておるわけでございまして、現在慎重に検討をいたしておりますところでございます。ただ、制度の趣旨からいたしまして、これが増税ということになるのか、あるいは現在の考え方からすれば、これはこういった課税水準になるという考え方もあるわけでござります。

いずれにいたしましても、私ども、この積立金に対して行つております課税の趣旨を踏まえまして慎重に検討をいたしておるところでござりますので、どういう課税効果になるかということは現在まだつかみ得ていらないところでございまして、御理解をいただきたいと思つます。

続きまして、厚生年金基金の積立金に対する特別法人税の課税につきまして、現在千八十三基金、七百万人が加入いたしまして、厚生年金基金の積立金は現在十一兆に達していると言われております。なお毎年一〇%ぐらいはふえていっていると云ふ状況でございますが、国公共の給付水準を基準にして行われております現在の特別法人税の課税はどれくらいになつておるか。

また、共済制度の今回の改正によりまして、これは相当増税になると思われます。従来の課税基準をそのままいたしますと相当、何百倍にもなるような増税になるわけでございますが、それは困るので、この課税基準を見直しまして、現在の課税水準ぐらいで推移できるように新たな課税基準を設けて措置をすべきだと思いますが、いかがでござりますか。

この職域年金部分でございますが、お話をございましたように、国家公務員法に基づく年金制度として、公務員制度等の一環としての性格を持つ、こういうものでござりますので、やはり国家公務員等の職務の能率的運営に資するという共済法の目的と相入れない法令違反行為等ありました場合には一定の給付を制限する、こういうことになつておるわけでござります。従来は、職域部分といふ概念が区別されておりませんので、全体についておきましたが、今回は明瞭に、先ほどのお話を申しますと三階部分といいますか、そこに限定して行う。こういうことでござります。

それから遺族につきましては、そういった公務員制度の一環として認められておるというこの趣旨から、やはり刑事案件等がありました場合に、家族等につきましてそういうことを行つという二つにいたしておるわけでござります。

それから、二十五年未満の者の給付条件二分の一とされているのがちょっとかわいそうではないかも、公務の特殊性とはいっても、遺族までこれ

が及ぶのはおかしいですね。これはぜひとも再考していただきたい。

なお、加入期間が二十五年未満につきましては二分の一支給という制度になつております。こ

れも従来の共済年金制度になつたものです。また厚生年金にもこういった制度はございません。なぜこういう制度を持ち込むのか。これはやめてもらいたい。

それから公務に關係のない私学、農林、NTTといったところにも禁錮刑の場合に支給停止の制度がある。これもおかしいじやないか。一体根拠は何か。

○門田政府委員 御質問の中では、私学、農林に関するものを除きました部分についてお答えを申し上げたいと思います。

この職域年金部分でございますが、お話をございましたように、国家公務員法に基づく年金制度として、公務員制度等の一環としての性格を持つ、こういうものでござりますので、やはり国家公務員等の職務の能率的運営に資するという共済法の目的と相入れない法令違反行為等ありました場合には一定の給付を制限する、こういうことになつておるわけでござります。従来は、職域部分といふ概念が区別されておりませんので、全体についておきましたが、今回は明瞭に、先ほどのお話を申しますと三階部分といいますか、そこに限定して行う。こういうことでござります。

それから遺族につきましては、そういった公務員制度の一環として認められておるというこの趣旨から、やはり刑事案件等がありました場合に、家族等につきましてそういうことを行つという二つにいたしておるわけでござります。

それから、二十五年未満の者の給付条件二分の一とされているのがちょっとかわいそうではないかも、公務の特殊性とはいっても、遺族までこれ

は職域年金部分でございますから、やはり公務等に長い間貢献した人に手厚く報いていく、こういうことでございまして、国家公務員法第百七条にも、相当年限忠実に勤務した者というような概念もございますが、そういう方を優先する、そこまで行かない場合には二分の一相当、こういうことで設定したわけでございます。

それから、二〇%の根拠でございますが、これは民間の企業年金等いろいろ参考にはいたしましたが、結局公務員制度の一環であるということ、それから職員の負担の限度、こういうことを考えまして設定したものでございます。

○塩田委員 標準報酬月額につきましてお伺いいたします。

NTTにおきましては、五月六月七月というのは異常な月で、額が非常にふえるのです。そういったところを平均して標準報酬を決定いたしましたと非常に問題があるのではないかと思うのです。これに対する配慮が必要ではないかと思います。特に短期給付につきましては、給付にはね返らないわけでございますから、これはぜひとも考慮していただきたいということをお願いします。

それから、公的年金の一元化といなながら、国公共済、地方公務員共済とともに標準報酬の算定方式が違つておるわけです。住宅、通勤手当等、老後の保障に余り関係ないと思われるものが所得として入つてくるのは問題があるのでなかろうか。地公共済のように手当の補正率を乗ずるといった方が事務的にも簡素化されていいのではなかろかと思いますが、いかがでございますか。

それから、給付につきまして、国民年金に妻が、配偶者が任意加入しなかつた場合、施行時四十周辺の配偶者の基礎年金はかなり低いものになります。これは、特例納付等による救済措置を講じてこれを底上げをしていく考へはないか、お伺いいたします。

最後に、減額退職年金制度でございますが、これは経過措置を設けて、昭和七十年以降廃止するということになつておりますけれども、むしろ雇

用と、自分がリタイアして引退する、これとの自由選択を個人に任せた方がいいのではないか。減額率をどう決めるかは問題でございます。これはもうございますが、そういう御指摘をちょうだいいたしました。これも大変議論のあつたところでございましたが、結局この減額退職年金でまいりますと早くから受給できる反面、本当に年金が必要な老後に十分な保障がない、こういうことかございまして、公務員の定年六十歳、それより早い五十年代から年金を受給できる制度、というのは一般的にはいかがであろうか。今日の長寿社会ということを考えまして、自衛官の場合は特殊でございますが、一般的には経過措置を設けまして七十年で廃止する、こういうことに考えておるわけでございます。

○塩田委員 終わります。

これは、御承知のとおり厚生年金の場合は繰り上げ制度を実施しているわけです。国民年金は繰り上げも繰り下げもあるわけです。これは繰り上げに該当するわけですね、繰り上げに該当するのは減額退職年金制度ですから。自衛官は、これは置いてあるんですね。自衛官は減額退職年金制度はあるわけです。ですから、これはいい制度だと

思つてます。率は問題ですが、これは残すべきだ。

その方が制度的には一元化するわけですから、これはぜひとも再考していただきたいということを

要望いたします。

○門田政府委員 私どもが関係いたします幾つかの点につきましてお答えを申し上げます。

一つは標準報酬をとる月でございますが、五、六、七月という時期を考えておるわけでございま

す。先ほどNTT等のケースの御指摘があつたわけですがございまして、社会保険の大宗を占めます厚生年金それから健康保険、これと同一の基準であるということでこういった時期を考えたわけでござります。

標準報酬につきまして国家公務員共済と地方公務員共済が扱いではないかというところでございますが、結局、私どもの場合はその共済制度の中に民営化した新電力とかたばこ会社等がございます。それから、地方団体のようになたくさんの団体があつて手当がまちまちであるといったことがあります。

さらに、現役自衛官の掛け金率は、若年定年制によりまして六十歳定年制の一般公務員よりも勤務年数が短く、逆に退職後の期間が長くなるために、一般公務員の千分の七十六・五に対し自衛官のそれは千分の八十八・七と高くなつております。しかもその率の差が今後さらに拡大するという深刻な問題を有しております。

自衛官の年金問題等については防衛庁の職員給与制度等研究調査会で五十三年三月三十日に答申がなされたと聞いておりますけれども、そこで指

摘され、また国会においても我が党の同僚議員によりまして何回か指摘をされておりますが、具体的に進展いたしておりません。

今般審議中の共済年金改正法案によりますと、自衛官については若干定年制及び俸給構造からして自衛官の年金水準はさらに相対的には低下を余儀なくされる。公安職等一般公務員との年金格差が従来にも増して一層拡大することが予想されますが、この点に関して大蔵省、防衛庁長官はどういう事実認識を持っておられるか、まずお答えいただきたい。

○門田政府委員 自衛官につきましては、たゞいま先生からお話をありましたようにまさにそういうことでございまして、勤務の特殊性といいますか、そういうことから定年が五十歳から五十五歳ということになつております。そんなことを考慮しまして、今回も五十五歳支給開始年齢、それから減額年金制度、いうものは存置いたしておりますが、お話をどのようにこれを年金の問題としてとらえますとやはり負担がますますふえてくる。そうして早い年齢から受給されるわけですから、そこは財政的ななかなか大変な問題が出でてくるという問題があるわけでございます。

私どもは、これは自衛官の退職後の就労状況でありますとか、あるいは人事制度上の問題というような観点から考えていかれるべき問題ではなうか、年金制度としてはなかなか限界のある問題である、こういう感じを持つわけであります。

○加藤国務大臣 昭和五十三年のときだつたと思いますけれども、防衛庁職員給与制度等の研究調査会、委員ただいま御指摘の調査会での御意見は、御案内のように最終俸給が低いとか勤続年数が短いとか、再就職時の賃金が著しく低くて退職後の生活がかなり厳しいというものでございました。

特にあの当時はまだ定年退職がかなり早かつたものですから、最終年の一年間の平均の給料となり

ますとかなりその辺が低いのがきいてきますし、年数掛ける一・五%の部分がかなりきいてきたことも事実だと思います。しかし、それから数年私たち努力しまして定年を大分延ばしてもらいましたので、これによつてこの最終俸給が低いという部分と勤続年数の部分はかなり大きな改善にはなつたと思います。

しかし、今大蔵省の方からもお話をありましたように、支給開始年齢が五歳ほど早いとなりますがどうしても計算上負担率も高くなつてまいりますし、だからといって余り定年をいつまでも延ばすということは自衛隊の精強性等の絡みで非常に問題がございますので、これは単に公的年金制度だけではなくて、もっとほかの、制度的に何かを考えただけないところはなかなか解決できないところが残るのではないか、私たちもそう思つております。

○米沢委員 自衛官の給料はいわゆる公安職の一般職の給与とバランスをとる、そういうことで今まで積み上げられてきたというふうに聞いていますが、現在、公安職の給与とのバランスは整合性がそれたまま伸びてきておるのか。それから退職手当の問題について、公安職との関係ではバランスはとれておるのか。この二点について簡単に人事院の方から説明してもらいたい。

○鹿児島政府委員 自衛官の俸給につきましては私どもの所管外でございますが、私どもが承知しております限りにおいてお答え申し上げたいと思ひます。

私どもが承知しておりますところによりますと、現在の自衛官の俸給表は、上位の等級は行政職(一表)に大体比準するという形をとつておりますが、その他は主として公安職の(一表)という形でおむね比準されておるというやうに理解しております。

退職手当につきましては所管外でございますので、答弁を差し控えさせていただきたいと思ひます。

○友藤政府委員 お答えいたします。

ただいま人事院の方からお話をございました

のですが、防衛庁長官どうですか。

○友藤政府委員 確かに先生御指摘のような事態が想定できるわけでございますが、一般職の勧奨給表にリンクをするというような形で、従前からそれでございますが、現在も上位等級は行政職、それから二佐以下については公安職、こういうリ

ンクの仕方で、その辺につきましては一般職との均衡を十分とするよう毎年の改定時には配意をいたしておりますわけでございます。

それから、退職手当につきましても、根拠法としては同じ法律が適用になつております。

ただ、御案内のとおり、先般の改正におきまして定年制度が設けられましたので、勧奨退職の場合は若干優遇措置が一般職の方でとられましたのが、私どもはその点定年退職時期が早うございまして、適用を受ける部分が若干年数が減る部分がござります。この辺につきましては、一般職の支給の実績等を私どもとしては見ながら対応を考えまいりたいというふうに考えております。

○米沢委員 五十三歳の定年退職自衛官に対する退職手当の優遇措置はないわけですね。三佐以上は五十三歳で退職する場合、年齢差分の優遇措置が適用できる、こういうことになつております。

問題は、政令によりまして勧奨退職年齢を階級の定年年齢としたために、最高加算率の適用を受けることは一部の者を除いて大変困難である。したがつて、確かに自衛官の場合には、五十三歳で定年だ、こうなつたときにそれが勧奨退職年齢になるのですから、結局優遇措置が受けられないという状況になつたのでござりますが、一般的の公務員と比較をいたしますと、例えば五十三歳退職の場合、一般公務員の場合一四%上積みされる、ところが自衛隊はできない。五十三歳定年という宿命的なものがあるがゆえに、同じ五十三歳くらいで定年した場合、一般公務員の場合は上積みできること、しかし自衛隊の場合にはできない。このあたりは、やはり特別の問題として政令あたりに何かの特別の控除措置みたいなものをつけ加えること

が本当は必要なのではないか、そう思つのです。これは、急に改善してもらいたいと我々は思つております。

のですが、防衛庁長官どうですか。

○友藤政府委員 お答えします。

現在、非任期制の自衛官の掛金率は千分の八十八・七であったと思いますが、これは一般職員に

勤務年数が短い、しかも長い期間年金をもらわざるを得ない、こういうシステムになつております。警察予備隊から自衛隊発足当時の格差はそれほどまだ十分私ども把握いたしておりませんし、特殊な例外措置だけ私どもの方の五十三歳の分に

対応するというようなことも、一般職とのバランスから考えていかがなものであろうかという議論も一方ではござりますので、私どもとしてはトータル的に見て自衛官の待遇について、全体として一般職との関係でバランスをとりつつ、かつまた不利にならないよう検討してまいりたいというふうに考えております。

○米沢委員 一般的公務員の場合、五十三歳でやめるという例は確かに少ないかもされませんけれども、それはトータルとして數はそうかもしれないが、自衛官の五十三歳の定年、それから一般公務員で五十三歳でやめるというその個人にとりましては、少なくともそういう理由は余り立たないわけございまして、やはり個人に着目して平等の原理を適用する、そういう立場から私はぜひこの政令の改正を望みたいと思います。防衛庁長官、再度。

○友藤政府委員 先ほども御答弁申し上げましたが、この問題については私どもも先生御指摘のとおりの問題意識を十分持つておりますので、ここしばらく調査をいたしました結果を見て十分検討し、配慮をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○米沢委員 それから、先ほど申しましたように、一般的公務員よりも勤務年数が短い、逆に退職後の期間が長いということで掛け金率が高いですね。これはますます深刻になるという予想がされており

りますが、そのあたりは実態的にはどういう数になつていいか、予想は立てておられますか。

○友藤政府委員 お答えします。

現在、非任期制の自衛官の掛け金率は千分の八十八・七であつたと思つておる。それほど御指摘のとおり、それから二佐以下については公

ない、だから人事面での何か別建ての議論をしなければならないだろう、こうおっしゃいましたが、そこに逃げるのではなくて、ならばその人事制度上何かあるのか、我々はそのあたりを踏み込んで答弁してもらいたいと思うのですがね。

○加藤國務大臣 定年の延長がさらにできないか、そこを考えてもいいではないかという御議論でございます。五十三でなければならない理由はなくて、五十四でもいいのではないかという御議論でございますが、過去数年間、私たちは定年制を延長してまいりましたけれども、これによって隊員の生活の安定、人生設計の安定ができる事実でございますが、一方、かなりの駐屯地におきましては隊員が若干高齢化いたしまして、肉体的にかなり厳しい作業、訓練もいたしますので、ちょっと問題がなくもないという地域が出てきていることも事実でございます。したがって、防衛庁としては定年制の延長をこれ以上やるといふことはなかなか踏み切れないところでござります。

そうしますと、米沢委員御指摘のとおり掛金率が高くなります。支給開始年齢を五十代で五歳早めたとしたならば、恐らく倍近い掛金率の差になるのではないかというような年金の数理計算があるやにも聞いておりますけれども、それが全部かぶつてくるとするならば、我々の制度の成熟に伴つて隊員の負担はどうしようもないほど高くなつてくると思ひます。

そこで、やはりここでは年金制度の純粹の理論だけでは割り切れない部分がどうしても出てきて、それをいろいろ私たちも考えますが、財政当局とよく相談しないとこれはうかつに言えないことでございますので、防衛庁としては、希望としてはその問題に踏み込んだ検討をぜひしたいということを防衛庁の立場で申し上げさせていただきたいと思います。

一方ほかの制度で、やり口で何かないかということでおざいますが、今のところなかなか知恵がないで、再就職の就職援護の方で嬉しいっぱいの勢

をして、得られます減額年金と再就職先での給料で生活の維持がきつちりできるよう精いっぱい我々なりの自助努力をするしか、今のところ知恵のない状況でございます。

○米沢委員 大蔵大臣は、今の若年定年に伴つて支給が早い部分について何らかの公的措置をとれ、そういうものに対してもっとまじめに努力をする必要があるとお思いでありますか。

○竹下國務大臣 最終的には人事制度そのものにかかるわて話し合いをしなければいかぬ課題だと思っております。今も御指摘がありましたように、毎年予算編成をいたしますときに、去年の暮れも加藤防衛府長官と、私は共済の立場そしてもう一つは若干財政的な立場から、いわば定年が例えれば半数伸びたといつしましても退職金の支払いがそれだけ後送になりますので、そういう点からも議論したことがございます。しかし、これは私が負けました。勝った負けたという表現はおかしいのですが、要するに加藤長官の、私より十六歳年下であるという方の意見が、やはり精鋭であらなければならぬ、竹下さん、老眼鏡かけてあなた鉄砲が撃てますか、こういう議論もございまして私自身が負けました、率直に言つて。

しかし、その問題は別の問題でござりますけれども、人事制度面に踏み込んでいかなければ最終的には解決のつかない問題であるなどいう問題意識は十分持っておりますので、これは加藤さんの今姿勢にござえて、大蔵省だけでやることではないかも知れませんけれども、十分踏み込んでいた議論をいたします。

○米沢委員 結局今回の改正によりまして自衛官の年金は、公安職等一般公務員年金と大体バランスをとるべきだという議論がずっとなされてきたにもかかわらず、これは現在よりもよつと格差が大きくなるのです。これは計算してもらつたらわかります。時間がないから細かいことは言えませんけれども、公安職等の一般公務員年金との格差は拡大いたします。今の段階では大体九割ぐら

力をして、得られます減額年金と再就職先での給料で生活の維持がきつちりできるよう精いっぱいのとれた適切な措置がとられるよう格段の努力の道はそう簡単なものではありませんね。そしてまた、再就職された資金の実態を見ましても余り高いものではありません。その上五十三歳といふ年齢までありますとライフサイクル上は御子弟の教育とか非常に金の要る時期にちょうど差しかかっておりますから、五十五歳からの年金というよりもどうでも五十三歳からの減額年金を選択される人も多いというふうに聞いておりますね。そうなりますと、今度の改正によりまして、御承知のとおり五十五歳までの間は妻の加給年金額一万五千円から二万五千円が支給されないということになりますから、特に五十五歳までは現行の減額年金に比べますと約六割ぐらいの水準にまで下がってしまいます。そういうこともございます。

そういう意味では、生計維持の面からこれは影響が大きいであろう、そういうふうに考へるわけですが、いろいろとそのあたりを救済するような手立ては考へていらっしゃるかもしれませんけれども、少なくとも五十三歳定年という自衛隊になつたばかりに、結局将来のライフサイクル上生計の維持等がうまく組み立てることができない、そういうことはやはり非常に大きな問題ではないかな、こう考へるわけでございます。

確かに今回は高齢化社会に対応して全般の年金制度を洗うわけでありますから、自衛官の年金だけそのままだという議論にはならないかもしれません、このようないろいろな事情等を考慮いたしましたが、このようないろいろな状況等を眺めておりますと、国の防衛という崇高な任務に身を挺して職務に奉仕しようという皆さん方がこういう状況であれば、新しく自衛官を志す皆さんにとっても、何となく自衛官になつたら定年も早い将来設計も立てられないということで、新たな良質な隊員の確保という面からいろいろな困難がまた生じてくるのではないか、我々は

それを懸念するわけでございます。そういう意味で、でき得る限り公安職等の一般公務員との均衡のとれた適切な措置がとられるよう格段の努力をしてもらいたい、こう思つております。

○竹下國務大臣 御趣旨の点は十分踏まえて、人材制度上の問題も含め検討させていただきます。

○加藤國務大臣 自衛隊員に対する定年退職後の生活につきましていろいろ御理解いただきましたことを非常に感謝申し上げます。

精強性の問題からどうしても若年定年にならざるを得ない本質的な問題等から発生する問題でございますので、私たちも今後、年金それからその他の制度のあり方、人事制度も含めましてどうあらべきか真剣に考へていかたいと思いますが、大蔵大臣からも先ほどのような温かいお言葉もいただきましたので、しつかりと話し合つてしまひたい、こう思つております。

○内閣政府委員 大変恐縮でございますが、自衛隊に関しましては私どもの所管外でございますので、両大臣のよう明確な形での答弁はいたしかねますが、我々も人事問題を扱つておりますので、いろいろな面でアドバイスを求める場合はアドバイスもいたしていただきたい、こういうふうに思います。

○米沢委員 終わります。

○越智委員長 義輪幸代君。

○義輪委員 私は婦人の年金権について幾つかお尋ねしたいと思います。

今回の共済年金法案は、国民年金や厚生年金の制度改正と同様に共済組合の組合員等についても国民年金の基礎年金の制度を適用するということになつております。政府はこの間、婦人の年金権がこれまで確立するのだというふうに言っておりま

すけれども、その中身は、これまで私どもが聞いている限りでは被用者の無業の妻にも基礎年金制度が適用されて本人独自の年金受給権ができる、

これをもつて婦人の年金権が確立すると言われて
いるようですが、このような理解でよろしいので
しょうか。

○吉原政府委員 一番大きな点はおっしゃったことでござります。

○議長　本題に付する問題は、被扶養配偶者による年金権の確立と婦人の年金権の改善問題である。この問題は、婦人の年金権が確立し、婦人の年金権が改善されるというふうに見られるものかどうか、これは非常に問題だと私は受けとめております。

〔越智委員長退席、高島委員長着席〕

○吉原政府委員　社会保障におきましては、保険料を被保険者が納めて一定の給付を受ける、これが原則的といいますか、基本的な考え方であることは確かでございます。

まことに、年金権を持つという仕組みが果たして保険制度というものになじむものかどうか、そして、そのような年金制度を持っている国があるのかどうか、あれば教えていただきたいと思いますし、考えてみますと、このような被用者の無業の妻から保険料を徴収しないというのは一体どのような合理的な根拠があるのか、正当な根拠があるのか、これをぜひ聞かせていただきたいというふうに思ひます。

実は、今度の新しい年金制度におきまして、従来非常にあいまいであった、婦人といいますか特にサラリーマンの妻、家庭の妻の年金的な位置づけをしつかりする、年金権を保障する。具体的にどういうやり方が一番いいかということにつきましては、いろんな議論がございましたし、実は一番苦心をした点でございます。従来のように、国民年金に任意加入の道を開いていたその制度を延長させまして、全部国民年金に強制加入、一人一人

がみんな保険料を納めて年金を受けられるようになります。それと同時に、この年金は、年金保険料の支払いが終了した後も受け取れるようになります。

みにおいては、その方が、あるいは先生もそういうことを頭に置いて御質問されているのかもしれません

ませんか。それも一つの方法でございますけれども、果たしてそれで、本当の意味で、実質的な意味で婦人の年金権というものが確立されるかどうか、無年金者の問題が大変議論になつておりますけれども、できるだけ多くのサラリーマンの妻が実際に老後になつて年金を受けられるような仕組みとしてその方がいいかどうかということを考えますと、必ずしもそうではないと思うわけでござります。

今度の年金制度におきまして、御主人、つまり夫が保険料を支払う、その中にいわば同時に奥さ

○被輸委員 別のところで、現在無業の妻の二、三割が国民年金に任意加入していない理由といふのは、そういう妻たちが経済的に余裕がないからではないか、したがって、そういうことも考えて夫が妻の分も払う仕組みにするのだという、そんな話もあるやに聞いていますけれども、そういう根拠はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○吉原政府委員 余裕がある、ない、正確に言ひますとサラリーマンの妻、特に家庭におられる妻というのは、自分の所得としてははないわけでござります。したがいまして、所得のない人に被保険者として直接保険料を納めていただくやり方がいいか。国民年金は所得のない人も対象にしておりますのでそれも一つの方法でございますけれども、そうではなしに、サラリーマンの家庭の妻というのには、御主人が自分の働いた収入を自分名義

で受け取られるわけですが、やはり御主人の収入の中には奥さんの貢献分といいますか、いわば質的には御夫婦の収入として考えていいんじゃないじやないですか。

いか。そういうことから、御主人の収入の中から一定の保険料率でもって保険料を納めていただ

と申しますのは、實際に被用者の無業の妻の集團全体の保険料を、妻のない独身男性や共働きの妻や独身女性を含めて厚生年金や共済年金の加入者全員が負担するという仕組みになつてゐるわけです。したがつて、被用者の無業の妻の保険料はその夫が拠出している保険料に含まれてゐるという説明をされていましても、具体的には、その妻の保険料分を上乗せして夫が支払うシステムではありませんし、また逆に、単身者についてはその妻分を差し引いて支払うというシステムにもならないわけですね。したがつて、その加入者は無業の妻があろうとなかろうと同じ保険料率で払わなければならぬという仕組みです。

安を抱えている独身女性などから見ますと、何で私たちが専業主婦の老後の面倒まで見なくちゃならないのという不満の声が出てきているわけです。働く婦人は、今回こういう改正によって保険料が上がっていく、受給年金は切り下げられていく、開始年齢は先へ延ばされるというような改正がある中で、余計納得できない気持ちになるという状況です。

さらに、無業の妻とはいっても、九十万円まで

は例えばパート収入なんかがあつても、それは被扶養者として保険料は一円も支払わなくともよいわけですね。そうしてみると、低所得の婦人が差

二号被保険者となつてゐる場合には、気持ちの上
でますますこれはおさまらないということになる

自営業者の妻は無業であつても、全く無収入であつても自分で保険料を払わなければならぬといふ仕組みであることを考えてみると、同じじ事でありながら、夫が被用者であるのか自営業者であるのかによつて、強制的に三号被保険者になつたり一号被保険者になつたり、夫の立場によつて変わってしまうという仕組みになつてゐるわけである。結局、妻の年金とはいうものの、独自に確立されてゐるという仕組みではなくて、夫に左右され從属的な年金であるというところからこういう

○竹下国務大臣 これは、担当の増岡大臣の意見であります。大臣の御意見を伺いたいと思います。

○増岡国務大臣 先ほど局長から御説明いたしましたように、御本人の名義の年金になるわけではありますから、したがつて、障害の場合、離婚の場合のことを考えますと、これはやはり年金権の確立を考えた方がよろしかろうと思うわけでございます。また、基礎年金はそれぞれ一人づつに対しても給付されるものでありますから、そういう点でも矛盾はないものと考えております。

不合理が出てくるのだと私は思うのです。婦人を一人前の人格の持ち主として固有の年金権を確立したものとは到底言えないというふうに私は思いますが、それでも、この点についての厚生大臣、大蔵大臣の御意見を伺いたいと思います。

○運輸委員 何だか余り理解していただけない
ような気がしてなりません。
と申しますのは、私が今まで議論してまいりました
したように、婦人の年金権を確立したというのな
らば、その点について夫がどうであるとかこうで
あるとかということに左右されずにきちんと固有の
の年金権を確立することでなければ、本当に一人
前の人格を認められたものとは言えないではな
いと一緒でありますとお答えをいたします。

いか、夫の立場によってかなり左右されてしまう。こういう年金では、妻というか婦人の年金権が確立していないというふうに私は言いたいわけですか。

いう状況でできるだけなくしていく、なくなるだろうというふうに言われていますけれども、実際問題としてこの保険料納付が二十五年未満であれば無年金になってしまいますし、四十年未満では五万円年金に達しません。

私は、この中で男女別というのを明らかにしてほしいというふうに要求したわけですがれども、男女別統計はないというふうな厚生省のお答えでした。実際問題としていろいろ考えてみますと、当然婦人の比率が極めて高いのではないかと思わざるを得ません。国民年金の三分の二の加入者が婦人ですし、国民年金は月一萬三千円の負担となつてまいります。ますます支払いが困難で、無年金者となるケースは当然ふえると見込まれねばなりません。仮に保険料の免除の適用を受けても、給付は公的負担分だけ、三分の一だけしか受けられない。したがつて厚生省の試算では、四十年後には国民年金加入者の四分の一は五万円年金は受けられないというふうに言つてゐるわけですね。かなりの部分、婦人がここに該当するというふうに見込まなければなりません。

で、こうした実態の中で、被用者の妻が国民年金強制加入ということになりますけれども、これまで国民年金に未加入の妻の場合は、だれが被用者の妻であるのか把握するのが非常に困難である

年金局長は、これまでの年金の記録は保険料を納めた記録だけをつかまえていればいいのです。が、今後はそれだけでは済まない、住所、氏名、年齢のほか、身分関係の変動、雇用関係の変動までつかまえなければサラリーマンの奥さんに対する年金が成立しないのですと述べておられるわけで、ここから考えてみても、かなりの無年金者というのが予想されるわけですが、一体どうやつて解決していかれるつもりですか。

○長尾政府委員　お答え申し上げます。

先生の御質問は二点あつたかと思います。一点は、現在国民年金に加入をしておられないサラリーマンの奥様方についてどのような把握をするのか、大変に難しい問題なのではないかという点、それから、生涯三十五年なり四十年という長い期間にわたって三号該当であるということについてどのような事務処理をやっていくのかという点であろうかと思ひます。

ただいま私どもいたしましては、国民年金に任意加入をされておられます方につきまして、お届けを出していただきたいということでおらせを差し上げておるわけでございますが、未加入の方につきましては、六十一年の四月一日、今度の改正法が施行になります以後に手続をさせていた

年金局長は、これまでの年金の記録は保険料を納めた記録だけをつかまえていいのです。が、今後はそれだけでは済まない、住所、氏名、年齢のほか、身分関係の変動、雇用関係の変動までつかまえなければサラリーマンの奥さんに対する年金が成立しないのですと述べておられるわけですが、ここから考えてみても、かなりの無年金者というのを予想されるわけですが、一体どうやつて解決していかれるつもりですか。

さて年金をもらおうかと思ったとき、「一体何年間被用者の妻であつたのか」ということをどうやつて証明することになるのでしょうか。その場合、特に内縁の妻の場合「一体どういうことになるのでしょうか」。二十五年になつても欠ければ無年金となるだけに、一体いつからいつまで被用者の妻であつたということを確定することが大事なことになるやと思われますけれども、どうやって解決していくのでしょうか。

年金局長は、これまでの年金の記録は保険料を納めた記録だけをつかまえていればいいのですが、今後はそれだけでは済まない、住所、氏名、年齢のほか、身分関係の変動、雇用関係の変動などで、つかまえなければサラリーマンの奥さんに対する年金が成立しないのですと述べておられるわけですが、ここから考えてみても、かなりの無年金者というのが予想されるわけですが、一体どうやって解決していかれるつもりですか。

被保険者につきましては、市町村を窓口といたしまして、強制加入であるか任意加入の方であるかと、いう種別ごとに被保険者管理をいたしておりますが、これにつけ加えまして、三号該当という費目を私どもの仕組みの中に新たに設定をいたしまして、今回お届けをいたします方々につきまして、三号被保険者としての登録をいたしまして、今後その上での被保険者管理をいたしていくつもりでございます。

その間におきました、今先生おっしゃいましたように、離婚をなさるとか、それから収入が相當に多くなられまして、いわゆる被扶養該当といふことでない状況になることが予想されるわけですが、さいますが、この場合には、いわば国民年金の被保険者の種別の変更ということになるわけでござります。現在、この種別の変更につきましては、現行法につきましてはまだ新しい国民年金法につきましても届け出をしていただくというふうな仕組みになつておりますので、届け出をお願いするということになろうと思います。この届け出の励行をしていただくことが、今先生おっしゃいました三十数年にわたって被保険者の種別を確実に確認していくこととの非常に難しい点になりますかと思いますが、この届け出の確認ということ

保険者につきましては、市町村を窓口といたしまして、強制加入であるか任意加入の方であるかと、いう種別ごとに被保険者管理をいたしておりますが、これに加えまして、三号該当という費目を私どもの仕組みの中に新たに設定をいたしまして、今回お届けをいたします方々につきまして、三号被保険者としての登録をいたしまして、今後その上での被保険者管理をいたしていくつもりでございます。

まして、いわば事実上の配偶者であるといつて、それから被扶養の状態であることの二点につきましては確認ができるというふうに考えております。したがいまして、いわゆる法律上の届け出をされておられませんが、事實上被扶養配偶者と同様な方につきましてはそういう形で確認をさせていただきたいと思っております。

○筆耕委員 実際問題として届け出というのにかなり左右される。そういうことを考えてみると、その辺のところが実態とぴたり合った届け出がスムーズに行われるという仕組みにならない限り、権利のある者がその権利を受けられないとかあるいはまた異なる状況に追い込まれてしまうということがあるので、今お聞きした限りにおいても十分把握できるというふうには了解できないう状況のように思われます。そのような措置をとつて一体どの程度把握できるか、どの程度把握漏れがあるというふうにお考えなのか、わかりましたらお答えいただきたいと思います。

○長尾政府委員 お答えを申し上げます。

現在、国民年金の被保険者につきましては、私どもで機械化を進めておりますいわゆるオンライン計画におきます適用面の完成をいたしております。つまり、被保険者の管理がコンピューターし

で、未加入の方につきまして三号該当であるかどうかというのを把握するのは技術的に大変難しい点があることは先生御指摘のとおりと思います。私どもは市町村におきます住民台帳、国民健康保険の被保険者の台帳等を基礎にいたしまして、できる限り網羅的に対象者を把握できるよう方法を検討いたしておりまして、できる限り多くの方が漏れなく三号被保険者としての届け出をしていただきたいというふうに考えております。

○長尾政府委員 お答えをいたします。

につきましては私どもの方でできる限り努力をを
させていただきたいと思っております。

○**審査委員** 内縁の妻の場合はそれをどのように
解決していかれるのですか。ちょっと明確じやない
いものですから、もう一度お答えいただきたいと
思います。

○**長尾政府委員** お答えをいたします。

三号被保険者、つまり被扶養配偶者であるかと
いうことの認定の一つの基準として考えておりま
すことは、他の社会保険におきまして、例えば健
康保険におきまして被扶養者としての登録がされ
ておるということを一つの基準として考えており
ます。それから、現在市町村を窓口にするとい
う形で申し上げておりますが、市町村におきまして
は住民基本台帳の管理をやっておるわけござい
まして、いわば事実上の配偶者であるということ、
それから被扶養の状態であるとの二点につきま
しては確認ができるというふうに考えておりま
す。したがいまして、いわゆる法律上の届け出を
されておられませんが、事実上被扶養配偶者と同
様な方につきましてはそういう形で確認をさせて
いただきたいと思っております。

○**審査委員** 実際問題として届け出というのにか
なり左右される。そういうことを考えてみますと、
その辺のところが実態とぴたり合った届け出が
スムーズに行われるという仕組みにならないとい
限り、権利のある者がその権利を受けられないと
かあるいはまた異なる状況に追い込まれてしまう
ということがあるので、今お聞きした限りにお
いても十分把握できるというふうには了解できな
い状況のように思われます。そのような措置をを
とつて一体どの程度把握できるか、どの程度把握
漏れがあるというふうにお考えなのか、わかりま
したらお答えいただきたいと思います。

○**長尾政府委員** お答えを申し上げます。

現在、国民年金の被保険者につきましては、私
どもで機械化を進めておりますいわゆるオンライン
システムにおいて適用面の完成をいたしておりま
す。つまり、被保険者の管理がコンピューターシ

システムによってできることでございます。したがいまして、今後の仕組みといたしましては、いわゆる配偶者情報、今回届け出によりましてその方の御主人に当たられます方の被保険者番号を登録していただくわけでございますが、そういうような配偶者情報をチェックできるようなシステムをもちまして、いわば先生今御指摘の届け出がおくれたケースにつきまして、即時というのはなかなか無理かと思いますが、今後チェックを考えていきたいと思っております。その場合に、どれくらいの確認が制度としてできるかというのは大変難しい問題であると思いますが、できる限り年金受給に問題のないような数字まで持つていきたいと思っております。

○**齋藤委員** 届け出によつて一号か三号かが変わつてくる。その場合に、一号の場合だつたらみずから保険料を払わなければならぬし、三号だつたら払わなくていいというようなことから考えますと、この辺のところをきちんとしない限り、本当に公平な年金受給ということは確保できないのではないかということを指摘しておきたいと思いますし、努力はなきりますものの、その辺で完全な把握が困難だということから見ましても、無年金者というのはここでも出てくるというふうに思つておきたいと思います。こうした無年金がさまざまな条件のもとで生まれてくるわけですから、他方、六十五歳以上は厚生年金や共済年金から締め出されるということになつて、六十五歳以上の企業の重役とか天下り官僚などは、年金と報酬を両方受けられるという仕組みになつておりますが、これは私は非常に不合理なものではないかといふふうに指摘をしておきたいと思います。

そこで、次にお尋ねいたしましたが、厚生大臣大臣、社会保障それから年金の分野において男女平等は確保されなければならない、憲法第十四条は貫かれなければならないと思いますが、お二の方の御意見を伺います。

○**増岡国務大臣** 御指摘のように、男女平等の趣旨は貫かなければならぬと思いますけれども、その際におきましても、そのときどきの社会、経済情勢というものも考えてみなければならないと思います。

○**竹下国務大臣** 憲法十四条はそのとおりであります。

○**齋藤委員** 憲法十四条の条文がどうなつてゐるかという問題ではございません。憲法十四条に書かれている男女平等が、社会保障の分野、年金の分野に貫かなければならぬ、そのように御理解なさつただけましたでしょうか。

○**吉原政府委員** 御趣旨のお答えしたわけであります。

○**齋藤委員** ところで、遺族年金についてお尋ねするわけですけれども、遺族年金というものは加入者の年金権の一部を構成するものと理解してよろしいのですね。

○**吉原政府委員** そういうことでございます。

○**齋藤委員** そこで、この遺族年金を見てみると、国民年金、厚生年金、それから共済年金の規定は、規定の仕方に多少の違いはありますけれども、いずれも加入者が夫の場合と妻の場合では、遺族給付の受給権について異なる要件が審査されており、同じ加入者でありながら、死んだのが夫であれば遺族給付が行われ、死んだのが妻であれば遺族給付が支給されないといふことは、明白な男女差別以外の何物でもないと私は思つてます。したがつて、このように法律上明白な男女差別の条文を設けるということはおよそ理解できないところでございますけれども、この遺族給付の男女差別について是正すべきである、平等にすべきであると思ひます。

ILOが一九八四年に「二十一世紀へ、社会保障の発展」と題する報告書を出しておきますけれども、そこでは社会保障における男女平等原則確立のために放棄すべき慣行の一つとして、遺族給付の受給権が女性にあつて男性にないことを挙げています。したがつて、夫が死亡したときには、子のある妻

よりも妻の方が多いとか男の場合は少ないといふことは実態からいってあり得ることかもしれませんけれども、法律の上で最初から男女を明らかに区別して、差別して規定をし、そして最初から男性には遺族年金を受ける権利が排除されているといふことは全く許されないことであり、憲法違反であると私は思つてます。

そこで、次にお尋ねいたしましたが、厚生大臣大臣、社会保障それから年金の分野において男女平等は確保されなければならない、憲法第十四条は貫かれなければならないと思いますが、お二の方の御意見を伺います。

○**増岡国務大臣** 御指摘のように、男女平等の趣旨は貫かなければならぬと思いますけれども、その際におきましても、そのときどきの社会、経済情勢というものも考えてみなければならないと思います。

○**齋藤委員** 憲法十四条の条文がどうなつてゐるかという問題ではございません。憲法十四条に書かれている男女平等が、社会保障の分野、年金の分野に貫かなければならぬ、そのように御理解なさつただけましたでしょうか。

○**吉原政府委員** ただいまの御答弁は全く納得できません。と申しますのは一般通念上これが認められているということをおつしやいましたけれども、これまで再三にわたつてさまざま問題点が一般通念上ということで男女差別が行われてきたケンスがございます。しかし、今日男女平等とうのは憲法に規定されている当然のことであるだけではなく、婦人に対するあらゆる差別の撤廃条約が批准されるような状況になりまして、さまざまな分野で見直しも行われ、古い社会通念を排して、新しい今日の実態にマッチした状況に変えられてきているというのが実態です。

遺族年金の場合、結果として支給を受けるのは妻の方が多いとか男の場合は少ないといふことは実態からいってあり得ることかもしれませんけれども、法律の上で最初から男女を明らかに区別して、差別して規定をし、そして最初から男性には遺族年金を受ける権利が排除されているといふことは全く許されないことであり、憲法違反であると私は思つてます。

ILOが一九八四年に「二十一世紀へ、社会保障の発展」と題する報告書を出しておきますけれども、そこでは社会保障における男女平等原則確立のために放棄すべき慣行の一つとして、遺族給付の受給権が女性にあつて男性にないことを挙げています。したがつて、夫が死亡したときには、子のある妻よりも妻の方が多いとか男の場合は少ないといふことは実態からいってあり得ることかもしれませんけれども、法律の上で最初から男女を明らかに区別して、差別して規定をし、そして最初から男性には遺族年金を受ける権利が排除されているといふことは全く許されないことであり、憲法違反であると私は思つてます。

これまでの年金制度というのは、旧来の伝統的な男女役割分担意識に支配された社会構造のもので、子供は結婚以外に生まれないとか、結婚は永続的なものであるとか、正常とは言わないまでも今日男女の古典的役割分担意識を改めなければならぬ時代に来ておりまして、差別撤廃条約はそれを明記しております。

これまでの年金制度というのは、旧来の伝統的な男女役割分担意識に支配された社会構造のもので、子供は結婚以外に生まれないとか、結婚は永続的なものであるとか、正常とは言わないまでも社会的に望ましい女性の役割は、経済的に夫に依存し有償労働に従事しない主婦であり母親であるという伝統的な前提のもとに築かれてきてるわけです。先ほど申し上げたとおりです。しかし、これは今日ではもはや妥当なものではないし、伝統的な社会保障制度に対する最も本質的な挑戦は、結婚が一人の男性と一人の女性の永続的な結びつきではなくなつたという事実である、これはILOが述べているわけですね。結婚の破綻もふえております。また、有償労働に従事する女性も驚異的に伸びておりますし、今後もさらにふえていきます。これが時代の進展であり、当然のことであり、女性の権利意識も前進してきます。

我が国では、これまでに社会通念だ、当たり前の

だと言われてきたことがござりましたけれども、この十年の間に幾つか是正してきたことがございます。

例えば夫婦共同扶養の被扶養者の認定の問題とか、住民票における世帯主の認定の男女差別の問題とか、生活保護法における保護費の男女差別なども是正されておりました。これらはいずれも昔は当然であった、これは社会通念であります。

あつたと言われてきたことばかりです。しかし、時代の進展に従って、そして男女差別撤廃協約を批准するという今日の事態に合わせて是正されてきているわけです。

年金はきょうつくつてあした変えるというものではありません。二十一世紀に向かってさらにその先まで考えた上で体系をつくっていくといふことは、きょうつくつてあした変えるといふことから考えますと、今後の社会のあるべき姿あるいは当然予測される姿を正しく見て、それに適応するものでなければならぬというふうに私は思っています。

したがつて、このよしな遺族年金給付は、ILOに指摘されるまでもなく憲法に違反し、男女差別であると私は思いますので、ぜひとも年金担当大臣、是正をするように強く求め、御答弁をいただきます。

○増岡國務大臣 保険制度でございますので、したがいまして、その保険制度の中で遺族に対する給付を行う場合には、やはりその遺族に対しても得保障を行う必要があるかないかということが基本にならうかと思うわけでございます。

したがつて、女性がお亡くなりになつた場合でも、男性がかなり高齢であつてそういう稼得能力がないという場合には、先ほど申し上げたように遺族厚生年金が支給されるようになつておるわけでござります。

○運輸委員 全然答弁になつてないと思うのですね。必要性というのは何も六十以上でなくたつて若いときだけあり得るわけで、現実になればそれは受給しなければよろしいわけですから、制度上それをあらかじめ排除することを不当である、間違つておるというふうに私は申し上げておりますから、全然答弁になつてないというふ

うに思いますが時間が来ましたので終わります。

○高島委員長 梅田勝君。問いたいと思います。

○梅田委員 私は、国鉄共済問題につきまして質

（高島委員長退席、越智委員長着席）
報告書の中におきましても、「その原因は、いわゆる戦中・戦後の大量採用職員が退職時期を迎えて、年金受給者が急増している一方、国鉄の経営改善のための職員数が急減しているなど、構造的要因によるものである」ということは、もはや今日ではだれも否定できないところでございます。

そこで、国鉄当局に成熟度の問題につきましてお伺いをいたしますが、五十九年度末におきまして一七・八となつておりますが、仮に今回、国鉄再建監理委員会が意見の中で言つておりますような二十一万五千人体制になった場合にはどのような成熟度になるのか、またその場合に仮にそれを全部国鉄に負担せるというようになつた場合に、国鉄労働者の掛け率は幾らぐらいになるか、お答え願いたいと思います。

○川口説明員 お答えをいたします。

国鉄共済組合におきましては、現在組合員数が約三十一万人でございます。また年金受給者が約四十二万人でございまして、その成熟度は一三五程度に達しておりますわけでございます。

今後監理委員会の意見に基づきまして経営改革が実施された場合の見通しでございますが、これは転退職する職員がどのような時期にどのようなり数やめるか、またその転退職者がどのような年齢層の者であるかというようなことが現段階では定かではございませんので、正確な成熟度の予想数字は出にくいわけでございますが、大まかに申しまして、昭和六十五年度になりますと組合員数が約現在より十万人減少いたします。ただ、この約十万人の減少の者がすべてに年金受給者となるわけではございませんが、これらを総合的に勘案いたしますと、六十五年度時点の成熟度は二〇〇を超えるという予想が成り立つわけでござい

ます。

○梅田委員 要するに成熟度は二〇〇を超えると重大事態になるわけでございます。そこで掛率が何倍になるかというのがなかつたわけでござりますが、これはもう大変なことになるのだな。

そこで大蔵大臣に聞いていただきたいのです。が、私にぜひこれは国会で明らかにしてほしい、訴えてほしいという要望で、給料の明細書を国鉄労働者からいただきたいわけでございますが、Kさんという三十五歳の方でございます。六十年の九月給料表によりますと、基本給は十八万九千七百円、それから共済の短期、長期、所得税、市町村民税、これらを入れますと三万九千二十五円、実際に二〇・五七%に達しております。総収入に対しましての比率を出ししましても一九・一二%でございます。手取りは十四万七千七百円しかこの方はもらつてない。

それからMさんという四十五歳の年配の方でございますが、基本給は二十一万二千六百八十二円、それ以外諸手当がつきますが、先ほど申し上げた共済と税を合わせました控除が五万二千八百九十四円、実に二四・八六%に達している。総収入に対しましても二〇・五六%だ。手取りわずかに十四万四千四百三十四円にしかならぬ。これ以上掛け金が高くなつたらかなわぬということで、負担能力に限界が来ているのじゃないか。

これを何とかしなくてはならぬという点について、まず大蔵大臣、どのようにお考えですか。

○竹下国務大臣 恐らく今の数字はそのとおりであろうと、私もそういう前提で感じたことをお話ししますならば、確かに国鉄、高うございまして、まず大蔵大臣、どのようにお考えですか。

○竹下国務大臣 恐らく今の数字はそのとおりであろうと、私もそういう前提で感じたことをお話ししますならば、確かに国鉄、高うございまして、昭和六十五年度になりますと組合員数が約現在より十万人減少いたします。ただ、この約十万人の減少の者がすべてに年金受給者となるわけではございませんが、これらを総合的に勘案いたしますと、六十五年度時点の成熟度は二〇〇を超えるという予想が成り立つわけでございます。

お答えをしておるところであります。

○梅田委員 先ほど來の議論を聞いておりましても、大蔵大臣はたびたび労働者連帶、美しい労働者連帶などと書いて、全体を見ていくことが大事であるというようなお考えをお示しのようであります。

が、これは結局は国民全体に広く負担を軽嫁するものであります。統合を考えるということではなくて本当に国民全体の連帶を考えるならば、あるというようなお考えをお示しのようであります。

が、財界がいろいろなことを押しつけた、自民党もそれに同調してやつた、こういう大きな責任があるわけです。だから、かかる財政危機の問題については毅然として、一般会計からやりくりして出すべきだ。一般会計から出せば、所得再配分の機能を持つてゐるわけですから、これこそ国鉄の財政赤字をつくり出したのは、私どもの理解では、財界がいろいろなことを押しつけた、自民党もそれに同調してやつた、こういう大きな責任があるわけです。だから、かかる財政危機の問題については毅然として、一般会計からやりくりして出すべきだ。一般会計から出せば、所得再配分の機能を持つてゐるわけですから、これこそ全体の連帶感で問題を解決するということになりませんか。あなたの言うオール日本による解決というのは、結局、当面積立金で、かなり金額を持つてゐる厚生年金で何とかしてもらえないか、せんじ詰めたらそこへくるんじゃないですか、どうですか。

は、実際問題として、共済を統合いたします際法律の審議をするまでには審議会の答申をいただかなければならぬわけです。その答申をいただくについて、私も、主として懇談会でございますけれども、よく様子を聞かしていただきました。そのときの議論というものがまさに労働者連帶だと私自身が感銘したという思想を述べたわけであります。したがつて、今その制度ができることは間違いございません。さらに、この国民連帶というのと、そのときにもそういうことを感じたという意味で申し上げておるわけでござります。たびたび申し上げておりますいわゆる統一見解というものをどうするかということになりますと、たびたび御承知おきを賜りたい。

ただ、一般会計という言葉がよく出ます。そしてやりくりという言葉もお出しになりました。それはやりくり大変でございます。が、やりくりの

限界に達しておるという感じもいたしますものの、これからもやりくりをしなければなりませんが、安易に一般会計といったのは、こういう場合に、そういう短絡的な物の考え方というのは、一般会計の財源を負担するのもまた国民であるという意味において、よほど慎重にならなければならぬということもかねがね申し上げておるところです。

○梅田委員 それでは政府と大蔵大臣の責任は逃れない。あなた、国民国民というぐあいに換言をするけれども、もちろん國民主権の國家でありますから、國家の構成の中では国民一人一人が主人公だ。しかし、企業の方はどうか。財界は法人として好き嫌手なことをやっているわけだ。税金も安くまけてもらっているし、國家財政に寄生していくいろいろな補助金をもらったり、公共事業などといつていろいろな仕事をやつたりして、そして大もうけしているわけだ。国鉄はいろいろなことで、食い物にされた典型的なわけですよ。

そういう問題で起った国鉄財政破綻問題をどのように解決をしていくか。再建監理委員会が意見を出してきたわけだけれども、あれは全然、長期債務等の問題については解決らしい解決は何もしてないわけだ。きのうから議論をして、共済の出口のところで何とか議論した結論を報告するということを御答弁になつたわけでございますが、しかしこれは、すつきりとそれじや必ずこの問題は國で責任を持ちますというようなことを約束されたわけじゃないわけだ。あなた、監理委員会が今回の国鉄財政破綻の問題で膨大な三十七兆に達する長期債務等の問題について処理方針を出しますが、いろいろ明細は時間がないから避けますが

運輸大臣、監理委員会の設置法が議論されたときに、いろいろ議論がありましたが、ここに五十八年の四月十二日の会議録も持つてまいりましたが、長期債務、これをどうしていくか、「総合的に監理委員会において検討して、そして適切な結論を出していく」というように、当時の政府が約束しているわけですよ。ところが、出てきたものは、さっぱりわけがわからぬものが出ていて、監理委員会が設置されたらもう万事、長期債務等の問題解決がうまくできるというように世間に思われさせています。それで、実際出てきたものは、結局は、膨大な金額を国が考える、ひいては国民の負担にしろと。一般的に国民に平均化されたらまたものじやないですよ。

我々は、原因者負担でやれ、だがそれがそのように国鉄財政を破綻させたか、そのところの追及なしにはこの問題についての国会、委員会における審議というものは進まないと私は思うのですよ。適切な結論を出していくというこの約束を忠実に実行していく気があるなら、まず財源措置を明確にしていただきたい。そして、そのような財源措置が明確に立たぬ、なお引き続き議論をさせてもらいたい、時間をかしてもらいたいとかいうのであれば、答申が出たらあたかも即実行のようにやられておりますが、いろいろ分割・民営化の法改正準備というようなものは即刻中止をすべきだと私は思うわけであります、運輸大臣、いかがですか。

○山下國務大臣 どうも御質問の趣旨が私にはよくわからないのですけれども、八つ当たり的にいろいろおっしゃいましたけれども、国鉄再建監理委員会は、再来年の四月一日いよいよ会社として発足するには三十七兆三千億円の債務を処理しなきやならぬということで、その内容につきましては意見でもつて十分述べてあります。

ただ、これだけの金額ですから、それぞれどんに割り当てる、そんな簡単なわけにはまいりませんので、その中に、例えば四兆九千億円についてはこれは新しい会社に引き継がしてもとても支うことは困難だよ、だから旧国鉄に一応置いていて、そして長期債務と一緒に処理すべきものあるというふうに意見では言つてある。

また、確かにおっしゃるとおり、民営・分割で国鉄の大改革とともにこれを進めていくために年金も同時進行させなきやならぬ、当然のことあります。当然のことではありますから、この問題については、きのうから内閣総理大臣初め、この問題についての統一見解を述べられたじやありませんか。

○梅田委員 いや、その統一見解、その議論の過なるものを聞いてみないとどうなるかわからぬじやないです。そうじやなしに、どんどん審議だけは進行してほしいというのは、そんなのは虫がよ過ぎるというのだよ。

どうも大蔵大臣の御答弁を聞いておっても、局は広く国民に負担させるというお考えのようありますが、厚生大臣、もし仮に国鉄共済と今ところ大きな財源を持つてゐる厚生年金とを統合した場合、國の負担はどのように変わつてしまふか、それから労働者の負担もどのように変わりますか。

○増岡国務大臣 その問題こそ、この共済年金を上げていただいて来年の四月一日以降協議をしようということでござりますので、現段階では上げられないと思います。

○梅田委員 そういう答弁でいつも逃げていかかるのだけれども、厚年に統合していった場合によると、これは簡単に言えば國の負担はどんどん減っていくのじやないですか。そして労働者の負担はどんどんふえるということじやないですか。そうすると、厚生年金の積立金といふもの今まで營々として労働者と事業者の方で積んでいたわけでしよう。それを国鉄が破産したから何とかしてくれと来た場合には、積立金を流用する

せで払はれていたり、申しまるまでもう一つの問題が、國民年金と厚生年金が改悪された結果、昭和九十年の計算をしてみたら四兆一千百四十億、昭和九十年という時代があるかどうか疑問でございますが、二〇一五年の時点では國の負担はそれだけに減るわけだ。國公共済の場合で言いますと、昭和九十年になると八百億の國庫負担減になる、六割減ですよ。結局国が負担する分はどんどん減らしていくって、その分を全部労働者、國民に転嫁していくというのが今回のやり方じやないですか、どうですか。

○増岡國務大臣　國の負担が減ります分は主として給付の適正化によるわけでございまして、その適正化によりまして働く人の保険料も上がるべき部分をかなり縮めておるわけでございますから、私は先生御指摘のようなことはないと思います。

○梅田委員　最前から言っているように、掛金をどんどん上げていって労働者をいじめているわけだ。國鉄の財政が破綻し、共済年金の財政が破綻してきた本当の原因はどこにあるか。計画以上にどんどん人減らしをやってきて五六年の財政調整すらうまくいかないということですから、これは主として國の責任で発生した問題ですから、そして何遍も議論になつてゐるようく國の責任ですとどんと人減らしをやってきて五六年の財政調整監査報告ですらそのようなことを指摘しているわけですから、それに対して財政手当てをどうします、このようにしますとばつと大蔵大臣言うてもらわなければ解決しませんよ。

あなたた財源がないと言いますが、今こそ軍事費を削つて、大企業奉仕の予算を減らして、それを國民の福祉や教育、暮らしの充実のために回せ、この國民の切実な声を実行すべきですよ。軍事費は、この間の計画でGNP-1%枠突破の問題で重

大なことになりましたが、十八兆四千億。この成長率でどんどんいつたらどないなりまんねん。これもいろいろな計算がありますが、昭和七十年になつたら軍事費は六兆八千億になる、昭和八十年になつたら十四兆三千億になる、とんでもない数になる、名目伸び率が七・九%といったとしたらですよ。私は、日米軍事同盟のもとで軍事費をどんどんふやすということは、国民の平和と安全に脅威こそあれ暮らしには何の役にも立たないと、う点を考えるならば、ここで大いに発想を転換して、暮らしお充実のためにそういう諸費用は回すべきだと思うわけでございます。

また党は、年金改革の問題につきましては、本当に国民の老後生活が保障できるような、最低の生活ができるような年金制度を充実しろというように提案をしているわけでございますが、この基本的な問題について、大蔵大臣、厚生大臣、並びに国鉄再建に重大な責任を持つ運輸大臣の各答弁をお願い申し上げて、私の質問を終ります。

○竹下国務大臣 国鉄は昭和三十八年までは黒字でございました。三十九年から赤字になりましたが、それはいろいろな理由がござりますので、大企業が国鉄にツケを回したという見方に私は立ておりません。

それから、かなりあちこち飛びましたので、八つ当たりとは申しませんが、八つ当たり的であつたかもしれないと思いまますけれども、私どもから申しますならば、それこそ監理委員会が意見を出されたわけでござりますから、その意見を取り上げましてこれから部内で相談して、それでまた法律をお願いして御審議をいただいたり、今のようないろいろな意見もいただくわけでござりますから、今確たることを申し上げる段階にはございません。

ただ、私自身が担当しておりますのは国鉄のまさに共済問題であります。この共済も一つの方向を監理委員会が意見として出しておられるわけでありますから、これをどう仕組むかといふのはこれから検討の大きな課題でございます。物をやるに当

たりましては、すべてのものを初めからきちんとそろえてやるということは、最終的には国民が理解してくれなければいかぬわけでござりますから、順を追いながら、これらの意見を最大限に尊重して、私に与えられておる国鉄共済問題についての解決策を講じていこう、こういう基本的な考え方でございます。

○増岡国務大臣 年金を充実するにつきましても、やはりその手順として関係者のそれぞれの理解が必要でございますし、国民の合意ができるような方法でやらなければならないと思っております。

○山下国務大臣 御質問の趣旨はよくわかりました。そこで、現職の職員、それからOBの方々に御不安のないように十分配慮していただきたいと思います。

○橋田委員 時間がございませんのでなかなか反論はできませんが、確たるものもないのに分割・民営をどんどん進めるという今の政府の姿勢はぜひ改めてもらいたい、このことを強く要求して、終わります。

○越智委員長 江田五月君。

○江田委員 共済四法案の連合審査ですが、これは年金改革の第三弾ロケットですか、第一弾、第二弾が既にスタートをしておるということなので、この前の段階の国民年金、基礎年金について大蔵、厚生両大臣に伺っておきたいと思います。

それから、かなりあちこち飛びましたので、八つ当たりとは申しませんが、八つ当たり的であつたかもしれないと思いまますけれども、私どもから申しますならば、それこそ監理委員会が意見を出されたわけでござりますから、その意見を取り上げましてこれから部内で相談して、それでまた法律をお願いして御審議をいただいたり、今のようないろいろな意見もいただくわけでござりますから、今確たることを申し上げる段階にはございません。

ただ、私自身が担当しておりますのは国鉄のまさに共済問題であります。この共済も一つの方向を監理委員会が意見として出しておられるわけでありますから、これをどう仕組むかといふのはこれから検討の大きな課題でございます。物をやるに当

年金で暮らしていくと、いうことが普通の人生の歩み方なんだという、そういうコンセンサスを得て、この年金制度が新しい時代にふさわしくスタートをしていかなければならぬと思うのですが、さらにも、世代間連帯ということを達成するために若い世代、生産年齢人口の皆さんに大変な負担をこれからお願いをしていかなければならぬわけですが、これが、これくらいよいよ重要な役割を果たされようという竹下さんに伺いたい。

自営業の皆さんに対しても、本当にこの公的年金も、若い世代、生産年齢人口の皆さんに大変な負担をこれからお願いをしていかなければならぬわけですから、その負担をすれば将来はこういう年金をいただけるんだ、そういう夢のある年金になつていかなければいけないと思います。

ところで、今基礎年金しか資格がないわゆる自営業等の皆さんについては、一人当たり五万円というようなことで、一体そういう意味の年金と言えるのかどうか。大蔵大臣は「日本列島ふるさと論」ということで、これから展望をひとつ国民に大いに与えていただくという立場をみずから確立されようとしているわけですが、そういうお立場からして、こういう自営業者の皆さんに対する公的年金のあり方でいいのかどうか。私はやはり、この二階建て部分というものは、これはもう社会保険審議会にても国民年金審議会にしても、あるいは社会保険制度審議会にしても、そればほどの人物であるかどうか、みずから自問自答を毎日いたしておりますので、そういうことでござりますけれども、やはり基礎年金制度というのは私は大きな一つの進歩ではなかつたかな、公的年金の充実の意味において、こう思っております。

○竹下国務大臣 これから何を果たすかという、そればほどの人物であるかどうか、みずから自問自答を毎日いたしておりますので、そういうことでござりますけれども、やはり基礎年金制度というのは私は大きな一つの進歩ではなかつたかな、公的年金の充実の意味において、こう思っております。

○江田委員 それでは所管の大臣、最初の質問です。国民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しなければならぬ厚生省を所管する大臣として、今のこの国民年金受給者に対する基礎年金五万円しかないという、こういうあり方と云ふのは一体どうお考えですか。

○増岡国務大臣 五万円というものが生活に要する部分を国民年金にも求めたらどうだという御意見でございますが、この問題は多様な業態にわたります国民年金の被保険者の所得をどういうふうに把握するか、大変難しい問題があると思いますが、基本的にはこれは厚生省において十分検討されておるわけでございまして、御指摘のようないい方法がなければ検討をしてまいりたいと思います。

○江田委員 いや、何らかのいい方法があれば検討するといつたつて、それはあるかないかを検討

するものが検討であつて、いい方法があれば、もうそれは検討にも何もならぬと思うのですが、いずれにしても、年金の問題というのは、これは将来の国民に対しても、こういう新しい社会の制度をつくっていくのですよ、みんなでひとつ大いに夢を持ち、頑張つていこうじゃないか、そういうことをやはり厚生大臣、國民に語つていただきなければいけないので、何かまことに失礼ですが、今の厚生大臣のそういうお答えぶりからは、何の夢も希望も見出せないということになるのではないかと思いまして、その点はなお聞いてみたいところですが、時間が来ましたので、さようは両大臣、本当に御苦労さんでした。それから関係の省庁の皆さんあるいは国会職員の皆さん、本当に御苦労さんでした。質問を終わります。

○**越智委員長** 本日は、これにて散会いたします。

午後七時十七分散会

昭和六十年十一月二十日

昭和六十年十一月二一日印刷

昭和六十年十一月三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局